

河川管理者提供資料

淀川水系河川整備計画基礎案に関連する委員会などに関する住民参加の進捗度検討資料(案)

住民参加部会

淀川水系流域委員会
第10回住民参加部会・第5回意見聴取反映WG検討会
合同会議（H18.11.15）
審議資料 1

※「1. 設置状況」については委員会設置年度を併せて記載

※「4. 委員会等の設置根拠」「5. 委員会等の構成」「6. 委員会等の開催形式」については該当する欄に○印を記載（複数回答可）

No.	整備内容 シート 番号	検討項目／諸委員会・協議会など	1. 設置状況	2. 設置期限	3. 開催頻度	4. 委員会等の設置根拠					5. 委員会等の構成					6. 委員会等の開催形式			
			a. 既設 b. 未設置 c. 設置予定	A. 常設 B. 時限		①技術的課題 に対する検討	②行政間にお ける情報の共 有化・合意形 成	③関係者を含 めた情報の共 有化・合意形 成	④住民意見の 聴取	⑤住民への情 報提供・意識 啓発・連携強 化	①行政	②+学識経験 者	③+関係者	④+有識者住 民委員	⑦+住民	①委員会形式	②委員会形式 （一般傍聴あ り）	②対話討論会 形式（第3者主 導型）	③ワークショップ 形式（住民 主導型）
12	治水1-1-3	（木津川上流管内）水害に強い地域づくり協議会準備会		a	不定期 (2~3回/年)	○	○				○							○	
22 ～ 25	環境9-1	（各事務所管内）琵琶湖・淀川流域水質管理協議会	c				○	○		○	○	○	○	○					
54	治水1-1-1	水害に強い地域づくり協議会（淀川） 【首長会議・行政WG】	a H16年度	A	首長会議： 年1回 行政WG： 年2回		○				○					○			
		水害に強い地域づくり協議会（淀川） 【住民への各種説明会（勉強会）】	a H17年度	B	随時					○	○	○			○				○
55		水害に強い地域づくり協議会（琵琶湖）	a	A	3回	○	○				○	○					○		
		水害に強い地域づくり協議会（琵琶湖） 【担当者会議・ワーキンググループ】	a	A	担当者会 議： 4回 ワーキング： 6回	○	○				○	○				○			
		水害に強い地域づくり協議会（琵琶湖） 【ワークショップ】	a	B	3回	○				○	○	○	○		○				○
56		水害に強い地域づくり協議会（木津川上流）	c	A	未定	○												○	
57		水害に強い地域づくり協議会（猪名川） 【猪名川流域総合治水対策協議会】 （情報伝達や避難体制の構築に係る専門部会）	a	A	専門部会： 年1回	○	○				○					○			
67	利水1-4	渇水対策会議（淀川水系全体）	c	未定	未定		○				○	○	○（利水者）	○		○			
68	〃	渇水対策会議（琵琶湖・淀川関係）	c	未定	未定		○				○	○	○（利水者）	○		○			
69	〃	渇水対策会議（日吉ダム関係）	c	未定	未定		○				○	○	○（利水者）	○		○			
70	〃	渇水対策会議（木津川関係）	c	未定	未定		○				○	○	○（利水者）	○		○			
71	〃	渇水対策会議（室生ダム関係）	c	未定	未定		○				○	○	○（利水者）	○		○			
72	〃	渇水対策会議（猪名川関係）	c	未定	未定		○				○	○	○（利水者）	○		○			

<説明>

1. 設置状況 当該会議の設置状況、設置済みのものについては設置年度を記載

2. 設置期限 常設or時限

3. 開催頻度

4. 委員会等の設置根拠についての説明（該当項目全てに○印を記載）

①技術的課題について専門的な検討を行うもの

②河川管理上の課題について、異なる行政（河川管理者）を含め、検討をおこなうもの

③河川管理上の課題について、関係者（利水者、関係団体の代表等）を含め、検討をおこなうもの

④住民意見の聴取を目的としたもの（傍聴者の意見聴取を含む）

⑥住民参加型で行うもの

5. 委員会等の構成欄についての説明（該当項目全てに○印を記載）

①行政関係者のみ

②学識経験者として、主に大学等研究機関に係わる方を委員として入れているもの

③関係者として住民とは区別し、利水者や漁業組合関係者等の代表の方を委員として入れているもの

④有識者住民として学識経験者とは区別し、専門的知識や豊かな経験を有する住民を委員として入れているもの

⑤住民を委員として入れているもの

6. 委員会等の開催形式についての説明（該当項目全てに○印を記載）

①内部会議

②公開会議

③第3者の進行役（ファシリテータ）をおき、参加者の相互理解、より深い意見を得るためのもの

④住民自らが問題意識、目的意識を持って、勉強、作業を行うもの

水害に強い地域づくり協議会(仮称)

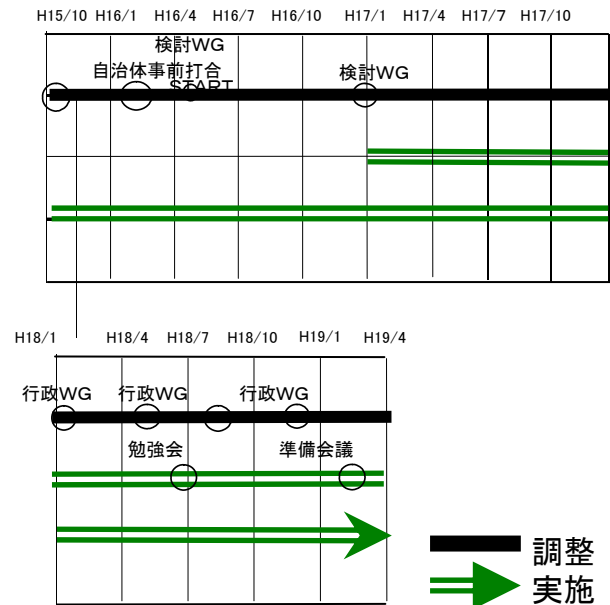
●具体的な整備内容

河川管理者と住民・住民団体、自治体等で構成される「水害に強い地域づくり協議会(仮称)」を設置し、関係者が連携して下記の1)から3)の項目について検討・実施する。

●検討・実施内容

- 1)自分で守る(情報伝達、避難体制整備)
- 2)みんなで守る(水防活動、河川管理施設の運用)
- 3)地域で守る(街づくり、地域整備)

●スケジュール

●委員会等からの意見
特になし

●進捗状況報告

木津川上流河川事務所管内において、特に人口・資産が集中する伊賀市、名張市において行政担当者レベルでの意見交換会を実施してきた。平成17年度は災害時における行政対応について会議を行った。現在までの会議では、自助・共助の重要性及び住民意識の向上について議論を行ってきており、徐々にではあるが自治体の意識も向上してきている。今後は住民意識の向上に向け、自治体が主体となった会議を実施できるよう働きかける。

- ・第1回勉強会(H16. 3. 24)
三重県伊賀県民局、上野市、名張市、水機構、国交省(木津上)
・協議会発足の主旨説明 ・協議会組織の提案
・活動内容の提案(情報提供等ソフト対策検討、保水機能検討等)
- ・第2回勉強会(H16. 4. 21)
三重県伊賀県民局、上野市、名張市、水機構、国交省(木津上)
・協議会設立主旨の再確認 ・活動内容検討、意見交換
- ・意見交換会(H16. 12. 8)
伊賀市、名張市、水機構、国交省(木津上)
・協議会設立主旨の再確認(市町村合併のため) ・活動内容の検討、意見交換
- ・準備会(H17. 10. 7)
笠置町、南山城村、三重県伊賀県民局、伊賀市、名張市、奈良県、奈良市、山添村、室生村、榛原町、水機構、国交省(木津上)
・協議会設置に向け再確認 ・メンバー構成の再確認
- ・準備会(H18. 6. 14)
笠置町、三重県伊賀建設事務所、伊賀市、名張市、奈良市、山添村、宇陀市、水機構、国交省(木津上)
・豊岡市長 講演ビデオ ・伊賀市防災マップの紹介
- ・準備会(H18. 10. 25)
笠置町、南山城村、三重県伊賀建設事務所、伊賀市、名張市、奈良市、山添村、宇陀市、水機構、国交省(木津上)
・伊賀市水防訓練事例紹介 ・南山城村 IP網を活用した地域行政情報チャンネルの紹介

●位置図

凡例

- 直轄管理区間
- - - 流域境界
- ダム（完成）
- ダム（建設中）
- 堰（完成）

2) 水利権の見直しと用途間転用

水需要の再差確認を踏まえ、水利用の合理化に向けた取組を行う。

3) 既設ダム等の再編・効率的運用による渇水対策の検討及び実施

取水実態をよりの確に把握した上で、ダムによる効率的な補給について検討、実施する。

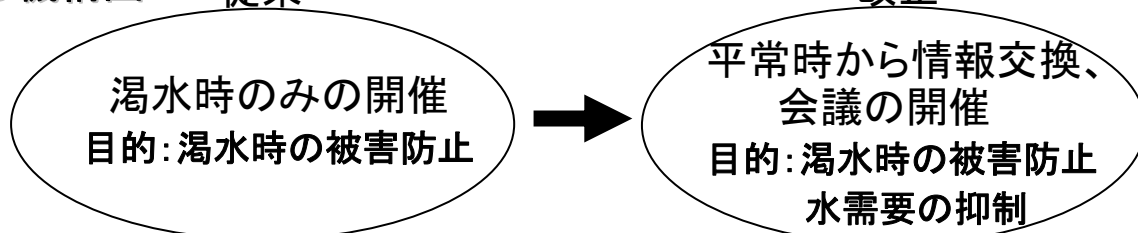
4) 従来、渇水時のみ取水制限等の渇水調整を行うための渇水対策会議を開催してきたが、更に平常時から常に水利用実態を把握し効率的な利水運用を図るとともに、水需要抑制策も含め、総合的に検討するための組織への改正を調整する。

4) 渇水対策会議の改正を調整

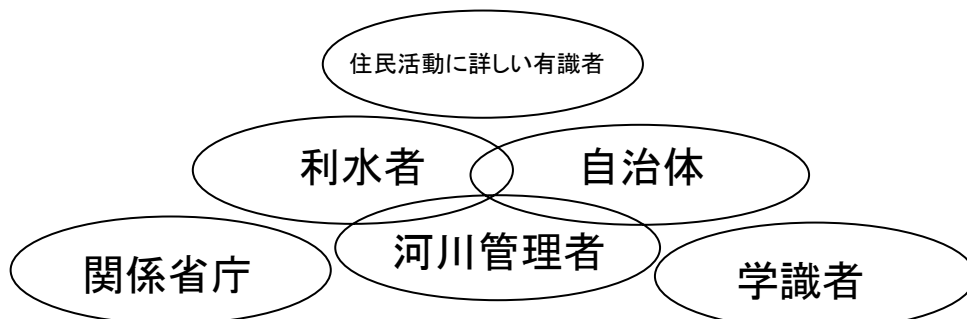
● 機構図

従来

改正



メンバー(連携により具体的行動を提起できる組織)



下記の項目を総合的に検討

渇水時の円滑な調整: 渇水調整方法

平常時の情報交換: 水利用実態の把握

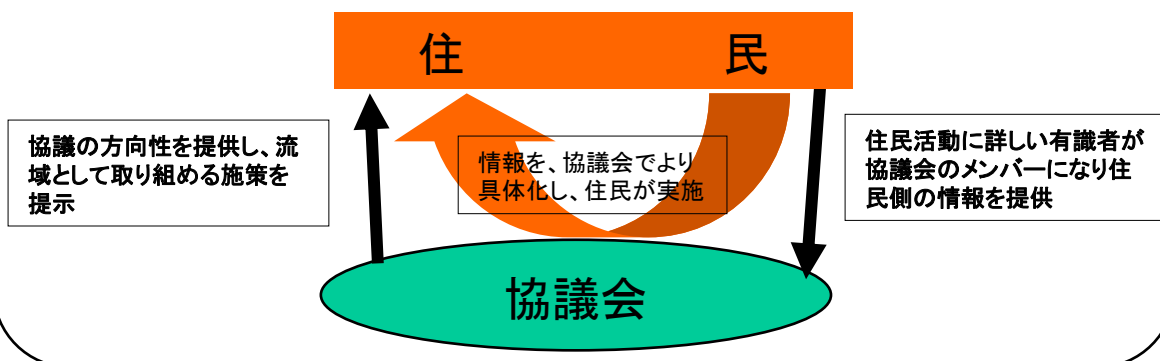
水需要抑制策: 節水の促進、再利用等の推進、住民参加を促すための取組

※水の利用抑制が進むインセンティブが働くような方向で議論し、最終的にはルール作りを目指す。

特に住民の節水行動が水需要を抑制

節水行動の
提案方法

水需要の抑制: 住民一人一人の実践が不可欠



4) 渇水対策会議の改正を調整

協議会の参加メンバー(最終イメージ)

従来

関係利水者：(水道用水、工業用水)
 関係府県：(企画部局、土木部局、農林部局)
 関係行政機関：(農林水産省、経済産業省)
 近畿地方整備局

新
協議会

関係利水者：(水道用水、工業用水、**農業用水、発電**)
 関係自治体：(企画部局、土木部局、農林部局、**水道部局、
 工水部局**)
 関係省庁：(**厚生労働省**、農林水産省、経済産業省)
 近畿地方整備局
学識者、有識者

協議会で議論する内容

1. **渇水時の調整**(利水者：時期、方法 河川管理者：調整案の提示等の助言)
2. **情報交換**(河川管理者：河川流況、降水量 利水者：取水量等)
3. **意見交換**(地域の特性を反映した水利用、水資源の有効活用について等)
4. **水需要の抑制**
 - 節水(取水の減量)の目標、とその実行度合い
 - 再利用の実行とその実行度合い
 - 節水、再利用のための施策
 - 住民が節水行動を行うための施策を検討
 - 住民への啓発活動の検討
 - 水の利用抑制が進むインセンティブが働くようなルール作りの検討
5. **議論内容の情報公開**(淀川水系流域委員会など)

4) 渇水対策会議の改正を調整

●協議会と住民の関係

- ・水需要抑制のためには、住民一人一人の行動、意識の向上が大切になる。
- ・そのため、協議会では「住民一人一人の行動、意識の向上」がおこなわれる施策を検討し、住民に提案することとなる。
- ・協議会での検討においては、住民からの行動に関する情報提供が不可欠であるため、住民活動に詳しい有識者に参加してもらう。
- ・協議会は水需要の抑制が進んでいるかチェックし、対策が計画通りに進まない場合は住民から意見を聞き 必要に応じ施策の修正を行う。
- ・対策が計画通りに進んでいるかチェックできるような体制づくりを進める。

●設置に向けた調整スケジュール

- ・担当者レベルの準備会を設置し平成18年度中には、新しい協議会の移行を目指す
- ・渇水時に行っている渇水対策会議を常設化(2回／年以上)するべく調整を開始

●整備効果

- ・再利用や雨水利用を含めた具体的な水需要抑制対策が提案され、利水者、自治体等関係機関、住民と連携し、実践することにより河川からの取水量が抑制される。その結果、河川に残された水量により河川環境の維持、保全に寄与される可能性がある。
- ・近年の少雨化傾向に伴う利水安全度の低下に対して、渇水時の被害を最小限に抑える対策が提案され、取水調整が円滑に進められる。

●提案理由(代替案含む)

- ・再利用や雨水利用を含めた具体的方策により、水需要の抑制が図られるよう、利水者、自治体等関係機関、住民と連携する必要がある。
- ・近年の少雨化傾向に伴う利水安全度の低下を踏まえ、渇水時の被害を最小限に抑える対策として、平常時の情報交換などによる取水調整の円滑化を含め種々の施策を講ずる必要があるため。
- ・渇水調整において、現状では実績取水量に応じた取水制限を実施しているが、各利水者間の安定供給確保への努力や日頃からの節水に対する努力に応じた取水制限の考え方を検討し、利水者の意向を確認しつつ渇水調整方法の見直しの提案を行う。

渇水対策会議の改正を調整

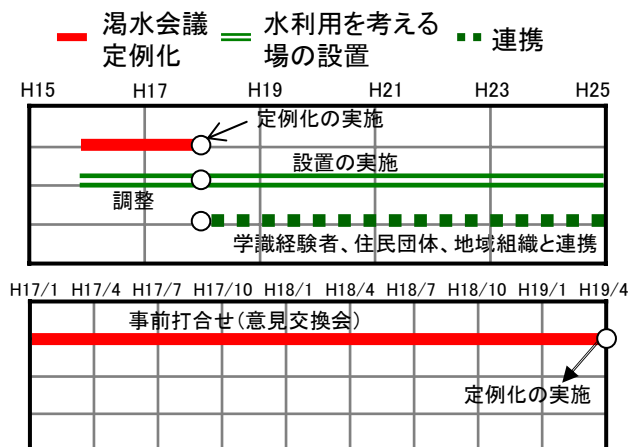
●具体的な整備内容

従来、渇水時のみ取水制限等の渇水調整を行うための渇水対策会議を開催してきたが、さらに平常時から常に水利用実態を把握し効率的な利水運用を図るとともに、水需要抑制策も含め、総合的に検討するための組織への改正を調整する。利水者、自治体、関係省庁(厚生労働省、農林水産省、経済産業省)、河川管理者の連携のもとに、渇水対策の他、平常時からの水利用に関する情報交換・水需要抑制について協議する。節水については住民の実践が不可欠であり、住民活動、水需要抑制の実践者などの有識者の参加を得て、具体的行動を提起できるような組織とする。

●事業の数量・諸元等

●事業費

●スケジュール



●整備効果

- ・再利用や雨水利用を含めた具体的な水需要抑制対策が提案され、利水者、自治体等関係機関、住民と連携し、実践することにより河川からの取水量が抑制される。その結果、河川に残された水量により河川環境の維持、保全に寄与される可能性がある。
- ・近年の少雨化傾向に伴う利水安全度の低下に対して、渇水時の被害を最小限に抑える対策が提案され、取水調整が円滑に進められる。

●提案理由(代替案含む)

- ・再利用や雨水利用を含めた具体的方策により、水需要の抑制が図られるよう、利水者、自治体等関係機関、住民と連携する必要がある。
- ・近年の少雨化傾向に伴う利水安全度の低下を踏まえ、渇水時の被害を最小限に抑える対策として、平常時の情報交換などによる取水調整の円滑化を含め種々の施策を講ずる必要があるため。
- ・渇水調整において、現状では実績取水量に応じた取水制限を実施しているが、各利水者間の安定供給確保への努力や日頃からの節水に対する努力に応じた取水制限の考え方を検討し、利水者の意向を確認しつつ渇水調整方法の見直しの提案を行う。

●委員会等からの意見

【琵琶湖部会】

淀川部会への「進捗状況詳細報告」に記載されているものは、「関係機関と今後の渇水対策会議のあり方に関する意見交換会」を開いたこと、「節水PR」を行っていることだけであって、これでは進捗状況を報告したことにはならない。少なくとも、すでに行ったものについては、何が語られ、何が一致し、何が不一致だったのかが明らかになっていなければならない。またそもそも、この点についての「河川管理者」側の意見が、「検討」に基づいて素案として提示されていなければならない。その点、この項目に関しても、極めて遺憾であると述べざるを得ない。

【淀川部会】

利水に関する具体的な整備内容として、「渇水対策会議」を、「平常時から常に水利用実態を把握し効率的な利水運用を図るとともに、水需要抑制策も含め、総合的に検討するための組織への改正を調整し、かつ、住民の実践的行動を提起できる組織」とすることは、きわめて要をえたことで、その推進が期待されるところである。

しかし、重要なことは、渇水対策会議を、真に水需要抑制を実現させる組織に再編成するためには、会議が関係機関による単なる意見交換の場に終わり、また、関係機関・地域住民に対するPR等の掛け声を行うに止まるものであってはならず、住民組織や学識経験者などの参加により具体的に水需要抑制に結びつく効果的な事業・活動を実行しうる権限を有する組織に変える必要がある。

【猪名川部会】

水需要抑制に基づく節水のPRについては、一時的なキャンペーンに終わらせず、一定の目標を持ち将来達成出来る取り組みとして行うことが必要である。すでに取り組んでいる自治体、NPOと連携して推進することが求められる。河川レンジャーの活動としても流域住民の節水が進む普及活動などの取り組みを推進する。

渇水対策会議の改正を調整**●進捗状況【取り組み状況】****(1)関係機関と今後の渇水対策会議のあり方に関する意見交換会**

淀川水系全体	平成16年3月29日
猪名川関係	平成16年5月19日
室生ダム関係	平成16年5月28日
木津川関係	平成16年6月15日
琵琶湖・淀川関係	平成16年7月21日

(2)水需要抑制の取組)**【H16年度】**

- ・ポスター、パンフレットの関係機関への配布と河川愛護月間行事への活用。
(H16年7月～)
- ・京阪電鉄での車内、駅貼り広告を実施。阪急電鉄での車内広告を実施。
(H16年7月～8月)
- ・テレビ(KBS京都、サンテレビ)での節水CMの実施。(H16年7月～8月)
- ・ラジオ(ラジオ大阪)「きんき1週間」で節水のPR。(H16年6月16日(水))
- ・近畿ゆめ通信(メールマガジン)により、各市町村等へ配信(H16年6月)
- ・「水の使い方を考えるシンポジウム」の実施(H16年8月29日(日))
- ・新聞への広告(毎日新聞 H16年9月19日(日))
- ・ラジオ、テレビによる琵琶湖淀川の環境問題を考えるキャンペーン
(H16年9月～10月)

KBS京都とラジオ大阪によるラジオ同時生放送

「みんなの節水宣言」キャラバン

KBS京都テレビ「LIVE5」内 琵琶湖環境シリーズ

ホームページの開設

節水を呼びかけるラジオCM(KBS京都、ラジオ大阪)

渇水対策会議の改正を調整**(2)水需要抑制の取組)****【H17年度】**

- ・ポスター、パンフレットの関係機関への配布と河川愛護月間行事への活用。
(H17年7月～)
- ・テレビ(KBS京都)での節水CM(H17年7月11日(月)～9月11日(日))
- ・ラジオ(KBS京都)での節水CM(H17年7月11日(月)～9月11日(日))
- ・新聞への広告(読売新聞 H17年7月22日(金)～9月21日(水))
- ・断水生活体験(社会実験)の実施(H17年9月2日(金)～9月15日(木))
- ・ラジオ、テレビによるキャンペーン
ラジオドラマコーナー「家族の断水奮闘記」
(KBS京都H17年10月3日(月)～10月10日(月))
ラジオ大阪H17年10月17日(月)～10月21日(金))
- テレビ特別番組「断水～その時あなたは!？」
(KBS京都H17年10月15日(土)、サンテレビH17年10月30日(日))
内容:参加したモニターの断水体験の生活状況の取材報告
- ・ホームページの開設
- ・ウォークラリーイベント「私たちの水のふるさとめぐり」(H17年10月30日)

水害に強い地域づくり協議会(仮称)

●具体的な整備内容

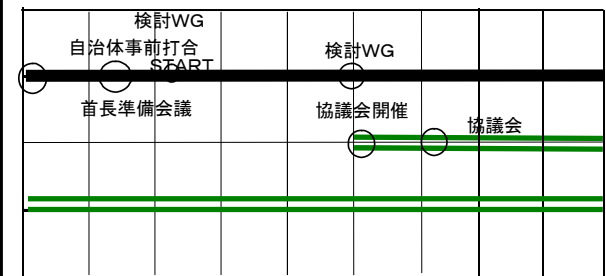
河川管理者と住民・住民団体、自治体等で構成される「水害に強い地域づくり協議会(仮称)」を設置し、関係者が連携して下記の1)から3)の項目について検討・実施する。

●検討・実施内容

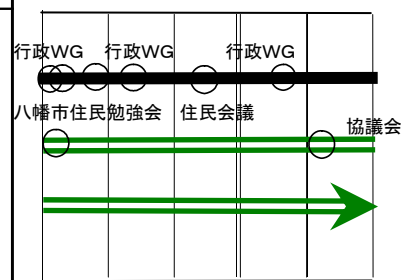
- 1) 自分で守る(情報伝達、避難体制整備)
- 2) みんなで守る(水防活動、河川管理施設の運用)
- 3) 地域で守る(街づくり、地域整備)

●スケジュール

H15/10 H16/1 H16/4 H16/7 H16/10 H17/1 H17/4 H17/7 H17/10 H18/1



H18/1 H18/4 H18/7 H18/10 H19/1 H19/4



調整
実施

●委員会等からの意見

早急に「水害に強い地域づくり協議会(仮称)」準備会議を設置して、協議会の目的・組織・構成員などについて検討し、早期に発足させる必要がある。

事業の実施に際しては、下記事項に配慮することが必要である。

- ・どのような洪水にも対応できるための流域対応を充実させる。
- ・協議会の対象範囲を大臣管理区間以外に積極的に拡大する。
- ・情報公開
- ・既存組織との連携

【淀川部会】

「水害に強い地域づくり協議会」の考え方は、当委員会が意見書においてその設置の必要性とその組織の中味の早期検討を提案したものであるが、河川管理者はこの提案を参考に、16年1月には木津川右岸・宇治川左岸地区(4市4町)において、9月には木津川左岸地区(2市2町)において「首長会議」および「行政WG」をそれぞれ1回ずつ開催し、「地域の現状と課題」や、「協議会設置についての認識」などについて意見交換に取り組まれた。このことは、淀川水系流域委員会(以下、委員会と言う)が新たな治水方策について提案したソフト事業から、有効と思われる施策は、河川整備計画の策定を待たずとも出来ることからどんどんやって行く、関連自治体と共同で協議会を設立したことは河川管理者の積極的な姿勢の現れであり、この意欲的なチャレンジは取りあえず評価される。これらの会議での議論や発言を見ると、すでに地先におけるさまざまな課題や問題点が生々しく語られ今後、何をどのようにすべきかと言う具体的な方向性が見えているのではないかと考えられる。

しかし、現段階では、未だ市町村行政との意見交換レベルであり、今後はできるだけ速やかに、住民・住民団体によって構成する「住民会議」を立ち上げ、諸行政機関との連携のしくみを整えることが重要である。「住民会議」の立ち上げについては、これまでのような行政主導で、既成の水防団・消防団・町内会・自治会などを利用したトップダウン方式ではなく、これら既存のネットワークを視野に置き、活用しつつも、その枠組みにとらわれることなく、「いざと言うとき」に、まず人命(特に災害弱者)だけを優先的に避難・救助できる実際的な仕組みと、日ごろからの地域の「近所づきあい」とも言うべき近隣関係をベースにした防災のしくみを構築することを念頭に置いて取り組むべきである。これを実現する方策としては、委員会の提言により河川管理者が流域各地で鋭意実施してきた「ファシリテータを置いた対話集会」の手法とノウハウを十二分に活用すべきである。この「対話集会」の中で、その地域がどのような治水レベルにあるのか、その地域では過去にどのような災害があったのか、などの情報を徹底して公開するとともに、「堤防は切れるものだ」という実状を実感してもらうための現地見学や映像を含む情報提供、最近の水害被災者の報告と意見交換なども実施し、そのような一連のプロセスの中から(河川レンジャー候補の掘り起こしも意識しつつ)一定の地先で安全確保のリーダーとなれる人材やグループを見出し、あるいは形成する試みを実施することが必要である。また、「住民会議」は大きな組織で画一的に行うのではなく、小さな単位で、地域の住民が参加しやすく、身近な学習会のような形で積み重ねることにより、一人でも多くの地域住民が関心を持つことができるようにする工夫も必要である。

●委員会等からの意見

【琵琶湖部会】

滋賀県との共同で、協議会が設立したことは、取り敢えず評価できる。ただし、発足後どのようなことが検討されているのかを広く周知するべきである。

「検討内容は、主に地域整備の視点からの被害軽減であり、学識者＋行政のみの構成としている」とあるが、住民との連携が不可欠である。

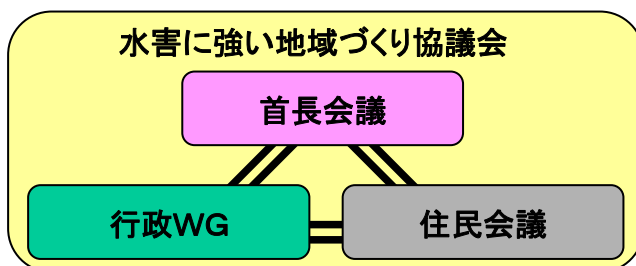
また、最も重要な点は、「河道内対策であらゆる洪水を防ぐことは、全く不可能である」ことを、住民にいかに理解して貰うかということにある。2000年の河川審議会部会答申や、「土砂災害防止法」などにおいて、そのことは大きく言明されているにもかかわらず、多くの住民が未だにダムによる洪水防御や堤防の安全性を過信していると見られることには、「河川管理者」がそのことを明白にすることをためらっている点にも大きく関係している。「河川管理者」は今回勇気をもって、洪水対策の実情を住民に説明する義務があるが、このような協議会において、それは最初に行われ、委員はそれを自分のこととして了解したのかどうか。その点も明示されたい。

【猪名川部会】

猪名川においては、すでに「猪名川流域総合治水対策協議会」が存在するが、これに「水害に強い地域づくり協議会」を兼務させるとの河川管理者の判断は、流域対応の緊急性から妥当である。ただし「猪名川流域治水対策協議会」は、現状では従来の河川整備の域を出ていないので、流域住民の理解と協力、協働・連携のもとに活動を推進するとともに、新たな河川整備としては、土地利用の規制・誘導、建築物耐水化、流域内保水機能、貯留機能の強化などを積極的に進めるべきであり、今後の進捗に期待する。

●進捗状況報告

【構成】



・木津川左岸地区

八幡市、京田辺市、
木津町、精華町
京都府
淀川河川事務所

・桂川地区

京都市、向日市、
長岡京市、大山崎町
京都府
淀川河川事務所

・木津川右岸・宇治川左岸地区

京都市、宇治市、城陽市、八幡市、
久御山町、井手町、山城町、加茂町
京都府
淀川河川事務所

淀川河川事務所管内において特に氾濫の危険性が高い所として上流の木津川右岸・宇治川左岸、木津川左岸、桂川の3地区において首長会議と行政ワーキングを立ち上げ、実施してきた。平成17年度は災害時における行政対応について現地視察を含め意見交換会を行い、また防災意識の高い八幡市、井手町においては住民勉強会を実施した。

現在までの協議会は、主に自助・共助の重要性及び住民意識の向上について議論を行っており、徐々にではあるが自治体の意識も向上してきている。今後は住民意識の向上に向け、自治体が主体となった住民勉強会を実施していくよう働きかけていく。



木津川右岸宇治川左岸首長会議



八幡市住民勉強会（平成18年1月22日）



井手町住民勉強会（平成18年2月25日）



八幡市住民勉強会（平成18年3月12日）

基礎案での記載箇所		章項目	5. 3. 1	ページ	p.41	行	29行目
事業名	12. 治水事業〔洪水対策〕				河川名		
府 県	京都府、大阪府、滋賀県、兵庫県、三重県、奈良県						

●現状の課題

現在の堤防は必ずしも防災構造物としての安全性について十分な信頼性を有しているとはいえない。

このように築かれてきた堤防の高さは、淀川本川の下流部などでは10mにも達しており、その直近にまで多くの家屋が建てられ、資産が集中している。破堤による被害ポテンシャルは現在においても増大し続けており、破堤すれば、人命が失われ、家屋等が破壊され、ライフラインが途絶する等、ダメージを受けることとなる。

●位置図



●河川整備の方針

破堤による被害の回避・軽減を流域全体の目標として、そのための施策を最優先で取り組む。なお、整備に際しては河川環境の保全・再生の観点を踏まえて行う。

河川管理者と住民・住民団体、自治体等で構成される「水害に強い地域づくり協議会(仮称)」を設置し、関係機関並びに施設管理者や住民・住民団体が連携して、自分で守る(情報伝達、避難体制の整備)、みんなで守る(水防活動、河川管理施設の運用)、地域で守る(街づくり、地域整備)の各項目について検討・実施する。

水害に強い地域づくり協議会

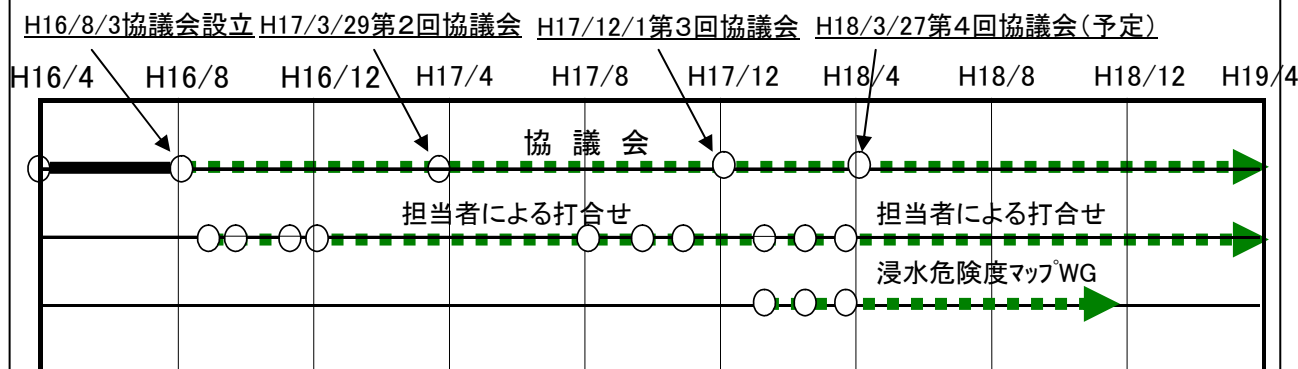
●具体的な整備内容

河川管理者と住民・住民団体、自治体等で構成される「水害に強い地域づくり協議会」を設置し、関係者が連携して下記の1)から3)の項目について検討・実施する。

●検討・実施内容

- 1) 自分で守る(情報伝達、避難体制整備)
- 2) みんなで守る(水防活動、河川管理施設の運用)
- 3) 地域で守る(街づくり、地域整備)

●スケジュール



●委員会等からの意見

滋賀県との共同で、協議会が設立したことは、取り敢えず評価できる。ただし、発足後どのようなことが検討されているのかを広く周知するべきである。

「検討内容は、主に地域整備の視点からの被害軽減であり、学識者＋行政のみの構成としている」とあるが、住民との連携が不可欠である。

また、最も重要な点は、「河道内対策であらゆる洪水を防ぐことは、全く不可能である」ことを、住民にいかに理解して貰うかということにある。2000年の河川審議会部会答申や、「土砂災害防止法」などにおいて、そのことは大きく言明されているにもかかわらず、多くの住民が未だにダムによる洪水防御や堤防の安全性を過信していると思われることには、「河川管理者」がそのことを明白にすることをためらっている点にも大きく関係している。「河川管理者」は今回勇気をもって、洪水対策の実情を住民に説明する義務があるが、このような協議会において、それは最初に行われ、委員はそれを自分のこととして了解したのかどうか。その点も明示されたい。

【琵琶湖部会】

●進捗状況

琵琶湖河川事務所と滋賀県が共同で設立した「琵琶湖湖南流域 水害に強い地域づくり協議会」(大津市・草津市・栗東市・守山市・野洲市を対象)において、実務担当者が、防災・農政・都市計画・土木の面から「行動計画書」をとりまとめ、第2回協議会(05.03.29)に提案した。

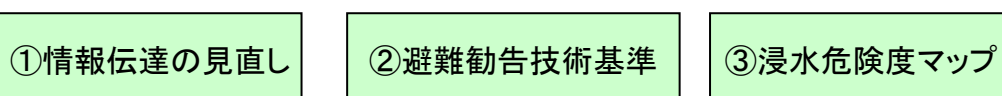
現在、「行動計画書」に沿って、「早急に実施すべき施策」として、下記の3つについて、国・県・市が連携し、協議会・担当者会議・WGにおいて検討を行っている。

第4回協議会をH18.3月に開催予定。

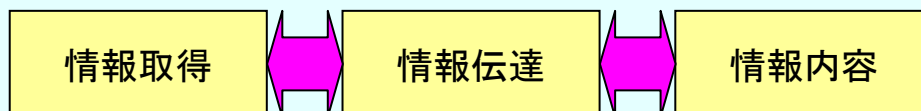
水害に強い地域づくり協議会HP:<http://www.biwakokasen.go.jp/others/stnccl/index.html>

・早急に実施すべき施策

①情報伝達の見直し



情報伝達の見直しのポイント



情報取得…行政が情報を取得出来ているか

情報伝達…住民に確実に情報が伝わっているか

情報内容…情報が誰でも理解出来るようになっているか

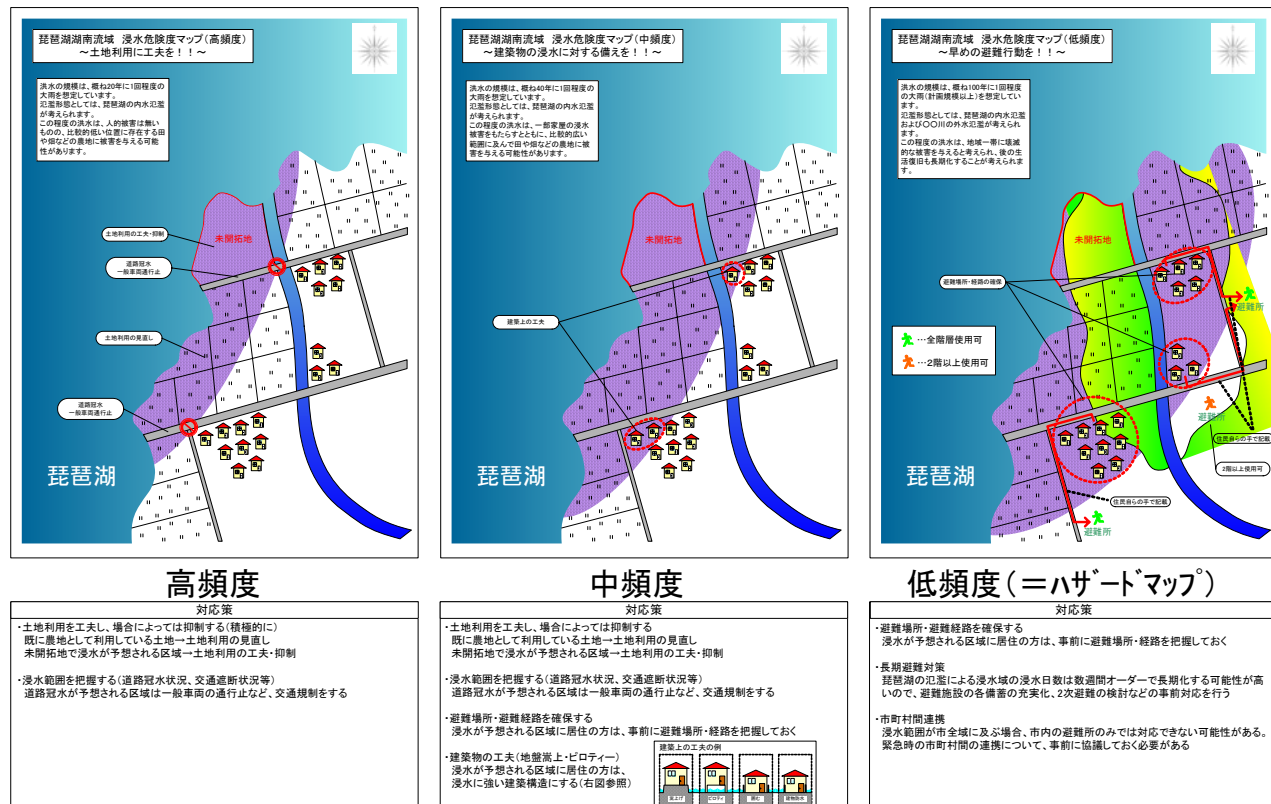
②避難勧告技術基準

避難勧告技術基準については、各市がそれぞれ避難勧告・避難指示等について適切に発令することができるように、発令基準を設定できるような内容について検討している。

③浸水危険度マップ作成

浸水危険度マップは、浸水の状況を頻度毎に区別して示した図で、洪水ハザードマップの役割のみでなく、琵琶湖の水位上昇により高頻度に起こる低地の水害に対するリスクも把握し、今後の地域のあり方を検討していく。まず高頻度・中頻度のマップの作成について、草津市をモデル市としてWGを設置し、検討を行っている。

【浸水危険度マップ作成イメージ】



○今後の見通し

次年度以降も引き続き①情報伝達の見直し②避難勧告技術基準③浸水危険度マップ(低頻度)を作成する。

なお、協議会は公開としており、浸水危険度マップ(低頻度版)については住民のご意見をいただき作成する。

●進捗状況(写真)

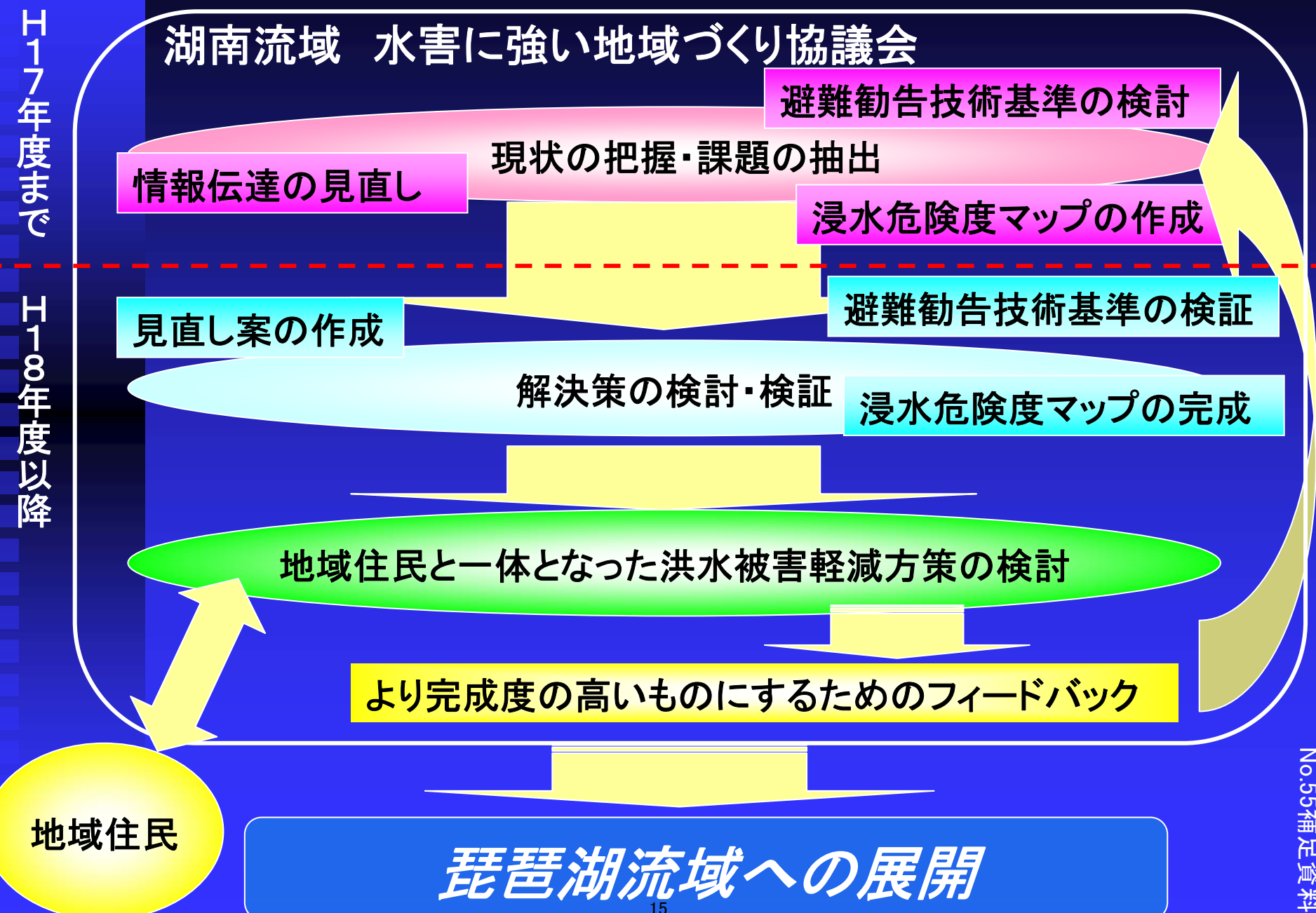
担当者会議において、具体的な内容について検討。浸水危険度マップについてはWGを設置し検討を行っている。



【上: 浸水危険度マップWG】

【左: 担当者会議】

平成18年度以降の取組イメージ



水害に強い地域づくり協議会(仮称)

●具体的な整備内容

河川管理者と住民・住民団体、自治体等で構成される「水害に強い地域づくり協議会(仮称)」を設置し、関係者が連携して下記の1)から3)の項目について検討・実施する。

●検討・実施内容

1)自分で守る(情報伝達、避難体制整備)

2)みんなで守る(水防活動、河川管理施設の運用)

3)地域で守る(街づくり、地域整備)

●スケジュール

H15/10	H16/1	H16/4	H16/7	H16/10	H17/1	H17/4	H17/7	H17/10	H18/1
自治体事前打合									
協議会準備会			協議会開催		協議会				
調整									
実施									

H18/1	H18/4	H18/7	H18/10	H19/1	H19/4
協議会					
調整					
実施					

調整

実施

●委員会等からの意見

早急に「水害に強い地域づくり協議会(仮称)」準備会議を設置して、協議会の目的・組織・構成員などについて検討し、早期に発足させる必要がある。

事業の実施に際しては、下記事項に配慮することが必要である。

- ・どのような洪水にも対応できるための流域対応を充実させる。
- ・協議会の対象範囲を大臣管理区間以外に積極的に拡大する。
- ・情報公開
- ・既存組織との連携

【猪名川部会】

猪名川においては、すでに「猪名川流域総合治水対策協議会」が存在するが、これに「水害に強い地域づくり協議会」を兼務させるとの河川管理者の判断は、流域対応の緊急性から妥当である。ただし「猪名川流域治水対策協議会」は、現状では従来の河川整備の域を出ていないので、流域住民の理解と協力、協働・連携のもとに活動を推進するとともに、新たな河川整備としては、土地利用の規制・誘導、建築物耐水化、流域内保水機能、貯留機能の強化などを積極的に進めるべきであり、今後の進捗に期待する。

●進捗状況報告

水害に強い地域づくり協議会の下部組織として情報伝達や避難体制の構築に係る専門部会を設立。専門部会を4回、ワーキングを5回開催し、具体的に整備する対策を立案した。

分類	避難誘導 - 1	事業名	避難誘導体制の構築		
河川	猪名川・藻川	府県	大阪・兵庫	市町	流域市町

● 必要性

要援護者等への支援は行政や消防のみの対応では困難

● 課題

要援護者等への確実な避難誘導体制の整備

● 整備内容

- ・ 自主防災組織の実態調査（協議会）
- ・ 自主防災組織の活用策検討（市町）
- ・ 避難誘導体制の構築検討（市町）
 〈情報伝達、避難体制、教育・訓練、避難路等地域整備〉
- ・ 水防体制の構築検討（市町）



・ 住民の避難誘導経路の策定



・ 住民の避難誘導訓練の実施。

【破堤を想定した避難訓練の実施(破堤〇〇分後の浸水時の避難経路)】

● 工程

17 年度実績：自主防災組織の実態調査〈アンケート調査〉（協議会）

18 年度計画：自主防災組織の活用策検討（市町）

	17 年度	18 年度	19 年度
自主防災組織の実態調査（協議会）	■		
自主防災組織の活用策検討（市町）		■	
避難誘導体制の構築検討（市町）			■
水防体制の構築検討（市町）			■

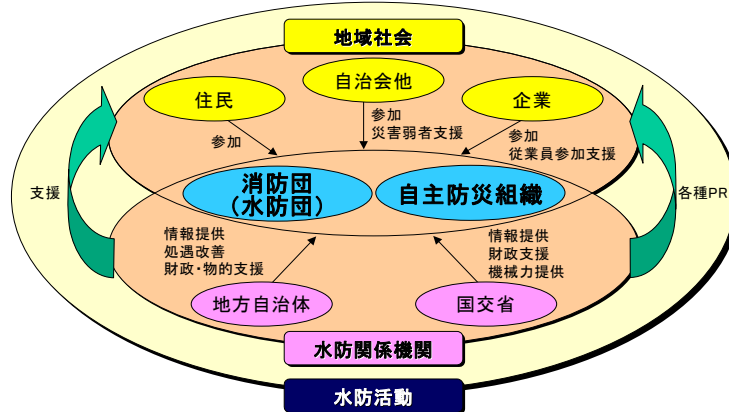
（凡例）

■ ： 実績

■ ： 計画

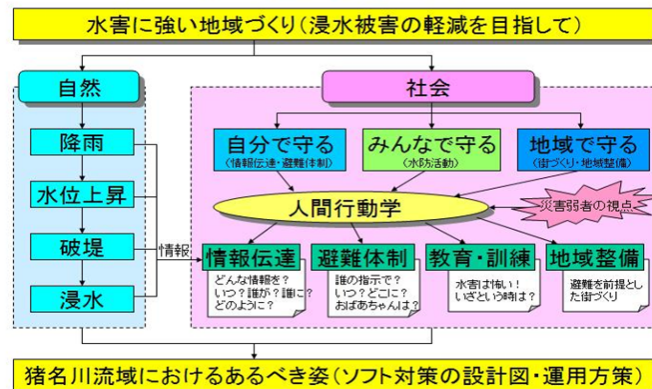
● 概念図

(自主防災組織の位置付け)



(危機管理における避難体制の位置付け)

猪名川流域洪水危機管理手法検討の体系



(自主防災組織に関するアンケート)

平成17年11月29日
猪名川流域水害に強い地域づくり協議会
情報伝達や避難体制の構築に係る専門部会
事務局：猪名川河川事務所

自主防災組織に関するアンケート

当専門部会では、「情報伝達や避難体制の構築に係る整備内容シート」に基づき、着手可能な対策から鋭意実施していく計画であります。このうち「避難誘導体制の構築」および「出前講座による自主防災組織の強化」に関しまして、貴市町における自主防災組織の実態等について以下のとおりお尋ねいたします。

1. 貴市町における自主防災組織の活動実態についてお伺いします。

(1)どのような自主防災組織がありますか？
組織数、組織名、カバー率（組織されている地域の世帯÷全世帯数）等を記載下さい。
（リスト等一覧があれば添付願います。）

(2)自主防災組織の活動実態はどのようなものですか？
活動実績等を記載下さい。（既存の資料等があれば添付願います。）

2. 自主防災組織に対する教育、訓練等についてお伺いします。

(1)自主防災組織に対する啓発や活性化のため、教育、訓練、研修等を定期的あるいは非定期的に実施されていますか？
実施実績や予定等を記載下さい。（既存の資料等があれば添付願います。）
また、活性化に向けての課題、ご意見等ございましたら記載下さい。

(2)猪名川河川事務所では出前講座を実施していますが、貴市町において自主防災組織向けの「出前講座実施計画」を策定することは可能ですか？
可能であるなら具体的イメージを、不可能ならその理由をお聞かせ下さい。

ご協力ありがとうございました。

分類	その他-1	事業名	浸水想定表示板の整備		
河川	猪名川・藻川	府県	大阪・兵庫	市町	流域市町

● 必要性

ハザードマップだけでは危険性の認知度が低い。

● 課題

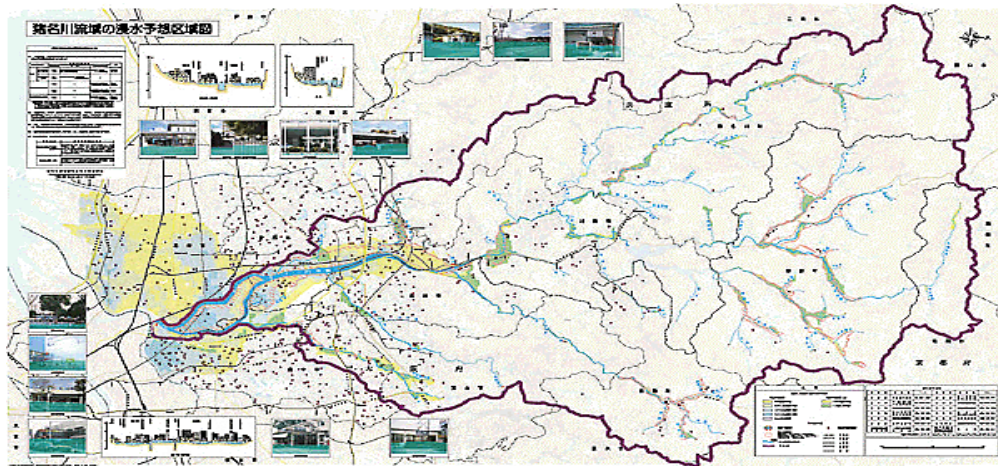
浸水に関する意識の向上

● 整備内容

猪名川流域浸水予想区域図に基づく浸水想定深を表示した看板の設置。

- ・ 設置場所協議・選定（協議会）
- ・ 看板デザイン（協議会事務局）
- ・ 看板製作・設置（協議会）

（浸水予想区域図）



● 整備効果

- ・ 洪水に関する情報の提供
- ・ 水防意識の向上に寄与

● 工程

17 年度実績：設置場所協議・選定（協議会）、看板デザイン（協議会事務局）

18 年度計画：看板製作・設置（協議会）

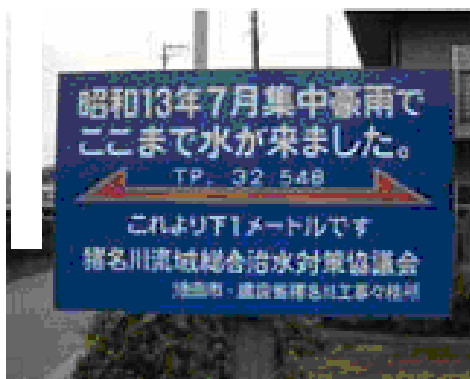
＜河川局長通達「市街地における想定浸水深等の表示の推進について」に基づき実施＞

	17 年度	18 年度
設置場所協議・選定（協議会）	■	
看板デザイン（協議会事務局）		■
看板製作・設置（協議会）		■

（凡例） ■ ： 実績 ■ ： 計画

● 概念図

(看板実績)



(看板デザイン)



(河川局長通達：平成 18 年 7 月 3 日)

一市街地における想定浸水深等の表示の推進について一

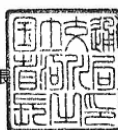


(添紙)

近畿地方整備局長 殿

(国 河 災 第 1 4 号
平成 1 8 年 7 月 3 日)

河 川 局 長



市街地における想定浸水深等の表示の推進について

現在、水防法第 14 条に基づき浸水想定区域を指定し、第 15 条に基づき市町村において洪水ハザードマップの作成・公表を進めているところであるが、これら情報の更なる周知を図るため、これまで実施してきている印刷物の配布等に加え、今後、市街地への想定浸水深の表示を積極的に進めるとともに、貴管内関係市町村による洪水時避難所等の表示について関係自治体への支援に努められたい。

また、その際に、地域住民はもとより、旅行者、外国人等にも情報の意味が容易に理解できるよう別添のとおり全国統一の洪水関連図記号を定めたので通知する。

本件については、別紙のとおり都道府県土木主管部長あて通知したので、併せて通知する。

【水災】



【和意の図】
。を示す記号は「水災」を示す。

【目的の図】
。を示す記号は「水災」を示す。水災による被害を受ける可能性がある地域を示す。

【(水災) 避難所】



【和意の図】
。を示す(水災)避難所は安全な避難場所を示す。

【目的の図】
。を示す(水災)避難所は安全な避難場所を示す。

【水災】



【和意の図】
。を示す記号は「水災」を示す。水災による被害を受ける可能性がある地域を示す。

分類	その他-4	事業名	出前講座による自主防災組織の強化		
河川	猪名川・藻川	府県	大阪・兵庫	市町	流域市町

● 必要性 ● 課題

- ・ 浸水に関する意識の向上
- ・ 関係者の出水対応時の役割把握や技術の獲得

● 整備内容

全ての自主防災組織を対象に出前講座を行い、出水に関する情報の提供および課題の抽出を行う。

- ・ ニーズ調査 (市町)
- ・ 目標講座数の設定 (市町)
- ・ 出前講座の計画的実施 (市町)
- ・ D I G 訓練<災害図上訓練>の検討・実施 (猪名川河川事務所、府県、市町)
- ・ 自主防災組織の活性化検討・実施 (協議会)

● 整備効果

- ・ 自主防災組織への情報提供
- ・ 今後の水防活動に係る官民ネットワークの構築
- ・ 自主防災組織の活性化に係る課題の抽出とその対応
- ・ 被災時の迅速な活動の確保

● 工程

17 年度実績：自主防災組織の活性化検討 <e-ラーニングシステム基本設計> (協議会)

18 年度計画：ニーズ調査、目標講座数の設定 (市町)、出前講座の計画的実施 (市町)、
D I G 訓練の検討・実施 (猪名川河川事務所、府県、市町)、
自主防災組織の活性化検討・実施 (協議会)

	17 年度	18 年度
ニーズ調査 (市町)		
目標講座数の設定 (市町)		
出前講座の計画的実施 (市町)		
D I G 訓練の検討・実施 (猪名川河川事務所、府県、市町)		
自主防災組織の活性化検討・実施 (協議会)		

(凡例)  : 実績  : 計画

● 概念図

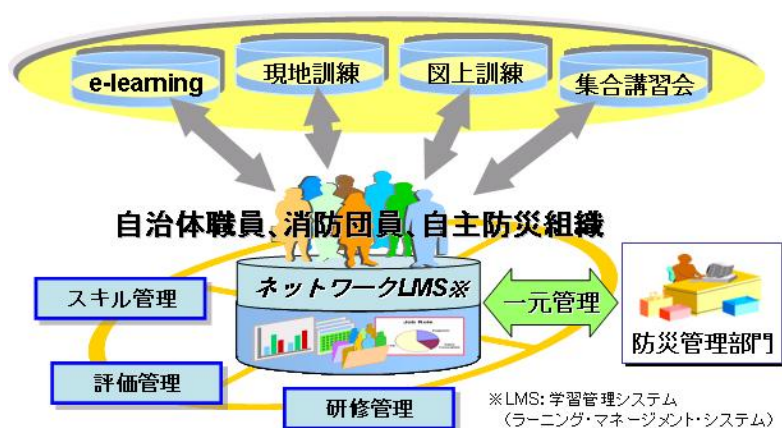
(出前講座実施状況)



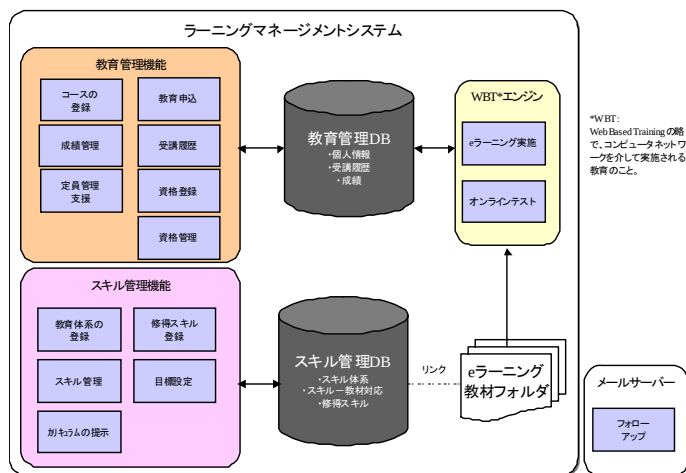
(D I G訓練実施状況)



(自主防災組織の活性化の試み例：e－ラーニング方式等の展開)



(e－ラーニングシステム基本設計)



役割	業務	順位	スキル	順位
地域の自主防災組織及び水防団員	防災・危機管理の基礎知識	1	防災の基礎知識	1
			防災に関する常識	2
			災害事例	3
			自主防災組織の役割	4
			自主防災組織の活動	5
	組織・訓練・備蓄	2	自主防災・水防団の役割・位置づけ・組織及び各班の役割	1
			防災行政機関との連携	2
			防災訓練	3
	リーダーの使命	3	自主防災組織・水防団の役員・リーダーの心構え	1
			組織の役員・リーダー	2
自治体等の防災関係機関の職員	避難所運営	4	避難所運営組織について	1
			避難所運営と避難所運営	2
	防災マップ・緊急行動マニュアル・救急救命	5	地域の防災マップの作成	1
			緊急行動マニュアル	2
			救急救命	3
	自治体等における防災概念と組織法	1	自治体等における防災概念と組織法	1
			災害事例と防災知識	2
	防災担当者の防災訓練企画・実施	2	防災訓練の企画・立案	1
			防災訓練の評価	2
	その他(学校の防災危機管理・ボランティア)	3	学校における防災教育	1
			次世代型危機管理の考え方	2
			防災ボランティアの基礎知識と活躍	3

e－ラーニングシステム：インターネットを活用した教育システムでいつでもどこでも受講者の都合で受講でき、受講者のレベルに応じた教材の提供や受講者毎の習熟度管理も可能なシステム。

●位置図

凡例

- 直轄管理区間
- 流域境界
- ダム（完成）
- ダム（建設中）
- 堰（完成）

琵琶湖

京都府

滋賀県

大阪府

奈良県

三重県

兵庫県

福井県

岐阜県

愛知県

静岡県

長野県

山梨県

東京都

千葉県

埼玉県

茨城県

栃木県

群馬県

新潟県

富山県

石川県

福井県

岐阜県

静岡県

愛知県

三重県

滋賀県

京都府

大阪府

兵庫県

奈良県

和歌山県

鳥取県

島根県

岡山県

広島県

山口県

徳島県

香川県

高松市

愛媛県

高知県

福岡県

佐賀県

長門県

熊本県

大分県

宮崎県

鹿児島県

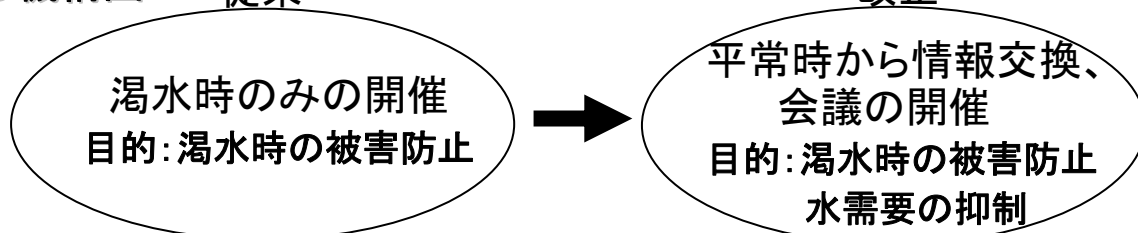
沖縄県

4) 渇水対策会議の改正を調整

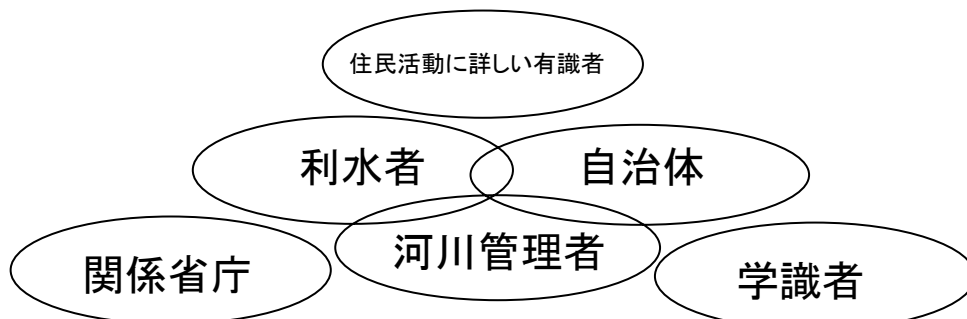
●機構図

従来

改正



メンバー(連携により具体的行動を提起できる組織)



下記の項目を総合的に検討

渇水時の円滑な調整: 渇水調整方法

平常時の情報交換: 水利用実態の把握

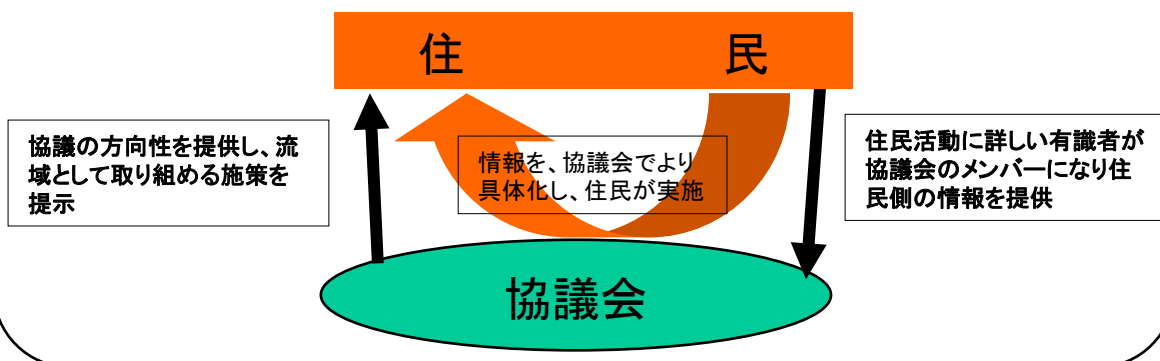
水需要抑制策: 節水の促進、再利用等の推進、住民参加を促すための取組

※水の利用抑制が進むインセンティブが働くような方向で議論し、最終的にはルール作りを目指す。

特に住民の節水行動が水需要を抑制

節水行動の
提案方法

水需要の抑制: 住民一人一人の実践が不可欠



4) 渇水対策会議の改正を調整

協議会の参加メンバー(最終イメージ)

従来

関係利水者：(水道用水、工業用水)
 関係府県：(企画部局、土木部局、農林部局)
 関係行政機関：(農林水産省、経済産業省)
 近畿地方整備局

新
協議会

関係利水者：(水道用水、工業用水、**農業用水、発電**)
 関係自治体：(企画部局、土木部局、農林部局、**水道部局、
 工水部局**)
 関係省庁：(**厚生労働省**、農林水産省、経済産業省)
 近畿地方整備局
学識者、有識者

協議会で議論する内容

1. **渇水時の調整**(利水者：時期、方法 河川管理者：調整案の提示等の助言)
2. **情報交換**(河川管理者：河川流況、降水量 利水者：取水量等)
3. **意見交換**(地域の特性を反映した水利用、水資源の有効活用について等)
4. **水需要の抑制**
 - 節水(取水の減量)の目標、とその実行度合い
 - 再利用の実行とその実行度合い
 - 節水、再利用のための施策
 - 住民が節水行動を行うための施策を検討
 - 住民への啓発活動の検討
 - 水の利用抑制が進むインセンティブが働くようなルール作りの検討
5. **議論内容の情報公開**(淀川水系流域委員会など)

4) 渇水対策会議の改正を調整

●協議会と住民の関係

- ・水需要抑制のためには、住民一人一人の行動、意識の向上が大切になる。
- ・そのため、協議会では「住民一人一人の行動、意識の向上」がおこなわれる施策を検討し、住民に提案することとなる。
- ・協議会での検討においては、住民からの行動に関する情報提供が不可欠であるため、住民活動に詳しい有識者に参加してもらう。
- ・協議会は水需要の抑制が進んでいるかチェックし、対策が計画通りに進まない場合は住民から意見を聞き 必要に応じ施策の修正を行う。
- ・対策が計画通りに進んでいるかチェックできるような体制づくりを進める。

●設置に向けた調整スケジュール

- ・担当者レベルの準備会を設置し平成18年度中には、新しい協議会の移行を目指す
- ・渇水時に行っている渇水対策会議を常設化(2回／年以上)するべく調整を開始

●整備効果

- ・再利用や雨水利用を含めた具体的な水需要抑制対策が提案され、利水者、自治体等関係機関、住民と連携し、実践することにより河川からの取水量が抑制される。その結果、河川に残された水量により河川環境の維持、保全に寄与される可能性がある。
- ・近年の少雨化傾向に伴う利水安全度の低下に対して、渇水時の被害を最小限に抑える対策が提案され、取水調整が円滑に進められる。

●提案理由(代替案含む)

- ・再利用や雨水利用を含めた具体的方策により、水需要の抑制が図られるよう、利水者、自治体等関係機関、住民と連携する必要がある。
- ・近年の少雨化傾向に伴う利水安全度の低下を踏まえ、渇水時の被害を最小限に抑える対策として、平常時の情報交換などによる取水調整の円滑化を含め種々の施策を講ずる必要があるため。
- ・渇水調整において、現状では実績取水量に応じた取水制限を実施しているが、各利水者間の安定供給確保への努力や日頃からの節水に対する努力に応じた取水制限の考え方を検討し、利水者の意向を確認しつつ渇水調整方法の見直しの提案を行う。

渇水対策会議の改正を調整

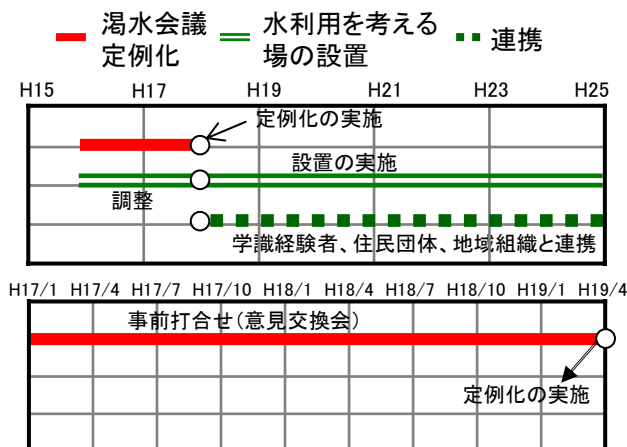
●具体的な整備内容

従来、渇水時のみ取水制限等の渇水調整を行うための渇水対策会議を開催してきたが、さらに平常時から常に水利用実態を把握し効率的な利水運用を図るとともに、水需要抑制策も含め、総合的に検討するための組織への改正を調整する。利水者、自治体、関係省庁(厚生労働省、農林水産省、経済産業省)、河川管理者の連携のもとに、渇水対策の他、平常時からの水利用に関する情報交換・水需要抑制について協議する。節水については住民の実践が不可欠であり、住民活動、水需要抑制の実践者などの有識者の参加を得て、具体的行動を提起できるような組織とする。

●事業の数量・諸元等

●事業費

●スケジュール



●整備効果

- ・再利用や雨水利用を含めた具体的な水需要抑制対策が提案され、利水者、自治体等関係機関、住民と連携し、実践することにより河川からの取水量が抑制される。その結果、河川に残された水量により河川環境の維持、保全に寄与される可能性がある。
- ・近年の少雨化傾向に伴う利水安全度の低下に対して、渇水時の被害を最小限に抑える対策が提案され、取水調整が円滑に進められる。

●提案理由(代替案含む)

- ・再利用や雨水利用を含めた具体的方策により、水需要の抑制が図られるよう、利水者、自治体等関係機関、住民と連携する必要がある。
- ・近年の少雨化傾向に伴う利水安全度の低下を踏まえ、渇水時の被害を最小限に抑える対策として、平常時の情報交換などによる取水調整の円滑化を含め種々の施策を講ずる必要があるため。
- ・渇水調整において、現状では実績取水量に応じた取水制限を実施しているが、各利水者間の安定供給確保への努力や日頃からの節水に対する努力に応じた取水制限の考え方を検討し、利水者の意向を確認しつつ渇水調整方法の見直しの提案を行う。

●委員会等からの意見

【琵琶湖部会】

淀川部会への「進捗状況詳細報告」に記載されているものは、「関係機関と今後の渇水対策会議のあり方に関する意見交換会」を開いたこと、「節水PR」を行っていることだけであって、これでは進捗状況を報告したことにはならない。少なくとも、すでに行ったものについては、何が語られ、何が一致し、何が不一致だったのかが明らかになっていなければならない。またそもそも、この点についての「河川管理者」側の意見が、「検討」に基づいて素案として提示されていなければならない。その点、この項目に関しても、極めて遺憾であると述べざるを得ない。

【淀川部会】

利水に関する具体的な整備内容として、「渇水対策会議」を、「平常時から常に水利用実態を把握し効率的な利水運用を図るとともに、水需要抑制策も含め、総合的に検討するための組織への改正を調整し、かつ、住民の実践的行動を提起できる組織」とすることは、きわめて要をえたことで、その推進が期待されるところである。

しかし、重要なことは、渇水対策会議を、真に水需要抑制を実現させる組織に再編成するためには、会議が関係機関による単なる意見交換の場に終わり、また、関係機関・地域住民に対するPR等の掛け声を行うに止まるものであってはならず、住民組織や学識経験者などの参加により具体的に水需要抑制に結びつく効果的な事業・活動を実行しうる権限を有する組織に変える必要がある。

【猪名川部会】

水需要抑制に基づく節水のPRについては、一時的なキャンペーンに終わらせず、一定の目標を持ち将来達成出来る取り組みとして行うことが必要である。すでに取り組んでいる自治体、NPOと連携して推進することが求められる。河川レンジャーの活動としても流域住民の節水が進む普及活動などの取り組みを推進する。

渇水対策会議の改正を調整**●進捗状況【取り組み状況】****(1)関係機関と今後の渇水対策会議のあり方に関する意見交換会**

淀川水系全体	平成16年3月29日
猪名川関係	平成16年5月19日
室生ダム関係	平成16年5月28日
木津川関係	平成16年6月15日
琵琶湖・淀川関係	平成16年7月21日

(2)水需要抑制の取組)**【H16年度】**

- ・ポスター、パンフレットの関係機関への配布と河川愛護月間行事への活用。
(H16年7月～)
- ・京阪電鉄での車内、駅貼り広告を実施。阪急電鉄での車内広告を実施。
(H16年7月～8月)
- ・テレビ(KBS京都、サンテレビ)での節水CMの実施。(H16年7月～8月)
- ・ラジオ(ラジオ大阪)「きんき1週間」で節水のPR。(H16年6月16日(水))
- ・近畿ゆめ通信(メールマガジン)により、各市町村等へ配信(H16年6月)
- ・「水の使い方を考えるシンポジウム」の実施(H16年8月29日(日))
- ・新聞への広告(毎日新聞 H16年9月19日(日))
- ・ラジオ、テレビによる琵琶湖淀川の環境問題を考えるキャンペーン
(H16年9月～10月)

KBS京都とラジオ大阪によるラジオ同時生放送

「みんなの節水宣言」キャラバン

KBS京都テレビ「LIVE5」内 琵琶湖環境シリーズ

ホームページの開設

節水を呼びかけるラジオCM(KBS京都、ラジオ大阪)

渇水対策会議の改正を調整**(2)水需要抑制の取組)****【H17年度】**

- ・ポスター、パンフレットの関係機関への配布と河川愛護月間行事への活用。
(H17年7月～)
- ・テレビ(KBS京都)での節水CM(H17年7月11日(月)～9月11日(日))
- ・ラジオ(KBS京都)での節水CM(H17年7月11日(月)～9月11日(日))
- ・新聞への広告(読売新聞 H17年7月22日(金)～9月21日(水))
- ・断水生活体験(社会実験)の実施(H17年9月2日(金)～9月15日(木))
- ・ラジオ、テレビによるキャンペーン
ラジオドラマコーナー「家族の断水奮闘記」
(KBS京都H17年10月3日(月)～10月10日(月))
ラジオ大阪H17年10月17日(月)～10月21日(金))
- テレビ特別番組「断水～その時あなたは!？」
(KBS京都H17年10月15日(土)、サンテレビH17年10月30日(日))
内容:参加したモニターの断水体験の生活状況の取材報告
- ・ホームページの開設
- ・ウォークラリーイベント「私たちの水のふるさとめぐり」(H17年10月30日)

No.	整備内容 シート 番号	検討項目／諸委員会・協議会など	1. 設置状況	2. 規約	備考	No.	整備内容 シート 番号	検討項目／諸委員会・協議会など	1. 設置状況	2. 規約	備考	No.	整備内容 シート 番号	検討項目／諸委員会・協議会など	1. 設置状況	2. 規約	備考
			a. 既設 b. 未設置 c. 設置予定	○ or ×					a. 既設 b. 未設置 c. 設置予定	○ or ×					a. 既設 b. 未設置 c. 設置予定	○ or ×	
1	計画1-1	淀川管内河川レンジャー検討懇談会	a	○		36	環境19-1	天ヶ瀬ダム水源地域ビジョン推進連絡協議会	a	○		71	〃	渇水対策会議(室生ダム関係)	c	×	
2	〃	淀川管内河川レンジャー推薦委員会	a	○		37	環境19-1	(木津川上流管内)水源地域ビジョン連絡会	a	×		72	〃	渇水対策会議(猪名川関係)	c	×	
3	〃	福島・毛馬出張所管内河川レンジャー運営会議	a	○		38	環境19-1	高山ダム水源地域ビジョン実行連絡会	a	○		73	ダム1-2	(木津川上流管内)水源地域ビジョン連絡会	a	×	
4	〃	枚方出張所管内河川レンジャー運営会議	a	○		39		青蓮寺ダム・比奈知ダム水源地域ビジョン実行連絡会	a	○		74	ダム1-2	高山ダム水源地域ビジョン実行連絡会	a	○	No.38と同じ
5	〃	高槻・山崎出張所(大阪府)管内河川レンジャー運営会議	a	○		40		室生ダム水源地域ビジョン実行連絡会	a	○		75		青蓮寺ダム・比奈知ダム水源地域ビジョン実行連絡会	a	○	No.39と同じ
6	〃	伏見・桂川・山崎出張所(京都府)管内河川レンジャー運営会議	a	○		41		布目ダム水源地域ビジョン実行連絡会	a	○		76		室生ダム水源地域ビジョン実行連絡会	a	○	No.40と同じ
7	〃	木津川出張所管内河川レンジャー運営会議	a	○		42	環境19-3	(淀川管内)水源地域ビジョン推進連絡協議会				77		布目ダム水源地域ビジョン実行連絡会	a	○	No.41と同じ
8	〃	(琵琶湖管内)河川レンジャーアドバイザー委員会	a	○		43		日吉ダム水源地域ビジョン連絡会	a	○		78	ダム2-5	淀川水系総合土砂管理検討委員会	a	○	
9	〃	(木津川上流管内)河川レンジャー準備会	a	×		44		〃 湖面利用分科会	a	×		79	ダム3-1	天ヶ瀬ダム再開発対話討論会			
10	〃	(猪名川管内)河川レンジャー運営検討会	a	○		45		〃 環境分科会	a	×		80	〃	既存施設有効活用技術検討会 天ヶ瀬ダム放流能力増強に係る 既存施設有効活用技術検討委員	a	○	
11	環境1-1	下河原ワークショップ	a	×		46		上記環境分科会に係る専門部会 (日吉ダム冷温水対策検討会)	a	×		81	〃	塔の島地区河川整備に関する検討委員会	a	○	No.62と同じ
12	環境1-1-3	(木津川上流管内)水害に強い地域づくり協議会準備会	a	×		47		一庫ダム水源地域ビジョン推進協議会	a	×		82	ダム4-2	川上ダム希少猛禽類保全検討会	a	○	
13	環境2-15,16	猪名川自然環境委員会	a	○		48		猪名川流域水環境管理ワークショップ	a	×		83	ダム5-3	姉川・高時川河川環境ワーキンググループ	a.	○	No.61と同じ規約
14	環境	淀川環境委員会	a	○		49		木津川流域水環境管理ワークショップ	a	×		84	〃	丹生ダム生態系保全検討委員会	a.	○	
15	環境3-7	天ヶ瀬ダム魚類等遡上・降下影響評価検討委員会	a	○		50		余野川ダム環境調査検討委員会	a	○		85	〃	丹生ダム環境保全対策懇談会	a.	○	
16	環境3-10	木津川上流河川環境研究会	a	○		51		河川環境モニタリング調査				86	利用1-1	淀川水上オートバイ関係問題連絡会	a	○	
17	環境-4	針江浜うおじまプロジェクト	対象外(当プロジェクトは「琵琶湖と田んぼを結ぶ連絡協議会」に含まれる。)			52		縦断方向河川形状修復ワークショップ(木津川上流)	c	×		87	利用1-3	淀川水面利用調整協議会	a	○	
18	環境-4	琵琶湖・陸域連続性回復協議会(仮称)	b	×		53		琵琶湖・淀川水質管理協議会(総負荷量管理)	b	×		88	利用2-1	河川保全利用委員会(淀川)	a	○	
19	環境-4	琵琶湖と田んぼを結ぶ連絡協議会	a	○		54	治水1-1-1	水害に強い地域づくり協議会(淀川)	a	×		89		河川保全利用委員会(琵琶湖)	a	○	
20	環境7-3	淀川下流域の河川環境上望ましい流量に関する検討会	a	○		55		水害に強い地域づくり協議会(琵琶湖)	a	○		90		河川保全利用委員会(木津川上流)			
21		船舶等の通行規制及び水上オートバイの利用規制(協議会?)				56		水害に強い地域づくり協議会(木津川上流)	c	×		91		河川保全利用委員会(猪名川)	a	○	
22	環境9-1	(各事務所管内)琵琶湖・淀川流域水質管理協議会	c	×		57		水害に強い地域づくり協議会(猪名川)	a	○要綱		92	利用3-1	淀川舟運整備推進協議会	a	×	
23	環境9-1	(各事務所管内)琵琶湖・淀川流域水質管理協議会	c	×		58	治水1-3-2	(琵琶湖管内)瀬田川・野洲川・草津川水防連絡会	a	×		93	利用3-3	淀川舟運航路に関する研究会	a	×	
24	環境9-1	(各事務所管内)琵琶湖・淀川流域水質管理協議会	c	×		59	治水1-3-4	(猪名川管内)排水ポンプ場の運転調整に関する専門部会	a	○要綱		94	利用4-1	琵琶湖水陸移行帯ワーキンググループ	a	○	No.61と同じ規約
25	環境9-1	(各事務所管内)琵琶湖・淀川流域水質管理協議会	c	×		60	治水4-1	(琵琶湖管内)瀬田川堤防補強検討委員会	a	○		95	公園-8-1	淀川河川公園基本計画改定委員会	a	○設置要綱	
26	環境9-1	淀川流域水質汚濁防止連絡協議会	a	○		61	治水6-1	瀬田川及び天ヶ瀬ダム再開発環境ワーキング	a	○		96	維持1-10	淀川管内集中管理センター検討委員会	a	×	
27	環境9-1	淀川流域水質汚濁防止連絡協議会	a	○		62	治水6-1	塔の島地区河川整備に関する検討委員会	a	○		97	維持3-6	(琵琶湖管内)瀬田川水辺利用者協議会	a	○	
28	環境9-1	琵琶湖・淀川流域圏再生協議会	No.28を名称変更したものがNo.29です。			63	治水9-4	淀川舟運研究会	a	×		98	維持3-7	(各事務所管内)水難事故防止協議会	b	×	
29	環境9-1	琵琶湖・淀川流域圏再生推進協議会	a	○		64	治水9-3	地震・津波等危機管理協議会	b	×		99	維持3-7	(各事務所管内)水難事故防止協議会	b	×	
30	環境10-1	家棟川ビオトープ事業	a	×		65	治水-3	淀川堤防強化検討委員会	a	○		100		(木津川上流管内)水難事故防止協議会	a地域限定	×	
31	環境-15	猪名川総合土砂管理委員会	a	○		66		被害最小化のための流域対策協議会				101	環境-17-1	淀川城北わんどイタセンバラ協議会	a	○設置要綱	
32	環境-16	ダム排砂技術検討会(名称変更)主砂移動の連続性に関する検討会	a	○		67	利水1-4	渇水対策会議(淀川水系全体)	c	×		102	環境-17-1	近畿地方イタセンバラ保護増殖事業機構連絡会議	a	○設置要綱	
33	環境17-5	川上ダムオオサンショウウオ調査・保全検討委員会	a	○		68	〃	渇水対策会議(琵琶湖・淀川関係)	c	×		103	治水-2	淀川沿川整備協議会	a	×	
34	環境17-5	川上ダム自然環境保全委員会	a	○		69	〃	渇水対策会議(日吉ダム関係)	c	×		104	治水-9-4	淀川大堰開門検討委員会	a	×	
35	環境17-17	嵐山水草対策連絡会	a	○		70	〃	渇水対策会議(木津川関係)	c	×		105	維持5	旧瀬田川南郷洗堰保存検討ワークショップ	a	×	

<説明>

1. 設置状況 当該会議の設置状況

2. 規約 当該会議規約の有無

淀川水系河川整備計画基礎案に関連する委員会などに関する住民参加の進捗度検討資料(案) 住民参加部会

※「1. 設置状況」については該当する欄に番号を記入して下さい。

※「2. 委員会等の構成」、「3. 意見聴取方法」については該当する欄に○印をつけて下さい。(複数回答可)

No.	整備内容 シート 番号	検討項目／諸委員会・協議会など	1. 設置状況	2. 委員会等の設置根拠としての事業の性質			3. 委員会等の構成						4. 意見聴取手法				規約	
			a. 既設 b. 未設置 c. 設置予定	①官民連携事業	②協働管理事業	③その他	①行政のみ		②行政+学識者 のみ	③行政+一般住 民	④行政+学識者 +一般住民	⑤行政+学識者+ 有識者住民委員	⑥その他	①説明会型	②対話討論会型	③メール・はがき等 型	④その他	○or×
							a. 純技術的検討 等のため住民の参 加は要らない	b. 単に住民は参 加していない										
1	計画1-1	淀川管内河川レンジャー検討懇 談会	a		○							○					○	○ 運営要領
2	"	淀川管内河川レンジャー推薦委 員会	a		○							○					○	○ 運営要領
3	"	福島・毛馬出張所管内河川レン ジャー運営会議	a		○							○					○	○ 運営要領
4	"	枚方出張所管内河川レンジャー 運営会議	a		○							○					○	○ 運営要領
5	"	高槻・山崎出張所(大阪府)管内 河川レンジャー運営会議	a		○							○					○	○ 運営要領
6	"	伏見・桂川・山崎出張所(京都府) 管内河川レンジャー運営会議	a		○							○					○	○ 運営要領
7	"	木津川出張所管内河川レン ジャー運営会議	a		○							○					○	○ 運営要領
8	"	(琵琶湖管内)河川レンジャーアド バイザー委員会	a		○							○				○	○	○
9	"	(木津川上流管内)河川レン ジャー準備会	a		○							○			○			×
10	"	(猪名川管内)河川レンジャー運 営検討会	a		○							○			○			○
11	環境1-1	下河原ワークショップ	a	○						○					○			×
12	環境1-1-3	(木津川上流管内)水害に強い地 域づくり協議会準備会	a	○											○			×
13	環境2- 15,16	猪名川自然環境委員会	a	○													○	○
14	環境	淀川環境委員会	a				○										○	○
15	環境3-7	天ヶ瀬ダム魚類等遡上・降下影響 評価検討委員会	a				○	○		○				○				○
16	環境3-10	木津川上流河川環境研究会	a				○					○					○	○
17	環境-4	針江浜うおじまプロジェクト	対象外(当プロジェクトは「琵琶湖と田ん ぼを結ぶ連絡協議会」に含まれる。)															
18	環境-4	琵琶湖・陸域連続性回復協議会 (仮称)	b				○	○										×
19	環境-4	琵琶湖と田んぼを結ぶ連絡協議 会	a	○						○					○			○
20	環境7-3	淀川下流域の河川環境上望まし い流量に関する検討会	a				○						○				○	○
21		船舶等の通行規制及び水上オー トバイの利用規制(協議会?)																
22	環境9-1	(各事務所管内)琵琶湖・淀川流 域水質管理協議会	c	○								○			○		○	×
23	環境9-1	(各事務所管内)琵琶湖・淀川流 域水質管理協議会	c	○								○					○	
24	環境9-1	(各事務所管内)琵琶湖・淀川流 域水質管理協議会																
25	環境9-1	(各事務所管内)琵琶湖・淀川流 域水質管理協議会	b															
26	環境9-1	淀川流域水質汚濁防止連絡協議 会	a				○			○							○	

No.	整備内容 シート 番号	検討項目／諸委員会・協議会など	1. 設置状況				2. 委員会等の設置根拠としての事業の性質				3. 委員会等の構成						4. 意見聴取手法				規約
			a. 既設 b. 未設置 c. 設置予定	①官民連携事業	②協働管理事業	③その他	①行政のみ		②行政+学識者のみ	③行政+一般住民	④行政+学識者+一般住民	⑤行政+学識者+有識者住民委員	⑥その他	①説明会型	②対話討論会型	③メール・はがき等型	④その他				
							a. 純技術的検討等のため住民の参加は要らない	b. 単に住民は参加していない													
27	環境9-1	淀川流域水質汚濁防止連絡協議会	a			○			○									○			
28	環境9-1	琵琶湖・淀川流域圏再生協議会	No.28を名称変更したものがNo.29です。																		
29	環境9-1	琵琶湖・淀川流域圏再生推進協議会	a	○									①協議会：行政のみ ②有識者委員会：学識者、有識者のみ ③流域連携交流会：NPO等 これらが、連携して実施。	○				○（HPで公開、意見の受付）		○	
30	環境10-1	家棟川ビオトープ事業	a		○						○				○		○			×	
31	環境-15	猪名川総合土砂管理委員会	a	○					○									○		○	
32	環境-16	ダム排砂技術検討会（名称変更） 土砂移動の連続性に関する検討会	a			○			○									○		○	
33	環境17-5	川上ダムオオサンショウウオ調査・保全検討委員会	a			学識者等からの指導助言	○		○					○						○	
34	環境17-5	川上ダム自然環境保全委員会	a			学識者等からの指導助言	○		○					○						○	
35	環境17-17	嵐山水草対策連絡会	a	○									○					○		○	
36	環境19-1	天ヶ瀬ダム水源地ビジョン推進連絡協議会	a	○								○			○					○	
37	環境19-1	（木津川上流管内）水源地ビジョン連絡会	a	○						○								○意見交換		×	
38	環境19-1	高山ダム水源地域ビジョン実行連絡会	a	○						○					○					○	
39		青蓮寺ダム・比奈知ダム水源地域ビジョン実行連絡会	a	○						○					○					○	
40		室生ダム水源地域ビジョン実行連絡会	a	○						○					○					○	
41		布目ダム水源地域ビジョン実行連絡会	a	○						○					○					○	
42	環境19-3	（淀川管内）水源地ビジョン推進連絡協議会		○																	
43		日吉ダム水源地域ビジョン連絡会	a	○						○				○						○	
44		〃 湖面利用分科会	a	○							○			○						×	
45		〃 環境分科会	a	○							○			○						×	
46		上記環境分科会に係る専門部会 （日吉ダム冷温水対策検討会）	a	○							○			○						×	
47		一庫ダム水源地域ビジョン推進協議会	a	○									○ （行政+民間団体+住民代表）		○					×	
48		猪名川流域水環境管理ワークショップ	a	○							○				○					×	
49		木津川流域水環境管理ワークショップ	a	○						○					○					×	
50		余野川ダム環境調査検討委員会	a.既設			○							○ 学識者のみ								
51		河川環境モニタリング調査																			

No.	整備内容 シート 番号	検討項目／諸委員会・協議会など	1. 設置状況	2. 委員会等の設置根拠としての事業の性質			3. 委員会等の構成						4. 意見聴取手法				規約	
			a. 既設 b. 未設置 c. 設置予定	①官民連携事業	②協働管理事業	③その他	①行政のみ		②行政+学識者 のみ	③行政+一般住 民	④行政+学識者 +一般住民	⑤行政+学識者+ 有識者住民委員	⑥その他	①説明会型	②対話討論会型	③メール・はがき等 型	④その他	○or×
							a. 純技術的検討 等のため住民の参 加は要らない	b. 単に住民は参 加していない										
52		縦断方向河川形状修復ワーク ショップ(木津川上流)	c	○						○				○				×
53		琵琶湖・淀川水質管理協議会(総 負荷量管理)	b															
54	治水1-1-1	水害に強い地域づくり協議会(淀 川)	a	○								○					○	
55		水害に強い地域づくり協議会(琵 琶湖)	a	○					○							○	○ハザードマップ 作成に係るワーク ショップ(草津市)	○
56		水害に強い地域づくり協議会(木 津川上流)	c	○					○当面		○今後			○				×
57		水害に強い地域づくり協議会(猪 名川)	a				○	○										○
58	治水1-3-2	(琵琶湖管内)瀬田川・野洲川・草 津川水防連絡会	a				行政間の 意見交換	○									○行政担当者に よる意見交換	×
59	治水1-3-4	(猪名川管内)排水ポンプ場の運 転調整に関する専門部会	a				○	○										○
60	治水4-1	(琵琶湖管内)瀬田川堤防補強検 討委員会	a				学識者から の指導助言			○							○ 学識者より指 導・助言を頂く	○
61	治水6-1	瀬田川及び天ヶ瀬ダム再開発環 境ワーキング	a				学識者から の指導助言			○						○	○ 学識者より指 導・助言を頂く	○
62	治水6-1	塔の島地区河川整備に関する検 討委員会	a				○					○					○	○
63	治水9-4	淀川舟運研究会	a				○			○								×
64	治水9-3	地震・津波等危機管理協議会	b				○	○									○	×
65	治水-3	淀川堤防強化検討委員会	a				○			○							○	○
66		被害最小化のための流域対策協 議会																
67	利水1-4	渇水対策会議(淀川水系全体)	c				○			○+利水者				○				
68	〃	渇水対策会議(琵琶湖・淀川関 係)	c				○			○+利水者				○				
69	〃	渇水対策会議(日吉ダム関係)	c				○			○+利水者				○				
70	〃	渇水対策会議(木津川関係)	c				○			○+利水者				○				
71	〃	渇水対策会議(室生ダム関係)	c				○			○+利水者				○				
72	〃	渇水対策会議(猪名川関係)	c				○			○+利水者				○				×
73	ダム1-2	(木津川上流管内)水源地ビジョ ン連絡会	a	○	環境19-1(No.37～41)と重複					○							○意見交換	×
74	ダム1-2	高山ダム水源地域ビジョン実行連 絡会	a	○						○					○			○
75		青蓮寺ダム・比奈知ダム水源地域 ビジョン実行連絡会	a	○						○					○			○
76		室生ダム水源地域ビジョン実行連 絡会	a	○						○					○			○
77		布目ダム水源地域ビジョン実行連 絡会	a	○						○					○			○
78	ダム2-5	淀川水系総合土砂管理検討委員 会	a				○			○				○				○

No.	整備内容 シート 番号	検討項目／諸委員会・協議会など	1. 設置状況 a.既設 b.未設置 c.設置予定	2. 委員会等の設置根拠としての事業の性質			3. 委員会等の構成						4. 意見聴取手法				規約	
				①官民連携事業	②協働管理事業	③その他	①行政のみ		②行政+学識者 のみ	③行政+一般住 民	④行政+学識者 +一般住民	⑤行政+学識者+ 有識者住民委員	⑥その他	①説明会型	②対話討論会型	③メール・はがき等 型		④その他
							a. 純技術的検討 等のため住民の参 加は要らない	b. 単に住民は参 加していない										
79	ダム3-1	天ヶ瀬ダム再開発対話討論会																
80	"	既存施設有効活用技術検討会 天ヶ瀬ダム放流能力増強に係る 既存施設有効活用技術検討委員 会	a			学識者から の指導助言			○								○ 学識者および 行政委員による委 員会形式	○
81	"	塔の島地区河川整備に関する検 討委員会	a			○					○						○	○
82	ダム4-2	川上ダム希少猛禽類保全検討会	a			学識者等からの指 導助言	○		○				○					○
83	ダム5-3	姉川・高時川河川環境ワーキング グループ	a.			学識者等からの指 導助言			○							○	○	○
83	ダム5-3	姉川・高時川河川環境ワーキング グループ	a.			学識者等からの指 導助言			○								住民参加は無い 学識者等からの 指導助言	○
84	※	丹生ダム生態系保全検討委員会	a.			学識者等からの指 導助言			○								住民参加は無い 学識者等からの 指導助言	○
85	※	丹生ダム環境保全対策懇談会	a.			学識者等からの指 導助言			○								住民参加は無い 学識者等からの 指導助言	○
86	利用1-1	淀川水上オートバイ関係問題連 絡会	a			○			○								○	○
87	利用1-3	淀川水面利用調整協議会	a			○			○								○	○
88	利用2-1	河川保全利用委員会(淀川)	a			○			○		○			○				○
89		河川保全利用委員会(琵琶湖)	a			○					○			○		○	○	○
90		河川保全利用委員会(木津川上 流)																
91		河川保全利用委員会(猪名川)	a			○			○									○
92	利用3-1	淀川舟運整備推進協議会	a			○	○										○	×
93	利用3-3	淀川舟運航路に関する研究会	a			○			○								○	×
94	利用4-1	琵琶湖水陸移行帯ワーキンググ ループ	a			○調査研究					○					○	○	○
95	公園-8-1	淀川河川公園基本計画改定委員 会	a			○			○								○	○ 設置要領
96	維持1-10	淀川管内集中管理センター検討 委員会	a			○			○								○	×
97	維持3-6	(琵琶湖管内)瀬田川水辺利用者 協議会	a	○							○			○		○	○	○
98	維持3-7	(各事務所管内)水難事故防止協 議会	b															
99	維持3-7	(各事務所管内)水難事故防止協 議会	b			○			○								○	
100		(木津川上流管内)水難事故防止 協議会	a地域限定			○		○									○	×
101	環境-17-1	淀川城北わんどイタセンバラ協 議会	a			○	○		○								○	○ 設置要領
102	環境-17-1	近畿地方イタセンバラ保護増殖事 業協議連絡会議	a			○	○										○	○ 設置要領
103	治水-2	淀川沿川整備協議会	a			○	○										○	×

No.	整備内容 シート 番号	検討項目／諸委員会・協議会など	1. 設置状況	2. 委員会等の設置根拠としての事業の性質			3. 委員会等の構成							4. 意見聴取手法				規約
			a.既設 b.未設置 c.設置予定	①官民連携事業	②協働管理事業	③その他	①行政のみ		②行政+学識者のみ	③行政+一般住民	④行政+学識者+一般住民	⑤行政+学識者+有識者住民委員	⑥その他	①説明会型	②対話討論会型	③メール・はがき等型	④その他	○or×
							a. 純技術的検討等のため住民の参加は要らない	b. 単に住民は参加していない										
104	治水-9-4	淀川大堰閘門検討委員会	a			○			○								○	×
105	維持5	旧瀬田川南郷洗堰保存検討ワークショップ	a	○							○				○	○		×
106																		
107																		
2. ③その他についてのコメント:																		
3. ③その他についてのコメント:																		
4. ③その他についてのコメント:																		

＜説明＞

1. 設置状況 当該会議の設置状況

2. 委員会等の設置根拠である事業の性質についての説明

①官民連携事業は、目標を達成するために行政（またはネットワーク）と住民・NPO（ネットワーク）とが連携して取り組んでいる事業の委員会、協議会など（例. 琵琶湖・淀川流域圏再生協議会と同連携交流会など）

②協働管理事業は、これまで専ら行政が管理していた分野を住民やNPOに役割を分担し、協働管理している事業の委員会、協議会（例. 河川レンジャー事業関連）

3. 委員会等の構成欄についての説明

①a. 純技術的検討等のため住民の参加は要らない、は純粋に専門技術的な委員会、協議会の性格上、行政や関係機関以外の委員を入れる必要がないと判断するもの。

①b. 単に住民は参加していない。

②行政+学識者のみは、行政と学識者、専門家だけで委員会、協議会が構成されているもの

③行政+一般住民は、一般住民やNPOが委員として委員会、協議会に参加しているもの

④行政+学識者+一般住民は、行政と学識者に加えて一般住民やNPOが委員として委員会、協議会に参加しているもの。

⑤行政+学識者+有識者住民は、行政と学識者に加えて住民の有識者が委員として委員会、協議会に参加しているもの。

4. 意見聴取手法欄についての説明

①説明会型: 説明会による意見聴取

②対話型: 対話集会、対話討論会、ワークショップ方式などで運営されているもの。

③メール・はがき等型: 媒体を利用した意見聴取

コメント

註1. 2. ①及び②は、3. の類型とは異り、諸委員会、協議会などの設置根拠としての性質が、このような2つのタイプのいずれかに属するものがあると考えられるため、＜事業運営の形態＞としてここに掲げた。

註2. 3. ⑤を設定している理由は従来多くの委員会などでは、大学教員のみを学識経験者として選任していたが、淀川環境委員会のように、学識者ではないが、専門的知識や豊かな経験を有する住民やNPOが有識者委員として選任されて実績を挙げ

※記入にあたっての特記事項

様式に記載されていた、委員会・協議会等で実際に該当が無いものについては、取消し線で修正しています（赤字）

様式に記載されていた、委員会・協議会等で名称等に誤りがあるものについては、修正しています。（赤字）

様式に記載されていない、委員会・協議会等については追記しています。

その他に該当する項目が多数あり、整理上煩雑となるためコメント欄の記載は行っておりません。

No.	整備内容 シート 番号	検討項目／諸委員会・協議会など	1. 設置状況	2. 規約	備考	No.	整備内容 シート 番号	検討項目／諸委員会・協議会など	1. 設置状況	2. 規約	備考	No.	整備内容 シート 番号	検討項目／諸委員会・協議会など	1. 設置状況	2. 規約	備考
			a. 既設 b. 未設置 c. 設置予定	○ or ×					a. 既設 b. 未設置 c. 設置予定	○ or ×					a. 既設 b. 未設置 c. 設置予定	○ or ×	
1	計画1-1	淀川管内河川レンジャー検討懇談会	a	○		36	環境19-1	天ヶ瀬ダム水源地域ビジョン推進連絡協議会	a	○		71	〃	渇水対策会議(室生ダム関係)	c	×	
2	〃	淀川管内河川レンジャー推薦委員会	a	○		37	環境19-1	(木津川上流管内)水源地域ビジョン連絡会	a	×		72	〃	渇水対策会議(猪名川関係)	c	×	
3	〃	福島・毛馬出張所管内河川レンジャー運営会議	a	○		38	環境19-1	高山ダム水源地域ビジョン実行連絡会	a	○		73	ダム1-2	(木津川上流管内)水源地域ビジョン連絡会	a	×	
4	〃	枚方出張所管内河川レンジャー運営会議	a	○		39		青蓮寺ダム・比奈知ダム水源地域ビジョン実行連絡会	a	○		74	ダム1-2	高山ダム水源地域ビジョン実行連絡会	a	○	
5	〃	高槻・山崎出張所(大阪府)管内河川レンジャー運営会議	a	○		40		室生ダム水源地域ビジョン実行連絡会	a	○		75		青蓮寺ダム・比奈知ダム水源地域ビジョン実行連絡会	a	○	
6	〃	伏見・桂川・山崎出張所(京都府)管内河川レンジャー運営会議	a	○		41		布目ダム水源地域ビジョン実行連絡会	a	○		76		室生ダム水源地域ビジョン実行連絡会	a	○	
7	〃	木津川出張所管内河川レンジャー運営会議	a	○		42	環境19-3	(淀川管内)水源地域ビジョン推進連絡協議会				77		布目ダム水源地域ビジョン実行連絡会	a	○	
8	〃	(琵琶湖管内)河川レンジャーアドバイザー委員会	a	○		43		日吉ダム水源地域ビジョン連絡会	a	○		78	ダム2-5	淀川水系総合土砂管理検討委員会	a	○	
9	〃	(木津川上流管内)河川レンジャー準備会	a	×		44		〃 湖面利用分科会	a	×		79	ダム3-1	天ヶ瀬ダム再開発対話討論会			
10	〃	(猪名川管内)河川レンジャー運営検討会	a	○		45		〃 環境分科会	a	×		80	〃	既存施設有効活用技術検討会 天ヶ瀬ダム放流能力増強に係る 既存施設有効活用技術検討委員	a	○	
11	環境1-1	下河原ワークショップ	a	×		46		上記環境分科会に係る専門部会 (日吉ダム冷温排水対策検討会)	a	×		81	〃	塔の島地区河川整備に関する検討委員会	a	○	
12	環境1-1-3	(木津川上流管内)水害に強い地域づくり協議会準備会	a	×		47		一庫ダム水源地域ビジョン推進協議会	a	×		82	ダム4-2	川上ダム希少猛禽類保全検討会	a	○	
13	環境2-15,16	猪名川自然環境委員会	a	○		48		猪名川流域水環境管理ワークショップ	a	×		83	ダム5-3	姉川・高時川河川環境ワーキンググループ	a	○	
14	環境	淀川環境委員会	a	○		49		木津川流域水環境管理ワークショップ	a	×		84	〃	丹生ダム生態系保全検討委員会	a	○	
15	環境3-7	天ヶ瀬ダム魚類等遡上・降下影響評価検討委員会	a	○		50		余野川ダム環境調査検討委員会	a. 既設			85	〃	丹生ダム環境保全対策懇談会	a	○	
16	環境3-10	木津川上流河川環境研究会	a	○		51		河川環境モニタリング調査				86	利用1-1	淀川水上オートバイ関係問題連絡会	a	○	
17	環境4	針江浜うおじまプロジェクト	対象外(当プロジェクトは「琵琶湖と田んぼを結ぶ連絡協議会」に含まれる。)			52		縦断方向河川形状修復ワークショップ(木津川上流)	c	×		87	利用1-3	淀川水面利用調整協議会	a	○	
18	環境4	琵琶湖・陸域連続性回復協議会(仮称)	b	×		53		琵琶湖・淀川水質管理協議会(総負荷量管理)	b			88	利用2-1	河川保全利用委員会(淀川)	a	○	
19	環境4	琵琶湖と田んぼを結ぶ連絡協議会	a	○		54	治水1-1-1	水害に強い地域づくり協議会(淀川)	a			89		河川保全利用委員会(琵琶湖)	a	○	
20	環境7-3	淀川下流域の河川環境上望ましい流量に関する検討会	a	○		55		水害に強い地域づくり協議会(琵琶湖)	a	○		90		河川保全利用委員会(木津川上流)			
21		船舶等の通行規制及び水上オートバイの利用規制(協議会?)				56		水害に強い地域づくり協議会(木津川上流)	c	×		91		河川保全利用委員会(猪名川)	a	○	
22	環境9-1	(各事務所管内)琵琶湖・淀川流域水質管理協議会	c	×		57		水害に強い地域づくり協議会(猪名川)	a	○		92	利用3-1	淀川舟運整備推進協議会	a	×	
23	環境9-1	(各事務所管内)琵琶湖・淀川流域水質管理協議会	c	×		58	治水1-3-2	(琵琶湖管内)瀬田川・野洲川・草津川水防連絡会	a	×		93	利用3-3	淀川舟運航路に関する研究会	a	×	
24	環境9-1	(各事務所管内)琵琶湖・淀川流域水質管理協議会	c	×		59	治水1-3-4	(猪名川管内)排水ポンプ場の運転調整に関する専門部会	a	○		94	利用4-1	琵琶湖水陸移り帯ワーキンググループ	a	○	
25	環境9-1	(各事務所管内)琵琶湖・淀川流域水質管理協議会	c	×		60	治水4-1	(琵琶湖管内)瀬田川堤防補強検討委員会	a	○		95	公園-8-1	淀川河川公園基本計画改定委員会	a	○	設置要領
26	環境9-1	淀川流域水質汚濁防止連絡協議会	a			61	治水6-1	瀬田川及び天ヶ瀬ダム再開発環境ワーキング	a	○		96	維持1-10	淀川管内集中管理センター検討委員会	a	×	
27	環境9-1	淀川流域水質汚濁防止連絡協議会	a			62	治水6-1	塔の島地区河川整備に関する検討委員会	a	○		97	維持3-6	(琵琶湖管内)瀬田川水辺利用者協議会	a	○	
28	環境9-1	琵琶湖・淀川流域圏再生協議会	No.28を名称変更したものがNo.29です。			63	治水9-4	淀川舟運研究会	a	×		98	維持3-7	(各事務所管内)水難事故防止協議会	b		
29	環境9-1	琵琶湖・淀川流域圏再生推進協議会	a	○		64	治水9-3	地震・津波等危機管理協議会	b	×		99	維持3-7	(各事務所管内)水難事故防止協議会	b		
30	環境10-1	家棟川ピオトブ事業	a	×		65	治水-3	淀川堤防強化検討委員会	a	○		100		(木津川上流管内)水難事故防止協議会	a. 地域限定	×	
31	環境-15	猪名川総合土砂管理委員会	a	○		66		被害最小化のための流域対策協議会				101	環境-17-1	岸山城北わんどイタセンバラ協議会	a	○	設置要領
32	環境-16	ダム排砂技術検討会(琵琶湖・天ヶ瀬ダムの排砂技術に関する検討会)	a	○		67	利水1-4	渇水対策会議(淀川水系全体)	c	×		102	環境-17-1	近畿地方イタセンバラ保護増殖事業連絡協議会	a	○	設置要領
33	環境17-5	川上ダムオオサンショウウオ調査・保全検討委員会	a	○		68	〃	渇水対策会議(琵琶湖・淀川関係)	c	×		103	治水-2	淀川沿川整備協議会	a	×	
34	環境17-5	川上ダム自然環境保全委員会	a	○		69	〃	渇水対策会議(日吉ダム関係)	c	×		104	治水9-4	淀川大堰開門検討委員会	a	×	
35	環境17-17	嵐山水草対策連絡会	a	○		70	〃	渇水対策会議(木津川関係)	c	×		105	維持5	旧瀬田川南郷洗堰保存検討ワークショップ	a	×	

<説明>

1. 設置状況 当該会議の設置状況

2. 規約 当該会議規約の有無

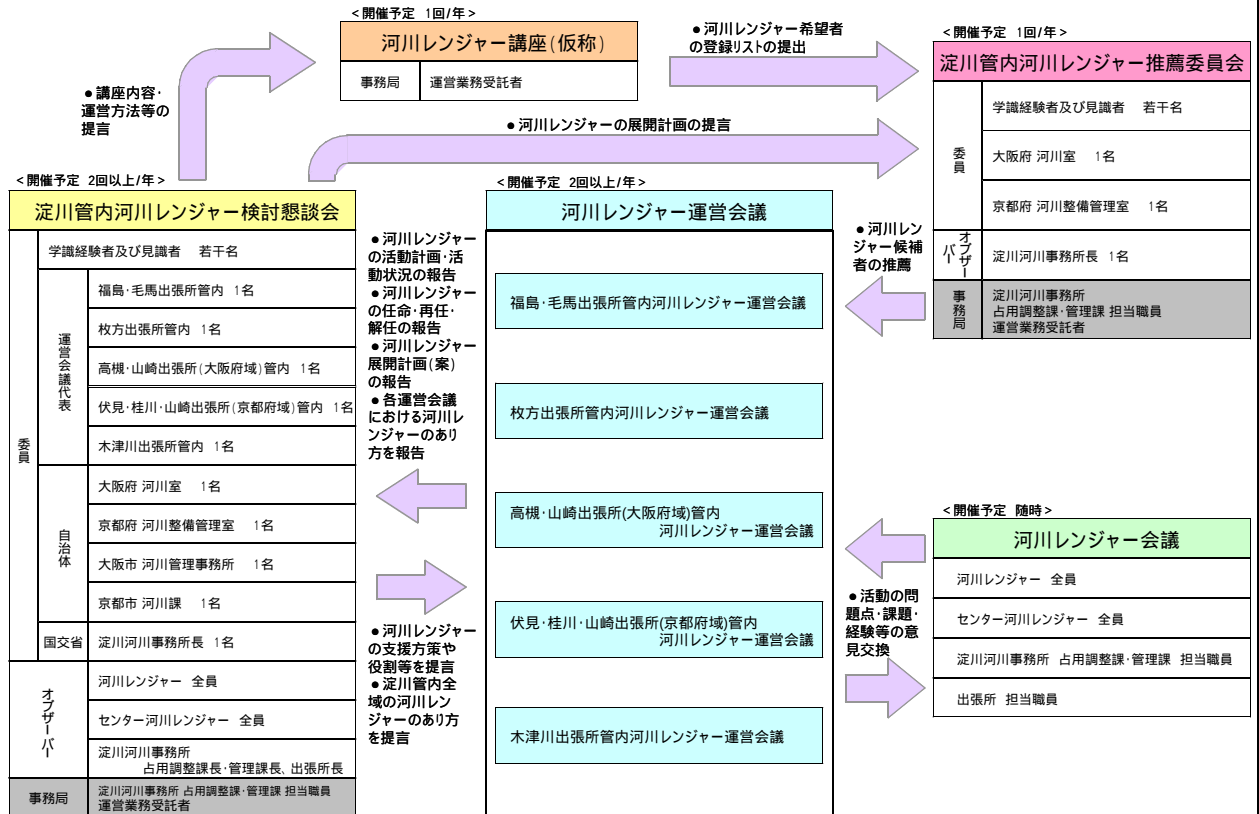
淀川管内河川レンジャー（試行）運営要領・同解説

国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所

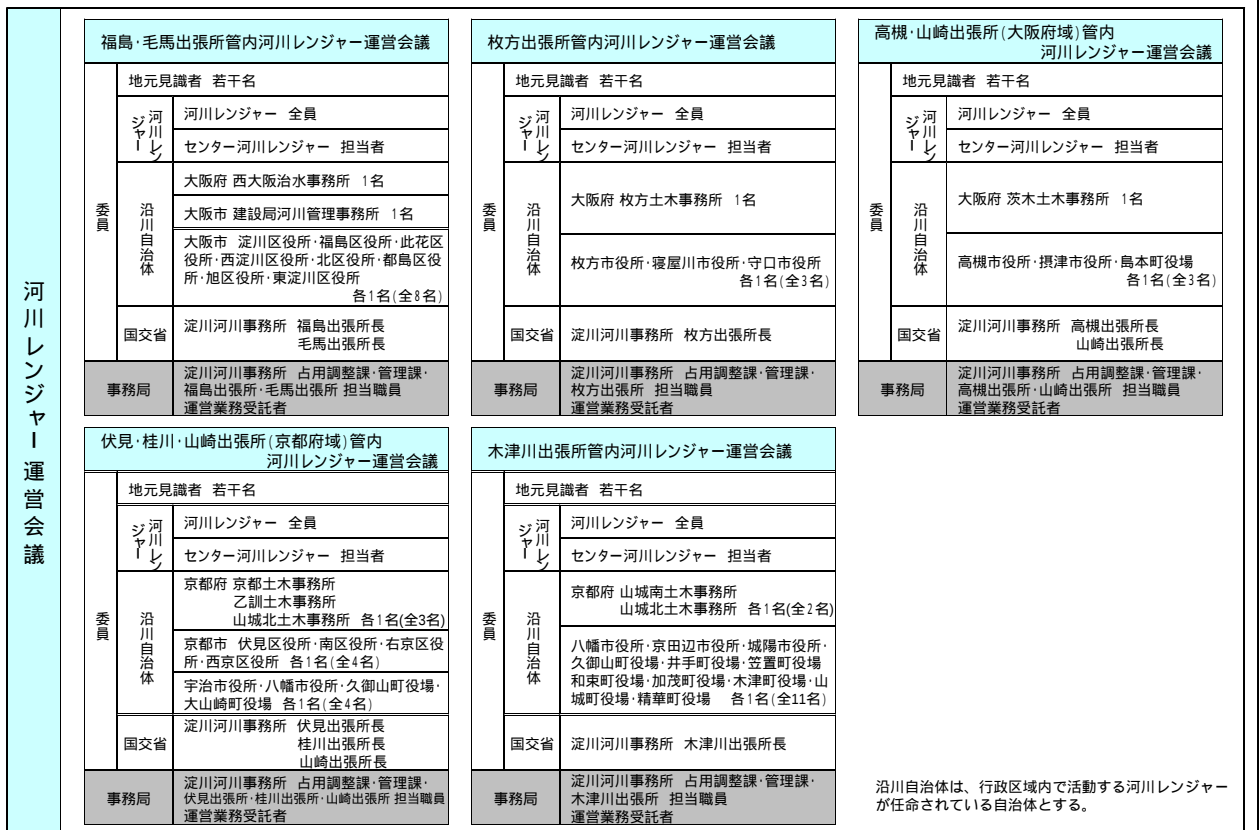
本 文	解 説
淀川管内河川レンジャー（試行）運営要領 目次 第 1 章 総則（第 1 条 - 第 4 条） 第 2 章 淀川管内河川レンジャー（第 5 条 - 第 22 条） 第 3 章 淀川管内河川レンジャー検討懇談会（第 23 条 - 第 28 条） 第 4 章 河川レンジャー運営会議（第 29 条 - 第 36 条） 第 5 章 河川レンジャー会議（第 37 条 - 第 41 条） 第 6 章 淀川管内河川レンジャー推薦委員会（第 42 条 - 第 49 条） 第 7 章 河川レンジャー講座（仮称）（第 50 条 - 第 56 条） 第 8 章 雑則（第 57 条） 附則	河川レンジャーの名称は、第 4 回宇治川周辺河川レンジャー検討懇談会までの意見を踏まえ、暫定的に河川レンジャーを用いるものとし、淀川河川事務所管内で活動する河川レンジャーを淀川管内河川レンジャーの名称で呼ぶこととしました。
第 1 章 総則 （趣旨） 第 1 条 この運営要領は、淀川河川事務所管内において活動する淀川管内河川レンジャー（以下「河川レンジャー」という。）の運営について定めるものである。	
（河川レンジャーを運営する組織） 第 2 条 河川レンジャーを運営する組織は、次の各号に掲げる組織をもって構成する。 （ 1 ）淀川管内河川レンジャー検討懇談会（以下「懇談会」という。） （ 2 ）河川レンジャー運営会議（以下「運営会議」という。） （ 3 ）河川レンジャー会議 （ 4 ）淀川管内河川レンジャー推薦委員会（以下「推薦委員会」という。） （ 5 ）河川レンジャー講座（仮称）（以下「講座」という。） 2 前項各号に掲げる組織は、淀川河川事務所長（以下「事務所長」という。）が設置する。 3 第 1 項各号に掲げる組織間の関係は、淀川管内河川レンジャー機構図（別紙 - 1・2）に示すとおりとする。 4 第 1 項第 2 号に規定する運営会議は、次の各号に掲げる出張所区分ごとに設置するものとする。 （ 1 ）福島・毛馬出張所 （ 2 ）枚方出張所 （ 3 ）高槻・山崎出張所（大阪府域） （ 4 ）伏見・桂川・山崎出張所（京都府域） （ 5 ）木津川出張所 5 前項の規定により設置した運営会議の名称は、「○○管内河川レンジャー運営会議」とし、「○○」には前項各号に掲げる名称を記載するものとする。 6 事務所長は、第 4 項の規定に基づき運営会議を設置するに当たっては、「○○管内河川レンジャー運営会議運営要領」（以下「運営会議運営要領」という。）を別途定めるものとする。	< 第 2 条第 1・3 項 > 河川レンジャーを運営する組織および組織間の関係は、「宇治川周辺河川レンジャー検討懇談会」および「淀川管内河川レンジャー検討懇談会」での検討成果をもとに設定しました。 < 第 2 条第 4 項 > 各出張所管内における自治体の行政区域や沿川の地域特性を考慮して、8 出張所の管轄区域を 5 ブロックに区分して運営会議を設置することとしました。 < 第 2 条第 6 項 > 出張所の特性に応じた運営要領とするため、「運営会議運営要領」で細則を定めることとしました。

淀川管内河川レンジャー機構図

(別紙 - 1)



(別紙 - 2)



本 文	解 説
(淀川管内河川レンジャー運営業務) 第 3 条 事務所長は、河川レンジャー及び前条第 1 項各号に規定する組織を運営するために「淀川管内河川レンジャー運営業務」(以下「運営業務」という。) の委託契約を行うものとする。	< 第 3 条 > 平成18年度の運営業務は、「財団法人 河川環境管理財団 大阪事務所」と委託契約を行いました。
(経費の負担) 第 4 条 事務所長は、次の各号に掲げる経費等を実費負担するものとする。 (1) 河川レンジャーの活動に必要な経費及び備品等の購入等費用 (2) 懇談会、運営会議、河川レンジャー会議、推薦委員会及び講座の開催運営費用	< 第 4 条 > 淀川河川事務所は、河川レンジャーの活動を円滑に進めるため、経費等の支援を行います。
第 2 章 淀川管内河川レンジャー (河川レンジャーの構成) 第 5 条 河川レンジャーは、次の各号に掲げる者をもって構成する。 (1) 河川レンジャー (2) 淀川管内流域センター河川レンジャー (以下「センター河川レンジャー」という。) 2 河川レンジャーは個人または団体に属した立場で団体と併せて特定された個人 (以下「特定者」という。) とする 3 センター河川レンジャーは個人とする。 4 河川レンジャーは、第 2 条第 4 項に規定する運営会議ごとに所属するものとする。 5 センター河川レンジャーは、主として担当する運営会議に所属するものとする。 6 第 4 項の規定により配属された河川レンジャーの名称は、「○○管内河川レンジャー」とし、「○○」には第 2 条第 4 項各号に掲げる名称を記載するものとする。	< 第 5 条第 1 項 > 河川レンジャーの構成は、平成15年度の「宇治川周辺河川レンジャー検討懇談会」での検討結果を踏まえて設定しました。 < 第 5 条第 2 項 > 河川に係わる活動を行っている既存の団体に属した立場で河川レンジャーとなる方は、団体と併せてその特定の個人を河川レンジャーとし、「○○団体の○○氏」を河川レンジャーとします。 また、この条文は、特定者が団体を脱退した場合、団体が解散した場合及び特定者が解任された場合は、河川レンジャーを解任され、また、特定者の交代を認めないことを規定しています。(第 1 3 条第 6 号に該当) < 第 5 条第 4 項 > 河川レンジャーは、運営会議ごとに任命するため、所属を明らかにする条文を設けました。 < 第 5 条第 6 項 > これまで、伏見及び福島出張所管内の河川レンジャーは、伏見出張所管内河川レンジャー、福島出張所管内河川レンジャーとし、河川レンジャーの所属がわかる名称としていたことから、本項を設けました。
(河川レンジャーの役割) 第 6 条 河川レンジャーは、行政と住民との間に介在して、防災学習や水防活動等の防災を推進する活動、河川に係わる環境学習等の文化活動や動植物の保全等の活動を実施するとともに、不法投棄の状況把握や河川利用者への安全指導など、河川管理者が責任を果たさなければならないものの以外で、比較的穏便で危険を伴わない範囲における河川管理上の役割を担い、河川と地域との良好な関係を構築する。 2 センター河川レンジャーは、前項に規定する役割のほか、各運営会議の河川レンジャーとの連絡調整を行うとともに、河川レンジャー会議に関する事務を担うものとする。	< 第 6 条第 1 項 > 淀川管内河川レンジャーの役割は、近畿地方整備局が発表した「河川整備計画基礎案」で位置付けている役割を基本として、淀川水系流域委員会から提案 (河川整備計画基礎原案に対する意見書 住民参加部会参考意見) および第 4 回宇治川周辺河川レンジャー検討懇談会での意見を反映した内容に、第 2 回淀川管内河川レンジャー検討懇談会において追加確認を行った内容を追加して設定しました。 < 第 6 条第 2 項 > センター河川レンジャーは、淀川管内全域を活動範囲として総括的な活動を行うため、主として担当する運営会議の河川レンジャーのみならず、全ての河川レンジャーとの連絡調整を行うこととしました。
(河川レンジャーの活動範囲及び活動拠点) 第 7 条 河川レンジャーの活動範囲は、所属する運営会議が管轄する範囲とする。ただし、運営会議の承認を受けた場合はこの限りでない。 2 前項ただし書きによる承認は、河川レンジャーが所属する運営会議及び活動範囲となる運営会議の双方において、承認を受けるものとする。	< 第 7 条 > 河川レンジャーは、運営会議ごとに任命するため、活動範囲についても、原則として、所属する運営会議が管轄する範囲に限定しました。 しかし、今後、淀川管内全域で河川レンジャーを展開するため、河川レンジャーが所属する運営会議の管轄範囲を超えて活動する場合が考えられることから、この場合の運用の考え方について明記しました。

本 文	解 説
3 センター河川レンジャーの活動範囲は、原則として、淀川河川事務所管内全域とする。 4 河川レンジャーの活動拠点は、第2条第6項の規定により事務所長が別途定める運営会議運営要領に規定する場所及び施設とする。	<第7条第3項> センター河川レンジャーは、全ての河川レンジャーとの交流・連携を積極的に図ることも役割としているため、活動範囲は、淀川河川事務所管内全域とした。 <第7条第4項> 河川レンジャーの活動拠点は、既存施設を試行的に活用し、具体の場所及び施設は、運営会議運営要領で規定することとしました。
(河川レンジャーの定員) 第8条 河川レンジャー及びセンター河川レンジャーの定員は若干名とする。 2 河川レンジャーの定員は、運営会議の議決に基づき変更することができるものとする。	<第8条> 河川レンジャーの定員は、当面、試行的に活動を進めるため、若干名とし、センター河川レンジャーの定員は、第4回宇治川周辺河川レンジャー検討懇談会での意見を踏まえ、試行段階の当面は若干名としました。 また、センター河川レンジャーは、試行段階においては、運営会議による定員の変更は行わないこととしました。
(河川レンジャーの任命基準) 第9条 河川レンジャーは、次の各号に掲げる条件を満たしている者から任命しなければならないものとする。 (1) 河川レンジャーが個人である場合は、満18歳以上の者であること。 (2) 河川レンジャーが特定者である場合は、満18歳以上の者であること。 (3) 地域固有の情報や知識に精通していること。 (4) 有能な河川レンジャーになれるよう日々熱意を持ち、自己研鑽や研修を惜しまないこと。 (5) 講座を受講し、河川レンジャーの希望者登録を行っていること。 (6) 公共施設の不正使用等の法令に違反する行為を行っていないこと。 (7) 心身健全で河川レンジャーとして活動を執行できること。 (8) 河川レンジャーの活動中において宗教活動、政治活動、営利活動及びそれら紛らわしい行為を行わないこと。 (9) この運営要領を遵守できること。 2 河川レンジャーは、前項各号に掲げる条件を満たしているほか、次の各号に掲げる知識、経験及び資格等を有していることが望ましい。 (1) 解説、通訳、啓発に関する技術(インタープリテーション技術) (2) コーディネートに関する知識と技術 (3) 緊急時対応に関する知識 (4) 危険予知及び回避などの安全確保や、安全教育に関する知識 (5) 環境保全やまちづくりなどの豊富な市民活動の経験 (6) 地域のスポーツ活動指導や青少年育成などの豊富な経験 (7) 郷土史への精通 (8) 豊富な川や水に関する知識や実務経験 (9) 川の指導者(初・中・上級)としての経験 (10) 自然観察指導員の資格 (11) 救急・救命法受講の経験	<第9条第1項> 河川レンジャーの任命基準は、淀川水系流域委員会からの提案(河川整備計画基礎原案に対する意見書 住民参加部会参考意見)、第4回宇治川周辺河川レンジャー検討懇談会および第2～4回検討懇談会での意見を反映して設定しました。 <第9条第1項第5号> 講座を受講することに加え、河川レンジャーの希望者登録を行うことを規定しました。 これは、河川レンジャーの希望者登録を行う者は、講座終了後に、レポート及び聞き取りを実施することとしたためです。 <第9条第1項第6号> 公共施設・空間における不法占用等の法令に違反する行為を行っている者は、河川レンジャーに任命できないことを明記しました。 <第9条第1項第7～9号> 第13条の河川レンジャーの解任で定めている事項のうち、任命時に確認できる事項を任命基準として設定しました。 <第9条第2項> 淀川水系流域委員会から提案(河川整備計画基礎原案に対する意見書 住民参加部会参考意見)されている河川レンジャーの望ましい条件は、試行的に河川レンジャーを任命して検討を進める現時点において、任命基準として設定することは若干障害となることが予想されるため、有することが望ましい技能として位置付けました。

本 文	解 説
(河川レンジャーの活動内容) 第10条 河川レンジャーは、淀川水系河川整備計画基礎案で示している行政と住民等との連携や協働を必要とする事項を推進するため、行政と住民等との間に介在して、次の各号に掲げる活動を行うものとする。 (1) 防災・救援・救難の推進を図る活動 自分を守る・皆で守る・地域で守る取り組みの促進 (2) 河川の環境保全を図る活動 イ 河川環境保全・再生の普及・啓発・学習・住民参加の促進 ロ 河川環境のモニタリング ハ 水質改善のための啓発活動 (3) 河川の適正な利用の推進を図る活動 イ 河川利用者への安全指導 ロ 不法投棄の状況把握 ハ 河川環境の保全・再生の普及・啓発・学習 (4) 節水意識の普及・啓発活動 (5) 日常的な河川管理活動 河川管理についての理解・普及・啓発・学習・住民参加促進 (6) 河川に係わる歴史・文化の普及・啓発活動 (7) 河川行政と地域・住民・住民団体とのコーディネートを図る活動 (8) 川づくり・まちづくりへの参画・支援活動 (9) 川の人材を育成する活動 (10) 河川レンジャー活動に関するニュースの発行等の情報の発信 2 河川レンジャーは、活動を通して、第1項に掲げる活動のほか、河川レンジャーとしてふさわしい活動を運営会議に提案することが出来る。 3 センター河川レンジャーは、第1項に掲げる活動のほか、河川レンジャーの人材発掘、総括的活動及び他の河川レンジャーの活動支援を行うものとする。 4 河川レンジャーは、河川レンジャーとしての活動中において、宗教活動、政治活動及び営利活動並びにこれら行為と紛らわしい行為を行ってはならない。	<第10条第1項> 第6条で示した役割を果たす活動として、淀川水系流域委員会から提案(河川整備計画基礎原案に対する意見書 住民参加部会参考意見)されている活動を参考として、第4回宇治川周辺河川レンジャー検討懇談会での意見を踏まえ、比較的取り組み易いと思われる活動を設定しました。 <第10条第2項> 地域の特性に応じたある程度の自由な河川レンジャー活動を許容することを目的として設けました。 <第10条第3項> センター河川レンジャーは、第6条第2項に示した役割を果たすため、センター河川レンジャーとしての活動を明文化しました。 また、河川レンジャーの人材発掘とは、河川レンジャーの拡充に向けて、活動の協力者や参加者等から、実践する活動を通じて河川レンジャーとなる人材を発掘する活動であり、発掘した人材に対して、河川レンジャー制度と講座の紹介を行って頂きます。 <第10条第4項> 河川レンジャーの活動は、河川管理活動を支援する公的性質を有することから、特定の個人や団体を支援する活動等を禁じる条文を設けました。
(河川レンジャー候補者の推薦) 第11条 河川レンジャーの候補者または候補特定者(以下「河川レンジャー候補者」という。)の決定は、講座を受講し、河川レンジャーの希望者登録を行った者を対象として、推薦委員会が行うものとする。 2 河川レンジャー候補者の決定は、第6条に規定する河川レンジャーの役割、第10条に規定する河川レンジャーの活動内容及び懇談会が提言する河川レンジャー展開計画を考慮して、第9条に規定する河川レンジャーの任命基準に基づいて行うものとする。 3 推薦委員会は、前項の規定により河川レンジャー候補者を決定したときは、運営会議に推薦するものとする。 4 推薦委員会は、講座が設置されていないときは、地元行政機関及び河川管理者からの紹介を受けた河川レンジャーの希望者を対象として、本条第2項の規定に基づいて決定し、運営会議に推薦するものとする。	<第11条第1項> 河川レンジャー候補者を広範にわたり公平に決定する方法として、第2～4回検討懇談会での意見を踏まえ、講座を受講し、河川レンジャーの基礎的知識及び共通認識、淀川に関する高度な知識を得た後、河川レンジャーの希望者登録を行った者の中から、推薦委員会が審議し、決定することとしました。 <第11条第2項> 河川レンジャー候補者の決定方法について、候補者の決定に当たっての考慮事項を加えて規定しました。 <第11条第3項> 推薦委員会は、決定した河川レンジャー候補者を河川レンジャーの任命機関とする5つの運営会議に推薦して頂くこととしました。 <第11条第4項> 第4回検討懇談会での意見を踏まえ、講座を設置するまでの期間は、暫定措置として地元行政機関及び河川管理者の紹介を受けた河川レンジャーの希望者の中から、推薦委員会が河川レンジャー候補者を決定し、運営会議に推薦することとしました。

本 文	解 説
(河川レンジャーの任命) 第12条 運営会議は、前条第2項の規定により河川レンジャー候補者の推薦を受けたときは、審議し、その河川レンジャー候補者が運営会議に所属する河川レンジャーとしてふさわしいと認められるときは、河川レンジャーとして任命するものとする。 2 運営会議は、前項の任命を行ったときは、事務所長及び懇談会に報告するものとする。 3 第11条第4項の推薦委員会の推薦を経て、本条第1項の任命を受けた河川レンジャーは、講座が設置されたときは、講座を受講するものとする。 4 センター河川レンジャーは、運営業務受託者が選出し、事務所長が任命する。事務所長は、センター河川レンジャーを任命したときは、懇談会、各運営会議及び推薦委員会に報告する。	<第12条第1項> 河川レンジャー候補者の審議決定は、推薦委員会で実施することから、運営会議では、運営会議に属する河川レンジャーとしての適合性のみを審議し、運営会議に属する河川レンジャーとして任命を行うこととしました。 なお、事務所長は、推薦委員会にオブザーバーとして出席し、候補者の審議決定の経過及び結果を把握しているため、改めてその候補者の河川レンジャーとしての適性を確認して承認する必要性がないことから、運営会議が審議し、任命することとしました。 <第12条第2項> 河川レンジャーは、運営会議が地域毎に任命するため、淀川管内全域の河川レンジャーについて検討を行う懇談会と淀川管内の管理責任者である事務所長に対して、運営会議から、河川レンジャー任命の報告を行うこととしました。 <第12条第3項> 第4回検討懇談会での意見を踏まえ、講座を設置するまでに任命された河川レンジャーは、講座が設置できた段階で必ず講座を受講して頂くこととしました。 <第12条第4項> センター河川レンジャーは、専従者としての性格が強く、就任できる人が限定されます。また、身分も運営業務受託者の職員等とすることから、試行段階の当面は、運営業務受託者が選出し、事務所長が任命することとしました。
(河川レンジャーの解任) 第13条 運営会議は、河川レンジャーが次の各号に掲げる内容のいずれかに該当するときは、当該河川レンジャーを解任するための提案を事務所長に対して行うことができるものとする。 (1) 本人がやめる意志を示したとき。 (2) 活動の意志がないと認められるとき。 (3) 公序良俗に反し、河川レンジャーとしてふさわしくない行為があると認められるとき。 (4) 心身故障のため、活動の執行に堪えないと認められるとき。 (5) 活動中において宗教活動、政治活動、営利活動及びそれら紛らわしい行為を行ったとき。 (6) 公共施設の不正使用等の法令に違反する行為があると認められたとき。 (7) その他この運営要領に違反したと認められるとき。 2 事務所長は、前項の提案を受けたときは、解任の理由が妥当であると認めるときは、解任のための提案を承認するものとする。 3 運営会議は、前項の承認後に、当該河川レンジャーを解任するものとする。 4 運営会議は、前項の解任を行ったときは、懇談会及び推薦委員会に報告するものとする。 5 運営会議は、第1項の規定に基づく提案を行うときは、事前に当該河川レンジャーに対して、不服申し立てによる弁明の機会を与えなければならない。	<第13条第1・3項> 河川レンジャーは、自己の意志により、公的性質を有する活動を行うため、本条第1項各号に掲げた内容に該当するときは、その活動に支障が生じると考えられます。 従って、河川レンジャーの審議・任命機関である運営会議は、河川レンジャーの解任提案・解任を行う機関としても機能するように設定しました。 <第13条第2項> 河川レンジャーは、淀川河川事務所管内において、河川に係わる活動を行うため、淀川管内の管理責任者である事務所長が解任の承認を行うこととしました。 <第13条第4項> 河川レンジャーの任命時と同様に、検討懇談会に対して、運営会議から解任の報告を行うこととしました。 さらに、河川レンジャー候補者の推薦を受けた推薦委員会に対しても、運営会議から解任の報告を行うこととしました。 <第13条第5項> 一方的な河川レンジャーの解任を防止するため、本条文を設けました。

本 文	解 説
(河川レンジャーの任期) 第14条 河川レンジャーの任期は2年間とする。ただし、再任は妨げない。 2 センター河川レンジャーの任期は定めないのであるとする。 3 新規に任命された河川レンジャーは、当初の1年間を試行期間とし、運営会議において試行期間の活動状況を審議し、継続が妥当であると認められたときは、任期を新たに2年間とする。 4 第1項ただし書きによる再任を行うに当たっては、運営会議において妥当性を確認したうえで運営会議が再任し、第12条第2項の報告を行うものとする。 5 第3項の運営会議による審議の結果、継続が不適当であると判断された河川レンジャーは、第13条第1項の運営会議の提案を経て、同条第2項の事務所長の承認を得たのち、同条第3項の解任を行うものとする。	<第14条第1項> 河川レンジャーには、継続的な活動が求められるため、任期を2年としました。さらに、長期にわたる活動を考慮し、再任を認めることとしました。 <第14条第2項> センター河川レンジャーは、専従者としての強い性格、第6条に規定する役割、第10条に規定する活動内容から、長期にわたって就任して頂く必要があるため、任期を定めないのであるとしました。 <第14条第3項> 新規任命の河川レンジャーについては、1年間の活動を通じて、河川レンジャーとしての適性を確認する試行期間を設け、運営会議において試行期間における活動を評価したうえで、2年目以降への継続の妥当性を確認することとしました。 <第14条第4項> 再任を行う場合は、任命時と同様に、運営会議において、河川レンジャーを審議し、再任を行った後、事務所長および懇談会に報告することとしました。 <第14条第5項> 継続が不適当と判断された新規任命の河川レンジャーは、通常の河川レンジャーと同様の手続きを経て、解任することとしました。
(年間活動計画の作成・提出・決定) 第15条 河川レンジャーは、年度ごとの年間活動計画を作成し、事務所長に提出するものとする。 2 事務所長は、前項の年間活動計画を確認し、運営会議に提出するものとする。 3 運営会議は、前項の規定により提出を受けた年間活動計画の内容を審議し、年間活動計画を決定するものとする。 4 河川レンジャーは、第3項の規定により決定した年間活動計画を必要に応じて変更することができるものとする。ただし、事前に運営会議事務局長の承諾を得て、第2項に規定する報告を行い、事後に運営会議の承認を得るものとする。 5 センター河川レンジャーは、年度ごとの年間活動計画を作成し、事務所長の承認を経て、該当する運営会議に報告するものとする。	<第15条第1項> 河川レンジャーは、自己の意志で活動を行い、比較的穏便で危険を伴わない範囲の河川管理上の役割を担うため、河川レンジャー自身で年間活動計画を作成し、淀川管内の管理責任者である事務所長へ提出することとしました。 <第15条第2項> 事務所長は、年間活動計画の活動内容とともに必要支援内容を河川管理者の立場から確認したうえで運営会議に提出します。 <第15条第3項> 運営会議は、所属する河川レンジャーのよりよい活動に向けて、幅広い観点から年間活動計画を審議したうえで、成案として決定することとしました。 <第15条第4項> 河川レンジャーは、年間活動計画に基づいて活動を行うことから、運営会議の決定を得ずに活動計画を変更することを禁じます。しかし、活動を展開する中で、新たな活動や活動内容の変更がやむを得ず必要となった場合、運営会議の開催頻度を考慮し、運営会議事務局と協議の上、承諾を得た後、運営会議で決定済みの年間活動計画を変更することができることとしました。 <第15条第5項> センター河川レンジャーは、淀川管内全域を対象に活動を通じた河川レンジャーの人材発掘や他の河川レンジャーとの連絡調整・支援を行うため、年間活動計画は、任命を受けた事務所長の承認を得ることとしました。ただし、他の河川レンジャーと重複した活動を行わないよう、活動を実施する運営会議に活動計画を報告することとしました。
(活動報告) 第16条 河川レンジャーは、活動の内容、経過及び結果等を懇談会及び運営会議に報告しなければならない。 2 河川レンジャーは、活動日誌を第3条に規定する運営業務の受託者(以下「運営業務受託者」という。)に提出するものとする。	<第16条> 河川レンジャーの活動は、公的性質を有し、また、現時点においては、制度化を目指した試行活動であることから、河川レンジャーについて検討を行う懇談会及び運営会議に報告することを義務付けました。 <第16条第2項> 河川レンジャーの活動状況の把握や懇談会及び運営会議に提出する報告資料の作成のため、事務局である運営業務受託者への活動日誌の提出を義務付けました。

本 文	解 説
(河川レンジャーの身分) 第17条 河川レンジャーの身分は、原則として、事務所長が委託契約した運營業務受託者からの委嘱者とする。 2 センター河川レンジャーの身分は、原則として、運營業務受託者の職員等とする。	<第17条第1項> 河川レンジャーは、河川管理を側面から支援しようとするものであり、現時点において、専従者として任命することも考えられないことから、管理責任者である事務所長が委託契約を行う運營業務の委嘱者という身分を設定しました。 <第17条第2項> センター河川レンジャーは、専従者としての性格が強いことから、これまでの実績をもとに設定しました。
(河川レンジャーの報酬等) 第18条 河川レンジャーの報酬は月払いとし、河川レンジャーとしてふさわしい活動内容に対して支給するものとする。 2 河川レンジャーの報酬月額、別途定める内規によるものとし、活動内容に応じて報酬月額の増減を行う場合がある。 3 交通費等は実費を支給する。自家用車等を利用する場合は、別途定める内規によるものとする。 4 河川レンジャーとしての活動が月間中に無い場合は、報酬を支給しない場合がある。 5 センター河川レンジャーの報酬は、運營業務受託者の定めによるものとする。 6 河川レンジャーは、第9条に規定する任命基準に虚偽の申告が認められたとき又は第13条第1項第3号及び同条同項第5号並びに同条同項第6号に規定する解任事項が認められたときは、その行為のあった月まで遡り、報酬を全額返却しなければならないものとする。	<第18条第1項> 報酬は活動全体を包括して月払いとし、月遅れ支給とします。 <第18条第2項> 報酬額は、河川レンジャーを「技師C＝行政職(一)4～5級相当(係長相当)」と位置付け、国土交通省が定める設計業務の技師Cの単価を基に、月4日間1日4時間として、月額で設定しています。 なお、技師Cの単価の変動や財政上の制約等もあるため、適宜、見直せるように報酬額を規定しないこととしました。 また、第4回宇治川周辺河川レンジャー検討懇談会での意見を踏まえ、多岐に渡る河川レンジャーの活動内容を考慮し、報酬額の増減を行うただし書きを設け、活動に応じた報酬の支払いが可能となる条文としました。 <第18条第3項> 交通費等は実費を支給し、細則については別途内規で設定することとしました。 <第18条第4項> 報酬は、第16条第2項に規定した活動日誌による活動報告により、支給の可否を決定します。 <第18条第5項> センター河川レンジャーは、運營業務受託者の職員等とすることから、報酬は運營業務受託者が定めることとしました。 <第18条第6項> 河川レンジャーとして極めて不適切な行為があった場合は、その期間中に受領した報酬を全額返却して頂く条文を設けました。
(経費及び報酬の支払い) 第19条 第4条第1項に規定する経費、前条第1項及び第2項に規定する報酬並びに前条第3項に規定する交通費等は、運營業務受託者から河川レンジャーに支払われるものとする。 2 河川レンジャーは、前項の支払いに当たっては、運營業務受託者が指定する様式に必要な事項を記載して、運營業務受託者に請求するものとする。 3 センター河川レンジャーの報酬及び交通費等は、運營業務受託者の定めによって支払われるものとする。	<第19条第1・2項> 河川レンジャーは、第17条に規定した河川レンジャーの身分より、運營業務受託者からの委嘱者であることから、経費及び報酬は、運營業務受託者から受領するものとしました。
(保険の加入) 第20条 河川レンジャーは、河川レンジャーとしての活動及び第15条第3項の規定により運営会議で決定された年間活動計画に基づく活動を行うに当たっては、事前に、本人及び当該活動参加者を対象とした障害保険(レジャー保険等)に加入しなければならない。 2 前項の障害保険(レジャー保険等)への加入手続きは、運營業務受託者が責任を持って行わなければならない。	<第20条> 河川レンジャーの活動は、河川を活動場所として、多数の参加者とともに活動する場合が多いと思われることから、予期せぬ事故等の発生が十分に考えられます。 第21条で規定しているとおり、河川レンジャー活動における事故の責任は、運營業務受託者が負うものとしていることから、本条を規定しました。

本 文	解 説																								
(事故の責任) 第 2 1 条 河川レンジャーが、河川レンジャーとしての活動及び第 1 5 条第 3 項の規定により運営会議で決定された年間活動計画に基づく活動中に起こした第三者及び本人に対する事故の責任は、運営業務受託者が負うものとする。	< 第 2 1 条 > 運営業務受託者は、第 1 7 条に規定した河川レンジャーの身分より、運営業務受託者からの委嘱者であることから、年間活動計画に基づく活動中に起こした第三者及び本人に対する事故の責任を有しています。																								
(河川レンジャーへの支援) 第 2 2 条 事務所長は、河川レンジャーの活動範囲や機会の拡大、活動に必要な物的及び人的支援、資質向上のための講習等の参加支援、民間交流の拡大、施設の利用等、河川レンジャーを後方から支援するものとする。	< 第 2 2 条 > 河川管理者による河川レンジャーへの支援を条文化しました。																								
第 3 章 淀川管内河川レンジャー検討懇談会 (懇談会の役割) 第 2 3 条 懇談会は、運営会議及び懇談会事務局からの報告及び提案を受けた事項に関する討議を行うとともに、河川レンジャーのよりよい活動に向けて、その制度、支援のための方策、河川レンジャーのあり方、役割及び展開計画等について提言を行う。	< 第 2 3 条 > 平成15年度に設置した「宇治川周辺河川レンジャー検討懇談会」は、宇治川周辺において、試行活動を実践しながら、河川レンジャーの活動内容や役割等について、幅広い観点からの意見を反映した検討を行うために設置しました。 「淀川管内河川レンジャー検討懇談会」は、その検討範囲を淀川管内全域に広げ、引き続き、本条に示した内容について、検討を行うことを目的としています。 なお、展開計画の提言とは、各運営会議から報告される年度ごとの河川レンジャー展開計画（案）をもとに、淀川管内全域からの視点で、河川レンジャーの人員や活動内容のバランス等を討議して頂き、河川レンジャーの適正な展開や河川レンジャー候補者の決定に資する河川レンジャー展開計画としてとりまとめて頂くことです。																								
(懇談会の構成) 第 2 4 条 懇談会は、委員及びオブザーバーをもって構成する。 2 委員は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。 <table border="0"> <tr> <td>(1) 学識経験者及び見識者</td> <td>若干名</td> </tr> <tr> <td>(2) 運営会議代表者</td> <td>5 名</td> </tr> <tr> <td>(3) 大阪府河川室</td> <td>1 名</td> </tr> <tr> <td>(4) 京都府河川整備管理室</td> <td>1 名</td> </tr> <tr> <td>(5) 大阪市河川管理事務所</td> <td>1 名</td> </tr> <tr> <td>(6) 京都市河川課</td> <td>1 名</td> </tr> <tr> <td>(7) 淀川河川事務所長</td> <td></td> </tr> </table> 3 オブザーバーは、次の各号に掲げる者をもって構成する。 <table border="0"> <tr> <td>(1) 河川レンジャー</td> <td>全員</td> </tr> <tr> <td>(2) センター河川レンジャー</td> <td>全員</td> </tr> <tr> <td>(3) 淀川河川事務所占有調整課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 淀川河川事務所管理課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) 淀川河川事務所出張所長</td> <td>8 名</td> </tr> </table>	(1) 学識経験者及び見識者	若干名	(2) 運営会議代表者	5 名	(3) 大阪府河川室	1 名	(4) 京都府河川整備管理室	1 名	(5) 大阪市河川管理事務所	1 名	(6) 京都市河川課	1 名	(7) 淀川河川事務所長		(1) 河川レンジャー	全員	(2) センター河川レンジャー	全員	(3) 淀川河川事務所占有調整課長		(4) 淀川河川事務所管理課長		(5) 淀川河川事務所出張所長	8 名	< 第 2 4 条 > 懇談会の構成は、「宇治川周辺河川レンジャー検討懇談会」の構成を基本として設定しました。ただし、同懇談会では、第 1 号を淀川水系流域委員会委員としていましたが、この規定では、委員の対象範囲が狭くなるため、第 1 号を学識経験者及び見識者とししました。 また、河川レンジャー、センター河川レンジャー、淀川河川事務所占有調整課長・管理課長および出張所長は、オブザーバーとして出席して頂きます。
(1) 学識経験者及び見識者	若干名																								
(2) 運営会議代表者	5 名																								
(3) 大阪府河川室	1 名																								
(4) 京都府河川整備管理室	1 名																								
(5) 大阪市河川管理事務所	1 名																								
(6) 京都市河川課	1 名																								
(7) 淀川河川事務所長																									
(1) 河川レンジャー	全員																								
(2) センター河川レンジャー	全員																								
(3) 淀川河川事務所占有調整課長																									
(4) 淀川河川事務所管理課長																									
(5) 淀川河川事務所出張所長	8 名																								

本 文	解 説
(懇談会の組織) 第 2 5 条 懇談会の委員は、前条第 2 項各号に規定する委員の構成に基づいて、事務所長が委託契約した運營業務受託者が委嘱する。 2 委員の任期は、2 年間とする。ただし、再任は妨げない。 3 懇談会に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。 4 座長は、会務を総理する。 5 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代理する。 6 前条第 2 項第 1 号を除く委員については、懇談会への代理出席を認めるものとする。	< 第 2 5 条 > 懇談会は、淀川河川事務所管内における河川レンジャーについて検討を行うため、本来、管理責任者である事務所長による委員委嘱によって組織するものと考えています。 しかし、事務所長からの委嘱は、委員への経費等の支払いに際して、別途、予算を確保する新たな手立てが必要となります。このため、事務所長が委託契約を行った運營業務受託者が事務所長に代わり、委員委嘱を行うこととしました。
(懇談会の運営) 第 2 6 条 懇談会は、年 2 回以上必要に応じて開催するものとする。 2 懇談会は、原則として、公開で行うものとする。 3 事務所長は、懇談会を開催するに当たっては、事前に淀川河川事務所ホームページ等で開催の案内を掲示するものとし、懇談会の開催後には、先のホームページに議事内容を掲載するものとする。	< 第 2 6 条第 1 項 > 懇談会の開催は、一定の河川レンジャーの活動成果が得られる期間を考慮し、年 2 回以上で規定しました。 < 第 2 6 条第 2 ・ 3 項 > 河川レンジャーは、河川管理者と住民との連携・協働を日常的に構築するための役割が期待されており、この河川レンジャーを検討するにあたっては、より多くの人々から意見を得ることが特に重要であると考えます。このため、懇談会は公開で行い、事前の開催案内の周知・事後の議事内容の報告をホームページ等で行うこととしました。
(懇談会の開催) 第 2 7 条 懇談会の開催は、事務所長が招集する。 2 事務所長は、原則として懇談会を開催する日の 2 週間前までに、各委員に対し、開催日時、開催場所及び議事内容を記載した懇談会開催の通知をしなければならない。 3 事務所長は、原則として、懇談会資料を懇談会の開催日までに各委員あてに発信しなければならない。	< 第 2 7 条第 1 ・ 2 項 > 懇談会は、設置を行った事務所長が委員の招集を行うこととしました。 < 第 2 7 条第 3 項 > 懇談会において、河川レンジャーのあり方等に関する討議を十分に行って頂くため、懇談会資料を事前に発送し、懇談会では活動報告を行わないこととしました。
(懇談会の事務局) 第 2 8 条 懇談会の運営のために懇談会事務局を置く。 2 懇談会事務局は、淀川河川事務所占用調整課及び管理課の担当職員並びに運營業務受託者とする。	< 第 2 8 条 > 懇談会事務局は、第 1 6 条に規定した河川レンジャーの活動報告や第 2 9 条に規定した運営会議での討議結果等の資料とりまとめを行います。
第 4 章 河川レンジャー運営会議 (運営会議の役割) 第 2 9 条 運営会議は、地域の特性に応じた河川レンジャー及び活動についての検討や河川レンジャーを運営する機関としての役割を担うことを目的として、次の各号に掲げる事項を討議し、決定する。 (1) 運営会議に所属する河川レンジャーの活動計画、活動報告及び展開計画 (案) (2) 運営会議に所属する河川レンジャーに対する助言・意見・支援 (3) 懇談会への報告・提案内容 (4) 運営会議に所属する河川レンジャーの審議・任命・再任・解任 (5) その他必要と認められる事項	< 第 2 9 条 > 運営会議は、地域の特性に応じた河川レンジャーおよび活動についての検討や河川レンジャーを運営する機関としての役割を担うことを目的としています。 なお、展開計画 (案) の決定とは、運営会議の対象区域における地域特性に応じた河川レンジャーのよりよい活動の拡充に向けて、所属する河川レンジャーの活動内容や活動状況等を踏まえ、運営会議の対象区域に望ましい活動や活動実施エリア等について討議し、年度ごとに河川レンジャー展開計画 (案) をとりまとめて頂くことです。

本 文	解 説
(運営会議の構成) 第 3 0 条 運営会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。 (1) 地元見識者 若干名 (2) 河川レンジャー 全員 (3) センター河川レンジャー 担当者 (4) 沿川自治体 各 1 名 (5) 担当出張所長 各 1 名 2 前項第 4 号に規定する沿川自治体は、行政区域内で活動する河川レンジャーが任命されている自治体とする。	< 第 3 0 条 > 運営会議は、第 2 8 条に規定した役割を果たすため、河川レンジャーが活動する地域の情報や知識に詳しい見識者等で構成することとしました。
(運営会議の組織) 第 3 1 条 運営会議の委員は、前条各号に規定する委員の構成に基づいて、事務所長が委託契約した運營業務受託者が委嘱する。 2 委員の任期は、2 年間とする。ただし、再任は妨げない。 3 運営会議に代表者を置き、委員の互選によりこれを定める。 4 運営会議の議事進行のため、座長を置くことができるものとし、委員の互選によりこれを定める。 5 代表者は、会務を総理する。 6 代表者に事故があるときは、座長がその職務を代理する。 7 前条第 4 号及び第 5 号の委員については、運営会議への代理出席を認めるものとする。 8 運営会議は、委員の過半数をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。	< 第 3 1 条 > 運営会議は、淀川河川事務所管内における河川レンジャーについて検討・運営を行うため、本来、管理責任者である事務所長による委員委嘱によって組織するものと考えています。 しかし、事務所長からの委嘱は、委員への経費等の支払いに際して、別途、予算を確保する新たな手立てが必要となります。このため、事務所長が委託契約を行った運營業務受託者が事務所長に代わり、委員委嘱を行うこととしました。 < 第 3 1 条第 4 項 > 福島および伏見出張所管内河川レンジャー運営会議での実績を考慮して、本条文を設けました。
(運営会議の運営) 第 3 2 条 運営会議は、年 2 回以上必要に応じて開催するものとする。 2 運営会議は、行政区域内で活動する河川レンジャーが任命されていない沿川自治体に対し、オブザーバーとしての参加を求めることができる。	< 第 3 2 条第 1 項 > 運営会議の開催は、一定の河川レンジャーの活動成果が得られる期間を考慮し、年 2 回以上で規定しました。 < 第 3 2 条第 2 項 > 伏見出張所管内河川レンジャー運営会議での実績を踏まえ、河川レンジャーが任命されていない沿川自治体についてもオブザーバーとして運営会議に参加して頂き、河川レンジャーへの理解と運営会議の連携を深めることができる条文を設けました。
(運営会議の情報公開及び守秘義務) 第 3 3 条 運営会議は、原則として、公開とする。ただし、河川レンジャーの任命・再任・解任に係わる審議を行うとき及び第 1 3 条第 5 項に規定する弁明の機会を開催するときは、非公開とする。 2 運営会議の議事要旨を淀川河川事務所ホームページ等で公開する。ただし、非公開に係わる部分は、前項の該当者の権利利益を害する恐れのある情報を含まない議事要旨を公開する。 3 運営会議の委員及び運営会議事務局は、非公開に係わる情報について、守秘義務を負うものとする。	< 第 3 3 条 > 運営会議は、懇談会と同様に公開とします。ただし、河川レンジャー任命時の審議は、推薦委員会から推薦された河川レンジャー候補者の個人情報を含む資料をもとに審議することとなり、また、河川レンジャーの再任・解任時の審議及び解任時の弁明の機会は、当該河川レンジャーの人格権に係わる会議となるため、これらの審議を行う運営会議は非公開とし、守秘義務を負う条文を設けました。

本 文	解 説
(運営会議の非公開会議に係る情報開示) 第 3 4 条 運営会議は、非公開に係わる部分の情報開示を請求されたときは、開示請求をする者に係る情報に限り開示する。 2 開示請求をする者は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を事務所に提出しなければならない。 (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所 (2) 開示請求する内容及び理由 3 情報の開示は、運営会議代表者の承認後に、事務所長が書面により行う。	< 第 3 4 条 > 説明責任を果たすため、河川レンジャーに任命されなかった河川レンジャー候補者や再任されなかった又は解任された河川レンジャーからの非公開会議における情報開示に関する条文を設けました。
(運営会議の開催) 第 3 5 条 運営会議の開催は、担当出張所長が招集する。 2 担当出張所は、運営会議を開催するに当たっては、各委員に対し、開催日時、開催場所及び議事内容を記載した運営会議開催の通知をしなければならない。	< 第 3 5 条 > 運営会議は、担当の出張所長が委員の招集を行うこととしました。
(運営会議の事務局) 第 3 6 条 運営会議の運営のために運営会議事務局を置く。 2 運営会議事務局は、淀川河川事務所占用調整課、管理課及び担当出張所の担当職員並びに運営業務受託者とする。	< 第 3 6 条 > 事務局は、第 1 6 条に規定した河川レンジャーの活動報告等の資料とりまとめや運営会議の運営に関する事項を行います。
第 5 章 河川レンジャー会議 (河川レンジャー会議の役割) 第 3 7 条 河川レンジャー会議は、河川レンジャーとしてふさわしい活動を推進するために、次の各号に掲げる事項を討議する。 (1) 活動内容の確認 (2) 活動を進めていくうえでの問題点、課題及び経験等の意見交換 (3) その他必要と認められる事項	< 第 3 7 条 > 河川レンジャー会議は、各運営会議に所属する河川レンジャー間の連携・交流を深め、河川レンジャーとしての認識と理解を深めるため、本条に掲げた事項について討議する機会を設けました。
(河川レンジャー会議の構成) 第 3 8 条 河川レンジャー会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。 (1) 河川レンジャー 全員 (2) センター河川レンジャー 全員 (3) 淀川河川事務所占用調整課、管理課及び出張所の担当職員	< 第 3 8 条 > 河川レンジャー会議の構成は、第 3 7 条に規定した役割を果たすために、全ての河川レンジャーを対象として定めました。
(河川レンジャー会議の組織) 第 3 9 条 河川レンジャー会議に座長を置き、センター河川レンジャーの中から、互選によりこれを定める。 2 座長は、会務を総理する。 3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する他のセンター河川レンジャーがその職務を代理する。ただし、他にセンター河川レンジャーがいなるときは、河川レンジャーの中から指名するものとする。	< 第 3 9 条 > センター河川レンジャーは、第 1 0 条第 3 項に規定した活動内容を実践するため、河川レンジャー会議の座長を務めることとしました。

本 文	解 説
(河川レンジャー会議の運営) 第40条 河川レンジャー会議は、必要に応じて随時開催する。	<第40条> 河川レンジャー会議は、随時開催する会議であり、その結果は集約され、運営会議や公開で行う懇談会において報告することから、原則非公開と考えていますが、第4回宇治川周辺河川レンジャー検討懇談会での意見を踏まえ、傍聴希望等があった場合の対応を考慮して、非公開の条文は設けませんでした。
(河川レンジャー会議の開催) 第41条 河川レンジャー会議の開催は、事務所長が招集する。 2 河川レンジャー会議の招集をするに当たっては、事前に、他のセンター河川レンジャー、淀川河川事務所占用調整課及び管理課、並びに運営業務受託者と協議のうえ、行うものとする。	<第41条第1項> 河川レンジャー会議は、設置を行った事務所長が招集することとしました。 <第41条第2項> 招集にあたっては、河川レンジャー会議の構成員との調整が必要であることから、本項を設けました。
第6章 淀川管内河川レンジャー推薦委員会 (推薦委員会の役割) 第42条 推薦委員会は、河川レンジャーの任命にあたり、公平中立な立場で河川レンジャーの希望者を審議し、決定した河川レンジャーの候補者を運営会議に推薦することを目的とする。	<第42条> 広く一般から募集または紹介を受け、河川レンジャーとなることを希望する者を対象に、公的性質を有する河川レンジャーへの任命にあたって、任命までのプロセスの透明性、客観性を確保するため、公平中立な立場から、河川レンジャーの候補者を決定し、各運営会議に推薦するために設置しました。
(推薦委員会の構成) 第43条 推薦委員会は、委員及びオブザーバーをもって構成する。 2 委員は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。 (1) 学識経験者及び見識者 若干名 (2) 大阪府河川室 1名 (3) 京都府河川整備管理室 1名 3 オブザーバーは事務所長とする。	<第43条> 推薦委員会は、河川管理者が選出した公平中立な立場の学識経験者及び見識者、沿川自治体(市町村)と河川管理者(国土交通省)との間に立つ行政機関である大阪府及び京都府で委員を構成し、さらに、淀川管内河川レンジャーの責任者としての立場から意見を聴取できるよう、事務所長をオブザーバーとして加えて構成することとしました。
(推薦委員会の組織) 第44条 推薦委員会の委員は、前条第2項各号に規定する委員の構成に基づいて、事務所長が委託契約した運営業務受託者が委嘱する。 2 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任は妨げない。 3 推薦委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。 4 推薦委員会に副委員長を置き、委員長の指名によりこれを定める。 5 委員長は、会務を総理する。 6 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。 7 前条第2項第1号を除く委員については、推薦委員会への代理出席を認めるものとする。 8 推薦委員会は、委員総数の3分の2以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。	<第44条第1項> 推薦委員会は、淀川河川事務所管内における河川レンジャー候補者を決定するため、本来、管理責任者である事務所長による委員委嘱によって組織するものと考えています。 しかし、事務所長からの委嘱は、委員への経費等の支払いに際して、別途、予算を確保する新たな手立てが必要となります。このため、事務所長が委託契約を行った運営業務受託者が事務所長に代わり、委員委嘱を行うこととしました。

本 文	解 説
(推薦委員会の運営) 第45条 推薦委員会は、原則として、年1回の開催とする。 2 推薦委員会事務局は、河川レンジャー候補者の審議決定に関わる資料を作成する。 3 推薦委員会は、審議決定のため参考となる意見を聴取する場を設置することができる。 4 本要領に定めるもののほか、推薦委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が推薦委員会に諮って定める。	<第45条第1項> 推薦委員会は、年1回の講座を受講し、河川レンジャーの希望者登録を行った者を対象に河川レンジャー候補者の審議決定を行うため、年1回の開催としました。また、検討懇談会が提言した河川レンジャー展開計画に見合った河川レンジャー希望者の登録が無かった場合についても、河川レンジャー希望者の登録状況を把握して頂くため、必ず、年1回は開催することとします。 <第45条第3項> 審議決定の参考となる又は推薦委員会に対する外部からの意見、審議資料では確認できない河川レンジャー希望者の情報や運営会議の情報等を関係者から聴取できる場を設置することができることとしました。
(推薦委員会の情報公開及び守秘義務) 第46条 推薦委員会は、非公開とする。ただし、河川レンジャー希望者の権利利益を害する恐れのある情報を含まない審査結果の要旨を淀川河川事務所ホームページ等で公開する。 2 委員、オブザーバー及び事務局は、推薦委員会に関する情報について、守秘義務を負うものとする。 3 前条第3項に規定する意見を聴取する場の公開は、推薦委員会において決定する。	<第46条> 推薦委員会は、河川レンジャー希望者の個人情報を取り扱うため、非公開とし、守秘義務を負うこととしました。 なお、推薦委員会の透明性を確保するため、河川レンジャー候補者の個人情報を含まない審査結果の要旨を公開することとしました。
(推薦委員会に係る情報開示) 第47条 推薦委員会は、河川レンジャー候補者の審議決定に関する情報の開示を請求されたときは、開示請求をする者に係る情報に限り開示する。 2 開示請求をする者は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を事務所に提出しなければならない。 (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所 (2) 開示請求する内容及び理由 3 情報の開示は、委員長の承認後に、事務所長が書面により行う。	<第47条> 説明責任を果たすため、河川レンジャー候補者とならなかった河川レンジャー希望者からの情報開示請求への対応に関する条文を設けました。
(推薦委員会の開催) 第48条 委員長は、河川レンジャー希望者の登録完了を受けて、推薦委員会を招集する。 2 推薦委員会事務局は、原則として、推薦委員会を開催する日の2週間前までに、各委員に対し、開催日時及び開催場所を通知しなければならない。	<第48条> 推薦委員会は、講座修了後の河川レンジャー希望者の登録が完了した時点で、委員長が事務局を通じて委員及びオブザーバーを招集することとしました。
(推薦委員会の事務局) 第49条 推薦委員会の運営のために推薦委員会事務局を置く。 2 推薦委員会事務局は、淀川河川事務所占用調整課及び管理課の担当職員並びに運営業務受託者とする。	<第49条> 事務局は、淀川河川事務所の河川レンジャー担当課及び運営業務受託者で構成し、推薦委員会の運営及び開催に関する事務作業を行います。

本 文	解 説
第7章 河川レンジャー講座（仮称） （講座の役割） 第50条 講座は、一般及び河川レンジャーを目指す者を対象に「淀川を知り、淀川で遊び、淀川を考える」をテーマとした講義と実習により、次の各号に掲げる目的を達成するものとする。 （1）淀川を愛護する人材の育成 （2）河川レンジャーの基礎的知識及び共通認識並びに淀川に関する高度な知識の付与 （3）河川レンジャーとしての適性確認 （4）河川レンジャー希望者の登録	<第50条> 第2～4回検討懇談会での意見を踏まえ、講座は、河川レンジャーを目指す者のみを対象とせず、一般も対象とした講座とし、淀川に関心を持ち愛護する人材の育成も目指します。 また、河川レンジャーを目指す者は、講座の受講により、河川レンジャーとしての基礎的知識及び共通認識を共有して頂くとともに、推薦委員会での審議の参考とする河川レンジャーの適性を受講中に確認します。
（講座の構成） 第51条 講座は、基礎講座及び応用講座で構成する。 2 基礎講座は、淀川及び河川レンジャーに関する基礎的知識及び共通認識を得るための講座とする。 3 応用講座は、淀川に関する高度な知識及び河川レンジャーの活動技術を得るための講座とする。	<第51条> 講座は、淀川や河川レンジャーのことを知って頂く基礎講座と基礎講座の受講により、さらに知識を深めたいと思った人や河川レンジャーを志す人を対象とした応用講座で構成することとしました。
（講座の受講要件） 第52条 基礎講座の受講者は、満18歳以上の者であって、次の各号に掲げる何れかの条件に該当する者とする。 （1）公募により受講を受け付けた者 （2）地元行政機関、自治会及び河川管理者からの紹介を受けた者または団体 2 前項第2号の団体は、特定者となることを希望する者（以下「特定希望者」という。）とする。 3 応用講座の受講者は、基礎講座の受講を終了した者とする。	<第52条第1項> 講座は、河川レンジャーの任命条件及び講義・実習のレベル設定を考慮し、満18歳以上の年齢制限を設けることとしました。 また、受講者の受付は、公募のみではなく、紹介による受講を併用し、河川レンジャーの充実に努めます。 <第52条第2項> 推薦で受講する団体については、第5条第2項の規定に基づき、特定者となることを希望する者が受講することとしました。
（河川レンジャー希望者の登録） 第53条 講座事務局は、基礎講座及び応用講座の全てを受講し、河川レンジャーとなることを希望する者及び特定希望者を対象に河川レンジャー希望者として登録を行う。 2 講座事務局は、河川レンジャー希望者に対し、登録証明書を発行する。 3 河川レンジャー希望者の登録期間は3年間とする。 4 講座事務局は、河川レンジャー希望者の登録リストを作成し保管する。 5 講座事務局は、登録期間が過ぎた河川レンジャー希望者の登録情報を抹消する。	<第53条第1項> 第4回検討懇談会での意見を踏まえ、講座の受講を終了し、河川レンジャーを目指す人や団体（特定希望者）を河川レンジャー希望者として登録し、各運営会議からの河川レンジャー増員等の要望に対して、随時、対応できるようにしました。 <第53条第3項> 個人情報の長期保管は、情報の信頼性が劣り、好ましくないことから、希望者の登録期間を3年としました。 また、登録の更新は行わないこととし、講座を再受講して頂くこととしました。
（講座の運営） 第54条 講座は、原則として、年1回の開催とする。 2 講座の講師は、講義内容及び実習内容に応じて選任する。 3 講座事務局は、選定委員会に対し、河川レンジャー希望者の登録リストを提出する。	<第54条> 講座の開催頻度は、当面、年1回の開催とし、開催後の受講状況や河川レンジャー希望者の登録状況、開催運営費等を勘案して、講座の運営方法等について懇談会に諮りながら、決定することとします。

本 文	解 説
(講座の開催) 第 5 5 条 講座は、講座事務局が開催する。 2 講座事務局は、講座の開催に当たっては、講座内容及び実施概要の広報を行わなければならない。	< 第 5 5 条 > より多くの人に講座を受講して頂き、河川レンジャーの認知度を高めるため、効果的な広報を必ず行うこととしました。
(講座の事務局) 第 5 6 条 講座の運営のために講座事務局を置く。 2 講座事務局は運営業務受託者とする。	< 第 5 6 条 > 講座は、推薦委員会を含め、将来的には第三セクター等の外郭団体による運営を目指しますが、当面は、運営業務受託者で事務局を担います。
第 8 章 雑則 (運営要領の改正) 第 5 7 条 この運営要領を改正するときは、運営会議、懇談会または選定委員会において改正内容を検討し懇談会からの提案を受けて事務所長が行う。	< 第 5 7 条 > 運営要領は、淀川管内全域における河川レンジャーの運営方法を示すものであり、その変更にあたっては、懇談会、運営会議及び推薦委員会の各組織で検討を行い、河川レンジャーの検討を総括する懇談会からの改正提案を受けて、事務所長が行うこととしました。
附 則 この要領は、平成 1 6 年 1 2 月 1 0 日から施行する。 改正 平成 1 8 年 3 月 8 日	

河川レンジャーアドバイザー委員会規約

(名称)

第1条 本委員会は「河川レンジャーアドバイザー委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本規約は委員会の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものである。

(定義)

第3条 本規約における河川レンジャーは、委員会で任命され、国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所（以下「琵琶湖河川事務所」という。）が管轄する区域及びその周辺において、これらの地域で活動する人々との信頼関係を「築き」「活かす」ネットワークづくりと、ネットワークを活かした住民・行政の連携・協働を行う者とする。

(委員会の運営の基本方針)

第4条 委員会は河川レンジャーの活動等にかかる審査、助言等を行うものとし、もって河川レンジャーの制度の運用および発展に寄与することを基本方針とする。

(委員の責務)

第5条 河川レンジャーアドバイザー委員会委員（以下「委員」という。）は、前条の基本方針に基づき、河川レンジャーと連携して河川レンジャーの制度が適切に運用されるよう努めるものとする。

(河川レンジャーの責務)

第6条 河川レンジャーは第3条に規定した役割を果たすと共に、委員と連携して河川レンジャーの制度が適切に運用されるよう努めるものとする。

(琵琶湖河川事務所の責務)

第7条 琵琶湖河川事務所は、委員会及び河川レンジャーの活動を積極的に支援して河川レンジャーの制度が適切に運用されるよう努めるものとする。

(審議事項)

第8条 委員会は、以下に掲げる項目に関して議決する。

- (1) 河川レンジャーの任命及び解任
 - (2) その他委員会が必要と認めた事項
2. 委員会は、以下に掲げる項目に関して検討する。
- (1) 河川レンジャーの育成及び活動
 - (2) その他委員会が必要と認めた事項

(組織等)

第9条 委員会は10名以内の委員で構成する。

2. 委員会の構成委員については、国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所長が次の各号に掲げる者から委嘱する。
- (1) 学識経験者 3名程度
 - (2) 住民 5名程度
 - (3) 行政（河川管理者） 2名程度

(任期)

第10条 委員の任期は1年とする。

2. 委員は正当な理由を有する時は、委員会の同意を得て辞任することができる。

(委員長及び副委員長)

第11条 委員会には委員長1名、副委員長1名を置くこととする。

- 2. 委員長及び副委員長は委員の互選によってこれを定める。
- 3. 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。
- 4. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故がある時又は委員長が欠けた時は、副委員長がその職務を代行する。

(委員会)

第12条 委員会は委員長が招集し、これを運営する。

- 2. 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。
- 3. 委員会の議長は、委員長がつとめる。
- 4. 委員会は、必要に応じて委員以外の者から意見を聴くことができる。

(議事)

第13条 委員会の表決は出席委員の過半数をもって行う。なお、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

2. 前項の場合においては、議長は委員として表決に加わることはできない。

(委員会の公開)

第14条 委員会は公開を原則とし、その公開方法については委員会で定めるものとする。

(事務局)

第15条 委員会の事務局は水のめぐみ館ウォーターステーション琵琶（滋賀県大津市黒津4-2-2）内に置く。

(規約の改正)

第16条 本規約の改正は、委員総数の過半数をもってこれを行うものとする。

(雑則)

第17条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮ってこれを定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成18年4月6日から施行する。

猪名川河川レンジャー運営要領（素案 第 1 稿）

第 1 章	総則	-----	1
第 2 章	猪名川河川レンジャー（仮称）	-----	2
第 3 章	猪名川河川レンジャー運営委員会（仮称）	-----	6
第 4 章	猪名川河川レンジャー会議（仮称）	-----	8
第 5 章	その他	-----	9

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この運営要領は、猪名川河川レンジャー(仮称)(以下「河川レンジャー」という。)活動の適正かつ円滑な運営に関し必要な事項を定める。

(運営組織)

第2条 河川レンジャー制度を運営する組織として、「猪名川河川レンジャー運営委員会(仮称)」(以下「委員会」という。)及び「猪名川河川レンジャー会議(仮称)」(以下「レンジャー会議」という。)を設置する。

(用語の定義)

- 第3条** 「河川レンジャー」とは、住民の手で河川管理活動を側面から支援しようという観点から、一定の範囲内において独立性をもち、自発的な意思にもとづいて実践的な活動を仕掛けることにより、行政と住民とをコーディネートする役割を担う存在である。
- 2 「河川レンジャーの活動」とは、河川レンジャー本人が持つ専門分野(知識・経験)や猪名川に対する思いをもとに猪名川に関わる分野や活動を幅広くとらえ、猪名川を通じた住民活動の展開及び創造をはかり、住民参加による新しい河川管理活動の推進及び定着を図るものである。
- 3 「河川レンジャー制度」とは、猪名川という公共空間の場で、公的性質をもった役割を担う河川レンジャーの活動が、適正かつ継続的に遂行されるための仕組みである。
- 4 「委員会」とは、河川レンジャー制度における河川レンジャーのあり方や河川レンジャーの活動等を審議し、検討を行うための組織である。
- 5 「レンジャー会議」とは、河川レンジャー制度における河川レンジャー活動の一環として、河川レンジャー間の連携、活動内容の確認、問題・提案等の意見交換・検討の場となる会議である。

(情報公開)

- 第4条** 河川レンジャーの活動及び委員会は、原則公開とし、公開する情報及び情報公開方法については、事務所長と協議のうえで委員会で定める。
- 2 事務所長は、前項で定められた事項について積極的に協力する。

第2章 猪名川河川レンジャー(仮称)

(役割)

- 第5条** 河川レンジャーは、自己が持つ専門分野を基盤に、河川に関わる分野をできるだけ幅広くとらえ、住民参加という立場において河川管理を側面から支援する。行政と住民との間に介在するコーディネーターとして、猪名川流域における水辺に係わる活動等を通じて、防災・河川管理・河川利用・環境保全・水辺文化の分野について貢献する。
- 2** 河川レンジャーは、比較的穏和で危険を伴わない範囲における河川管理上の役割を担う。

(責務や権限)

- 第6条** 河川レンジャーは、第5条（役割）のもと、河川管理者の代理人ではなく自己の意志と責任により行動を実践する。活動の遂行にあたり、活動計画策定のもとでの実践、活動計画書の作成と提出、活動報告、安全の確保、事故報告を責務とする。
- 2** 専門分野別に責務や権限は異なるが、活動内容に伴い特別な責務や権限が必要とされる場合において、委員会の審議のもと、事務所長が責務や権限を付与する。
- 3** 河川レンジャーは、特別な責務や権限が付与される場合には、確認事項について、覚書を事務所長と交換する。
- 4** 河川レンジャーは、前項の覚書を更新しようとするときは、委員会の審議のもと、事務所長が許可する。

(構成)

- 第7条** 河川レンジャーとしては、河川に関わる多様な分野をできるだけ幅広くとらえることが必要であり、地域や専門分野に精通した個人による構成を基本とする。河川レンジャーは、主に次の各号に掲げる分野毎に1名ないしは2名程度の個人をもって構成する。
- 一 防災
 - 二 河川管理
 - 三 河川利用
 - 四 環境保全
 - 五 水辺文化

(任命条件)

- 第8条** 河川レンジャーは、次の各号に掲げる任命条件を満たす必要がある。
- 一 成年。
 - 二 猪名川や河川レンジャーの活動等に積極的に取り組み、活動に係わる素養の向上に必要な研究・研修に努める者。
 - 三 河川レンジャーの活動趣旨に賛同し、自らの意志と責任のもと、活動・参画に取り組む者。
 - 四 継続的に活動できる者。
 - 五 国土交通省猪名川河川事務所が実施する人材育成講座に出席し、決められた「研修」を受講した者。

【解説】

- 一 満二〇歳以上の者および満二〇歳未満の婚姻している者。
- 五 「研修」とは、河川レンジャー候補者を対象に、河川管理の一般的事項・運営要領

の内容・河川レンジャー心得等についての講習会を河川管理者が開催する。

2 河川レンジャーは、次の各号に掲げる能力を有する者。

- 一 解説・通訳・啓発に関する能力
- 二 活動団体や関連機関等とのコーディネートに関する能力
行政及び住民団体等と協調し適切なコミュニケーションが図れる者。
- 三 イベント等の企画・運営に関する能力
- 四 危険回避や安全対策に関する能力
- 五 人材育成や教育に関する能力

(河川レンジャーの身分)

第9条 河川レンジャーの身分は、原則として、非常勤の委託業務職員扱いとする。

(活動の内容)

第10条 河川レンジャーは、「淀川水系河川整備計画基礎案（平成16年5月8日）」で示している行政と住民等との連携や協働を必要とする事項を推進するため、行政と住民等との間に介在して、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- 一 防災に関する活動
災害経験の伝承／地域固有の形態に対応する文化・知恵の継承／ハザードマップ等の地域防災情報の普及／災害に強いコミュニティづくり／水防災を視野に入れたまちづくり／被災情報の通報／
- 二 水辺文化に関する活動
語り部／川にまつわる歴史文化の普及・啓発／
- 三 環境保全に関する活動
川づくり／他分野保全活動との連携／流域を視野に入れた活動の展開／河川環境モニタリング／環境保全対策／環境保全の啓発／水質保全の啓発／
- 四 河川管理に関する活動
維持管理の啓発活動／維持管理の改善対策／堤防変状等の巡視・通報／
- 五 河川利用に関する活動
河川利用形態／不法行為等の巡視・通報／小中学校総合学習等との連携／
- 六 教育に関する活動
河川レンジャー育成・講座の開講／小中学校総合学習等との連携／住民と行政を交えた勉強会や談話会の開催／講師としての河川レンジャー派遣／出前講座／住民グループの創設支援／
- 七 運営に関する活動
活動計画の企画・作成／委員会の運営事務／情報の発信・配信・収集／
- 八 その他
委員会で検討し必要となった項目

(活動の範囲)

第11条 河川レンジャーの活動は、河川管理者が責任を果たさなければならないもの以外で、比較的穏和で危険が少ない範囲とする。

- 2** 前項に掲げた活動範囲は、委員会において審議し決定されるものである。
- 3** 河川レンジャーが活動対象とする地域は、猪名川流域を基本とする。

(連携対象の基準)

第12条 河川レンジャーの活動における、住民団体及び個人等との連携対象にあたっては、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。

- 一 個人、団体を問わない。
- 二 公益性のあるものであること。
- 三 活動内容が明確であり、活動実態が確認できるものであること。
- 四 営利目的、政治活動又は宗教活動等と認められないものであること。
- 五 連携者に活動の遂行能力が十分あると判断され、かつ連携者が信用しうる者であること。

(安全の確保)

第13条 河川レンジャーは、安全確保について責任を持って対処することとし、活動に際しては安全対策、事故防止対策等を講じるものとする。

- 2 河川レンジャーは、河川レンジャーが運営の主体となる活動において、河川レンジャー本人を含む当該活動参加者を対象とした障害保険（イベント保険）に加入しなければならない。また、当該活動参加者として未成年者が参加する場合には、必ず成人の保護者の同意又は監督者が参加しなければならない。
- 3 河川レンジャーは、ボランティア活動保険（障害賠償保険）に加入する。

(事故報告)

第14条 河川レンジャーは、活動中に事故が発生したときは、速やかに事務所長及び委員会に連絡するとともに、事故報告書により報告しなければならない。

(活動計画の作成、提出)

- 第15条** 河川レンジャーは、年間活動計画を作成し、委員会に提出を行い審議を受けなければならない。
- 2 河川レンジャーは、第1項の規定により作成した年間活動計画を必要に応じて変更することができる。この場合においては、第1項の規定は準用する。

(活動の報告)

- 第16条** 河川レンジャーは、活動状況を委員会に報告するとともに、その活動の適正について委員会の審議を受け、委員会からの検討内容を今後の活動に反映するよう努めなければならない。
- 2 河川レンジャーは、委員会に対し活動の方向性等について助言を求めることができる。

(選出)

第17条 委員会は、猪名川沿川自治体及び委員会委員からの推薦に加え、一般公募から、河川レンジャーの候補者を抽出し、第8条「任命条件」に基づき審議を行い選出する。

(任命)

第18条 事務所長は、前条で選出された候補者を河川レンジャーとして任命をし、委嘱状を交付する。

【解説】委嘱状の他、活動時に携行する河川レンジャー身分証・腕章等の交付を行う。

(任期)

第19条 河川レンジャーの任期は2年とし、再任を妨げない。

(解任)

第20条 委員は、河川レンジャーが次の各号に掲げる内容のいずれかに該当すると認められた場合には、委員会に対して、当該河川レンジャーの解任について審議を請求することができる。

- 一 活動の意志がないと認められるとき。
- 二 本人がやめる意志を示したとき。
- 三 公序良俗に反し、河川レンジャーとしてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 四 心身故障のため、活動の執行に堪えないと認められるとき。
- 五 活動中において宗教活動、政治活動、営利活動及びそれら紛らわしい行為を行ったとき。
- 六 その他この運営要領及び委員会が決定した事項に違反したと認められるとき。

- 2 前項の請求を受けた委員会は、審議を行い当該河川レンジャーの解任を決定したものについて、解任の提案を事務所長に対して行うことができる。
- 3 事務所長は、前項の提案を受け、解任の理由が妥当であると認めるときは、当該河川レンジャーを解任できる。
- 4 事務所長は、前項の解任を行ったときは、委員会に報告を行う。
- 5 委員会は、第1項の規定に基づく提案を行うときは、事前に当該河川レンジャーに対して、弁明の機会を与える。

(報酬)

第21条 河川レンジャーの活動に対する報酬は、委員会の出席等に伴う拘束時間に対する報酬及び出席に必要となる交通費等の実費の支給を行う。また、事務所長は、第6条第1項ただし書きにより河川レンジャーに特別な責務や権限を付与した場合には、付与した責務や権限に対する活動内容や拘束時間等に応じた報酬を支給する。

第3章 猪名川河川レンジャー運営委員会(仮称)

(目的)

第22条 委員会は、河川レンジャー及び委員会事務局からの報告及び提案を受けた事項について討議を行い、河川レンジャーのよりよい活動に向けて、その制度、支援のための方策、河川レンジャーのあり方及び役割等について審議や検討を行う。

(設置)

第23条 事務所長は、委員会及び事務局を設置する。

(所掌事務)

第24条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、委員会としての意思決定を行う。

- 一 河川レンジャーの位置づけに関すること。
- 二 河川レンジャーの活動に関すること。
- 三 河川レンジャーの制度に関すること。
- 四 河川レンジャーの任命及び解任における審査に関すること。
- 五 その他関連する事項に関すること。

(委員会の組織)

第25条 委員会は、委員会委員のほか次の各号に掲げる者により組織し、開催する。

- 一 委員会委員
- 二 オブザーバー
- 三 事務局

【解説】

二 オブザーバーとは、委員会において発言はできるが、議決権や発議権は持たない出席者を指す。

(委員会の構成)

第26条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

2 委員会委員は、事務所長が委嘱する。委員の構成は以下のとおりとする。

- 一 学識経験者（3名 専門：環境・河川工学・法律）
- 二 国土交通省近畿地方整備局 猪名川河川事務所長
- 三 河川レンジャー代表者（3名程度）

3 オブザーバーの構成は以下のとおりとする。

- 一 河川レンジャー
- 二 大阪府職員
- 三 兵庫県職員
- 四 豊中市職員
- 五 池田市職員
- 六 尼崎市職員
- 七 伊丹市職員
- 八 川西市職員
- 九 猪名川町職員

【解説】

九 猪名川町職員とは、『猪名川流域同盟』設立発起人会の代表を務める猪名川町の職

員を指す。

- 4 委員会は、審議しようとする事項について必要と認められる場合は専門知識を有する具体的候補を選定のうえ、オブザーバーとして出席するよう事務所に要請できる。

(事務局)

第27条 委員会事務局は、委員会の開催準備、運営、レンジャー活動報告・提案整理等委員会運営を補助する。また、河川レンジャー活動に係わる庶務を担当する。

- 2 事務局は猪名川河川事務所 副所長・管理課・占用調整課・園田出張所により構成する。

(任期)

第28条 学識委員及び河川管理者委員（事務所長）の任期は2年とし再任を妨げない。また、河川レンジャー代表委員については委員会での検討に応じて設定する。

(委員長)

第29条 委員会には委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会での委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会の会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故がある時は、委員長があらかじめ指名する委員会委員がその職務を代理する。

(開催)

第30条 委員会の開催は、事務所長が招集する。

- 2 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。なお、代理出席を認めない。
- 3 委員会の意思決定は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決定するところによる。ただし、少数意見がある場合にはこれを付する。

(庶務)

第31条 事務局は、委員会開催に伴う準備等の事務や雑務を執り行う。

第4章 猪名川河川レンジャー会議(仮称)

(目的)

第32条 レンジャー会議は、適正且つ円滑な河川レンジャー活動が遂行されることを目的に、定期的を開催し、河川レンジャー間の連携、活動内容の確認、問題・提案等の意見交換・検討の場として設置する。

(設置)

第33条 事務所長は、レンジャー会議を設置する。

(レンジャー会議の構成)

第34条 レンジャー会議は、次の各号に掲げるものにより構成する。

- 一 河川レンジャー
- 二 オブザーバー（議題により必要となる住民代表・活動者代表・専門分野有識者等、事前に河川レンジャーから事務局に出席の要請があった者）
- 三 事務局

(開催)

第35条 レンジャー会議の開催は、委員会からの要請、河川レンジャーからの起案があった際に、河川レンジャー代表者が事務局に連絡し、自主的に開催する。

(代表者)

第36条 レンジャー会議には代表者を3名置く。

- 2 代表者は、レンジャー会議でのレンジャーの互選により定める。
- 3 代表者は会務を総括し、レンジャー会議を代表する。
- 4 代表者は委員会の委員に任命され委員会に出席する。

(庶務)

第37条 事務局は、レンジャー会議開催に伴う準備等の事務や雑務を執り行う。

第5章 その他

(交流)

第38条 河川レンジャーは、必要に応じて他の流域で活動している河川レンジャーとの交流を図り、情報交換や助言等を目的としたネットワークの形成に努める。

2 委員会は、必要となる河川レンジャーの流域間交流について、提案、助言に努める。

(責任の所在)

第39条 河川レンジャーの活動により発生した事故及び第三者との紛議について、委員会はいかなる場合もその責任を負わない。ただし、この運営要領及び委員会が決定した事項の範囲において発生したものについて委嘱者である事務所長に所在する責任は、この限りではない。

2 河川レンジャー活動により発生した本人及び第三者に対する事故の責任は、事務所長が負う。

(活動の支援)

第40条 事務所は、河川レンジャーの活動に対し、一定の範囲内において次の支援措置を行う。

一 河川レンジャーの活動及び運営に必要な経費等の支給

二 委員会の開催及び運営に必要な経費等の支給

2 河川レンジャーは、第1項の支援措置の請求あたっては、指定する様式に必要な事項を記載して、事務所長に提出を行う。

3 事務所は、河川レンジャーから前項の請求を受けた場合、第1項の支援措置を行う。

(要領の改定)

第41条 この要領の改定は、委員会委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

(雑則)

第42条 この要領に定めるもののほか、河川レンジャー及び委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(施行期間)

付則 この要領は、平成 年 月 日から施行する。

猪名川自然環境委員会規約

(名 称)

第1条 本会は、「猪名川自然環境委員会」（以下「委員会」という。）という。

(目 的)

第2条 委員会は、猪名川の流域における自然環境の整備と保全について、河川管理者に対して、必要な指導・助言を行うことを目的とする。

(設 置)

第3条 委員会は、近畿地方整備局猪名川河川事務所長（以下「事務所長」という。）が設置する。

(委員会)

第4条 委員会の委員は、別紙－1に示す者とし事務所長が委嘱する。また、委員会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。なお、委員の代理出席は認めない。

2. 委員会には、必要に応じ部会を設置することができる。
3. 委員会は、委員会の承認により委員以外の者に参加を求めることができる。
4. 委員会は、必要と認める場合には具体的候補者を選定のうえ、委員として追加するように事務所長に要請することができる。

(委員長)

第5条 委員会には、委員長を置き、委員の互選により定める。

2. 委員長は、委員会の会務を総括し、委員会を代表する。
3. 委員長は、委員会を招集および開催し、運営する。
4. 委員長に事故ある時は、委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(情報の公開)

第6条 委員会は原則公開とし、その公開方針は別紙－2「委員会の公開方針」によるものとする。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、猪名川河川事務所が委託した民間企業が委員会の指示により、以下のことを行う。

1. 会議資料の作成
2. 議事録の作成
3. 会議内容の整理および公表資料の作成

(規約の改定)

第8条 本規約の改正は、委員の過半数の同意を得てこれを行う。

(雑 則)

第9条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定める。

(付 則)

この規約は、平成16年 1月15日から施行する。

【別紙－１】 猪名川自然環境委員会

(五十音順、敬称略)

氏 名	対 象 分 野	所 属 等
いけぶち しゅういち 池淵 周一	水文学	京都大学防災研究所 教授
えがしら しんじ 江頭 進治	河川工学	立命館大学理工学部 教授
かどの やすろう 角野 康郎	植物生態学	神戸大学理学部 教授
さいとう ようへい 斉藤 庸平	景観デザイン	姫路工業大学自然・環境科学研究所 淡路景観園芸学校 教授・主任景観園芸専門員
すがはら まさたか 菅原 正孝	水環境工学	大阪産業大学人間環境学部 教授
たけもん やすひろ 竹門 康弘	応用生態学工学	京都大学防災研究所 助教授
たなか てつお 田中 哲夫	魚類生態学	兵庫県立姫路工業大学 自然・環境科学研究所 助教授
はっとり たもつ 服部 保	植物生態学	兵庫県立姫路工業大学 自然・環境科学研究所 教授
まつい まさふみ 松井 正文	動物系統分類学	京都大学大学院人間・環境学研究科 教授
むらかみ おきまさ 村上 興正	動物生態学	同志社大学大学院工学研究科 嘱託講師 元京都大学理学部動物学教室 講師
もりした いくこ 森下 郁子	比較河川学	(社)淡水生物研究所 所長 大阪産業大学人間環境学部 教授

淀川環境委員会規約

（名 称）

第1条 この委員会は、淀川環境委員会（以下「委員会」という）と称する。

（目 的）

第2条 委員会は、淀川河川事務所が管理する直轄管理区間における「河川環境」（水質、景観、生態系等）の整備と保全に対して、望ましい河川環境を創造するため、必要な指導・助言を行うことを目的とする。

（事 業）

第3条 委員会は、第2条の目的を達成するため、必要な事業を行う。

（組 織）

第4条 委員会は、学識経験者及び各分野の有識者等により構成する。

2．委員会は、委員の承認により委員以外の者（以下「準会員」という）に参加を求めることができる。

3．委員会には、必要に応じ部会を置くことができる。

（役 員）

第5条 委員会は、会長1名を置く。

2．会長は、委員の互選により定める。

（会 長）

第6条 会長は、委員会を代表し会務を統括する。

2．会長に事故ある時は、会長の指名する委員がその職務を代行する。

（委員会）

第7条 委員会の重要な事項の決定を行うため、委員会を開催する。

2．委員会は、必要に応じて会長が招集する。

3．委員会の議長は、会長がこれに当たる。

4．委員会は、必要に応じて準会員を含めた拡大委員会を招集することができる。

（部 会）

第8条 部会の設置が必要な場合は、その都度委員会で定める。

（事務局）

第9条 委員会の事務局を淀川河川事務所の委託を受けて河川環境管理財団に置く。

（委 任）

第10条 この規定に定めるものの他委員会に関し必要な事項は、その都度委員会で定める。

（付 則）

本規約は平成15年6月5日より施行する。

天ヶ瀬ダム魚類等遡上・降下影響評価検討委員会 規約

(名 称)

第一条 この委員会は、天ヶ瀬ダム魚類等遡上・降下影響評価検討委員会と称する。

(目 的)

第二条 委員会は、天ヶ瀬ダムによる魚類等の遡上・降下への影響評価、ダムにおける魚道設置の実現性の判断及び魚道以外の方策について淀川ダム統合管理事務所に助言することを目的に設立する。

(委員会)

第三条 委員会は、別表－1に掲げる委員・組織により構成するものとする。

委員の任期は、委員就任から1年間とする。

2. 委員会は、審議しようとする事項の関連事項について、専門知識を有する者に参加を求めることができる。
3. 委員会は、委員総数の過半数をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。
4. 委員会には、必要に応じてワーキンググループを置くことが出来る。なお、ワーキンググループには専門知識を有する者に参加を求めることが出来る。

(委員長)

第四条 委員会には委員長を置く。

2. 委員長は、委員会で委員の互選により定める。
3. 委員長は、委員会の会務を総括する。
4. 委員長に事故がある時は、委員長があらかじめ指名する委員会委員がその職を代行する。

(事務局)

第五条 委員会の事務局は、近畿地方整備局淀川ダム統合管理事務所の委託したものとする。

(付 則)

本規約は、平成16年5月31日より施行する。

「天ヶ瀬ダム魚類等遡上・降下影響評価検討委員会」名簿

(委員)

氏 名	所 属・役 職
紀平 肇	中間法人 水生生物保全研究会 理事
角 哲也	京都大学大学院 社会基盤工学専攻 応用力学講座 助教授
前畑 政善	琵琶湖博物館 研究部 生態系研究グループ 総括学芸員
武藤 裕則	京都大学防災研究所附属災害観測実験研究センター 助手

(太枠内、五十音順)

天ヶ瀬ダム魚類等遡上・降下影響評価検討委員会 設 立 趣 意 書

天ヶ瀬ダムは、昭和 39 年に運用を開始した多目的ダムであり、これまで治水、利水（発電、水道用水）において多大な効果をあげてきた。しかしながら、天ヶ瀬ダムは、淀川河口と琵琶湖をつなぐ中間の宇治川に存在する河川工作物であることから、魚類等の遡上・降下に対する影響を及ぼしていることが懸念されている。

近畿地方整備局が作成した「淀川河川整備計画基礎案（平成 16 年 5 月 8 日）」においては、下記が示されている。

（河川整備の基本的な考え方）

- ・ 河川環境にこれまで及ぼしてきた影響を真摯に受け止め、「生態系が健全であってこそ、人は持続的に生存し、活動できる。」との考え方を踏まえて、河川環境の保全・再生を図る。
- ・ この際、「川が川をつくる」ことを手伝うという考え方を念頭に実施する。

（河川環境に関する具体の整備内容）

（5.2.1 河川形状）

- ・ 既設ダムにおいて魚類等の遡上・降下が可能な方策を検討する

- 瀬田川 瀬田川洗堰
- 宇治川 天ヶ瀬ダム
- 木津川 高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム
- 桂川 日吉ダム
- 猪名川 一庫ダム

（5.7.1 既設ダム）

- ・ 魚類の遡上や降下に障害となっている既設ダムを対象に、その障害を軽減させるための方策を検討する。

瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム

このような状況を踏まえ、本委員会は、天ヶ瀬ダムによる魚類等の遡上・降下への影響評価、ダムにおける魚道設置の実現性の判断及び魚道以外の方策について河川管理者に助言することを目的に設立する。

「木津川上流河川環境研究会」

木津川上流河川環境研究会規約

(名 称)

第1条 この研究会は、木津川上流河川環境研究会（以下「研究会」という）と称する。

(目 的)

第2条 研究会は、河川管理者に木津川上流河川事務所が管理する直轄管理区間等における「河川環境」の整備と保全に関する方向性について、必要な指導・助言を行うことを目的とする。

(事 業)

第3条 研究会は、第2条の目的を達成するため、必要な事業を行う。

(研究会)

第4条 研究会は、学識経験者及び有識者により構成する。
2. 研究会には、必要に応じ部会を置くことができる。
3. 研究会は、研究会の承認により委員以外の者に参加を求めることができる。

(座長)

第5条 研究会には、座長1名を置き、委員の互選により定める。
2. 座長は、研究会を代表し会務を統括する。
3. 座長は、必要に応じて研究会を召集し開催する。
4. 研究会の議長は、座長がこれに当たる。
5. 座長に事故ある時は、座長の指名する委員がその職務を代行する。

(部 会)

第6条 部会の設置が必要な場合は、その都度研究会で定める。

(事務局)

第7条 研究会の事務局を木津川上流河川事務所の委託を受けて河川環境管理財団 大阪研究所に置く。

(その他)

第8条 この規定に定めるものの他、研究会に関し必要な事項は、その都度研究会で定める。

(付 則)

本規約は平成16年 3月10日より施行する。

琵琶湖とたんぼを結ぶ連絡協議会 規約(案)

(名称)

第1条 本会は、「琵琶湖とたんぼを結ぶ連絡協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、昔ふつうに見られた「うおじま」や、たんぼへの産卵の風景を復活させ、琵琶湖固有種であるニゴロブナ、ゲンゴロウブナやホンモロコを増やすための効果的な整備を含めた対策を行うため、高島市域の農業、漁業、河川管理の関係機関が連携し、対策に関する協議・調整、各機関が実施する整備の事業内容、調査・検討、モニタリングなどの情報交換を図ることを目的とする。

(協議会)

第3条 協議会には会長を置くものとし、それぞれの会員の互選によってこれを定めるものとする。

協議会の会員構成は別紙のとおりとする。

2 会長は会務を総括する。

3 会長は協議会の目的を達成するために必要と認めるときは、協議会に会員以外の者の出席を求めることができる。

4 本協議会は原則として毎年度当初に総会を開き、また、会長が必要と認めるときには臨時総会を開くものとする。

5 本協議会の設置期間を、平成21年度末とする。

(庶務)

第4条 本協議会に庶務を設ける。

2 庶務は、国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所河川環境課に置く。

3 庶務は、協議会の運営に関する事務、その他の事務を処理する。

(雑則)

第5条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が協議会に諮って定めるものとする。

附則

この規約は、平成18年 4月 12日から施行する。

琵琶湖と田んぼを結ぶ連絡協議会委員

所 属 機 関 名	委 員 役 職 名	備 考
高島市役所	産業循環政策部 環境エネルギー課長	
高島地域みずすまし推進協議会	会長	
針江農事改良組合	組合長	
深溝農事改良組合	組合長	
太田農事改良組 合	組合長	
湖西漁業協同組合	組合長	
針江生水の郷委員会	委員長	
(独)水資源機構	琵琶湖開発総合管理所 環境課長	
国土交通省近畿地方整備局	琵琶湖河川事務所 河川環境課長	

淀川下流域の河川環境上望ましい流量に関する検討会 規 約

（名称）

第1条 本会は、淀川下流域の河川環境上望ましい流量に関する検討会（以下、「検討会」とする。）と称する。

（目的）

第2条 検討会は、淀川下流域の将来にわたる望ましい姿への展望を考慮して、河川管理者、有識者及び利用者等が集まり、今後20～30年間の望ましい流量及び運用について検討することを目的とする。

（検討内容）

第3条 ・淀川下流域における今後20～30年間の河川環境上望ましい流量及び運用の調査検討。
・流量及び運用の検討のために資する試行の実施。
・その他 目的を達成するために必要な事項。

（検討範囲）

第4条 検討会で対象とする淀川下流域とは、①寝屋川、②大川（堂島川、土佐堀川、東横堀川及び道頓堀川を含む。）、③神崎川（淀川分派地点から新三国橋まで。）、④淀川大堰下流及び⑤淀川大堰上流（大堰操作により影響を受ける湛水域まで。）とする。

（組織）

第5条 検討会は、別紙1の委員により構成する。なお、会の進捗により検討の必要性が生じた事項については、委員の総意により、委員を追加変更することができる。また、同様の手続きにより、委員以外の者に参加を求めることができる。

（運営）

第6条 （1）検討会には座長を置くこととし、座長は互選により決める。
（2）座長は検討会を代表し会議を統括する。
（3）検討会は座長が必要と認めた時に招集することができる。
（4）検討会に関する情報は公開を原則とする。
（5）組織の代表として参加する委員が、検討会に出席できない場合は、代理の者の出席を認める。

（事務局）

第7条 検討会の事務局は、淀川河川事務所、大阪府、大阪市の三者合同とし、その窓口は淀川河川事務所とする。

（その他）

第8条 この規定に定めるものの他 検討会に関し必要な事項は、その都度検討会で定めるものとする。

付則：本規約は、平成17年 8月 4日より施行する。

淀川下流域の河川環境上望ましい流量に関する検討会 委 員

淀川下流域の河川環境上望ましい流量に関する検討会規約第5条（組織）にある委員の構成は、以下のとおりとする。

〔有識者〕（五十音順）		
	所 属	地 域／分 野
井野瀬 久美恵	甲南大学文学部 教授	人文 歴史
小川 力也	大阪府立西野田工業高校 教諭	魚類生態
澤井 健二	摂南大学工学部 都市環境システム工学科 教授	寝屋川／水面利用
高田 直俊	大阪市立大学 名誉教授	汽水域
田中 宏明	京都大学大学院工学研究科附属 流域圏総合環境質研究センター 教授	水質
村岡 浩爾	大阪産業大学人間環境学部 都市環境学科 客員教授	水環境
〔利用者等〕		
大阪市漁業協同組合		
独立行政法人水資源機構 関西支社		
〔河川管理者〕		
国土交通省 近畿地方整備局 河川環境課長		
国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所長		
国土交通省 近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長		
大阪府 土木部 河川室 河川整備課長		
大阪市 建設局 土木部 河川管理事務所長		

淀川水質汚濁防止連絡協議会規約

No. 26、No. 27

（名称）

第1条 本会は「淀川水質汚濁防止連絡協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は淀川水系の河川及び水路について水質を調査し、その実態を把握するとともにその汚濁の機構を明らかにし、流域の水管理上必要な水質管理の方法並びに汚濁対策について検討し、相互に連絡調整をはかることによって、淀川の水質改善の実効をあげることを目的とする。

（組織）

第3条 協議会は会長並びに第6条に規定する委員をもって組織する。

（総会）

第4条 協議会総会（以下「総会」という。）は少なくとも年1回会長が招集する。

2 総会では、協議会の運営の総括的方針を決定するほか、協議会の目的達成のための協議を行う。

（会長）

第5条 会長は協議会を代表し、会務を統括する。

2 会長には近畿地方整備局長があたる。

（委員）

第6条 委員は別表に掲げる関係機関の職員のうちから関係機関の推せんするものをもってこれにあてる。

（専門委員）

第7条 専門委員は協議会が推せんする学識経験者をもってこれにあてる。

2 専門委員は総会、委員会に出席してその専門にかかる事項について意見を述べることができる。

（委員会）

第8条 協議会に水質保全委員会その他必要な委員会を置く。

2 委員会に委員長を置き、会長の指名する委員がこれにあたる。

3 委員会は委員、専門委員のうちから会長が指名するもの、及び当該事項に関し学識経験を有するもの並びに国及び地方公共団体等の職員のうちから委員長が指名するものをもって構成する。

4 委員会に必要に応じ、小委員会を設けることができる。

(水質保全委員会)

第9条 水質保全委員会は協議会の目的達成のために必要な一般事項を審議する。

2 水質保全委員会は委員会設置等の発案を行い、総会にはかる。

3 水質保全委員会の委員長には近畿地方整備局河川部長があたる。

(顧問)

第10条 協議会には顧問を置くことができる。

2 顧問は総会、委員会に出席して意見を述べることができる。

(監査)

第11条 監査は委員の推せんにより会長が指名する。

2 監査は会計を監査する。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局は近畿地方整備局河川部に置く。

(予算及び決算等)

第13条 予算及び決算は総会の議決を経なければならない。

2 協議会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第14条 協議会の運営に要する経費は第3条に規定する関係機関の分担金その他の収入をもってあてる。

(規約の改正)

第15条 本規約の改正は総会の議決によらなければならない。

(委任)

第16条 本規約に定めるもののほかは協議会の運営に関して必要な事項は会長がこれを定める。

(附則)

本規約は昭和46年 9月21日より施行する。

規約の一部を平成13年 7月23日一部改正施行する。

規約の一部を平成16年 8月 3日一部改正施行する。

【別 表】

関係機関名（23機関）

近畿地方整備局	大阪府	大阪府
京都市	滋賀県	京都府
兵庫県	三重県	京都市
奈良県	大阪府	京都市
吹田市	守口市	京都市
寝屋川市	高槻市	京都市
枚方市	京都市	京都市
神戸市	尼崎市	京都市
伊丹市	西宮市	京都市
奈良市	大津市	京都市
阪神水道企業団	（独）水資源機構関西支社	
（財）河川情報センター		

琵琶湖・淀川流域圏再生推進協議会設置要綱

1 名称

この会議は、琵琶湖・淀川流域圏再生推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

2 目的

協議会は、琵琶湖・淀川流域圏の再生協議会において策定された「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」（以下「再生計画」という。）について、統合的流域管理の視点に立ち、各分野にまたがり地域を越えて各行政機関が協議・調整を行うとともに、再生プログラムの達成度・効果等の評価を行い、再生計画の具体的な推進を図ることを目的に設置する。

3 協議会の所掌事務

協議会の主な所掌事務は次のとおりとする。

- （１）再生計画の推進に係る協議・調整に関すること。
- （２）再生計画の再生プログラムの達成度・効果等の評価に関すること。
- （３）テーマ毎に行政機関で協議・調整を行う「分科会」の設置に関すること。
- （４）その他必要な事項。

4 協議会の構成

- ①協議会は別表１に掲げる委員をもって構成する。
- ②会長は近畿地方整備局企画部長とし、協議会を総括及び招集する。
- ③会長が不在の場合は、会長があらかじめ、会長代行を指名するものとする。

5 幹事会の構成

- ①協議会に幹事会を置く。
- ②幹事会の幹事は、別表２に掲げる者とする。
- ③幹事長は、近畿地方整備局企画部企画調整官とし、幹事会を総括及び招集する。
- ④幹事長が不在の場合は、幹事長があらかじめ、幹事長代行を指名するものとする。

6 分科会

- ①協議会に、テーマ毎の推進についての協議・調整等を行う分科会を設置する。
- ②分科会は、原則として委員が所属する機関の中から、委員が指名する者によって構成する。
- ③分科会にグループ長を置くこととし、グループ長は各分科会構成員の互選により決定する。
- ④グループ長が不在の場合は、グループ長があらかじめ、グループ長代行を指名するものとする。

⑤分科会のテーマは、以下に掲げるものとする。なお、分科会は、必要に応じ、以下に掲げる以外のテーマについて新たに分科会を設置することができるほか、必要に応じ、協議・調整で生じた個別課題や専門的な事柄について、専門委員会を設置することができる。

- (1) みずべプロムナードネットワーク
- (2) 水辺の生態系保全再生・ネットワーク
- (3) 水辺の賑わい創出
- (4) 流域水環境再生
- (5) 統合的流域管理に関する検討

⑥分科会は、グループ長の招集により定期的に開催する。

7 事務局

- ① 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- ② 事務局の運営は、近畿地方整備局企画部において行う。

8 その他

- ① 本要綱の改正は、会長が協議会に諮って行う。
- ② この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会の委員に諮って定める。

9 施行日

平成17年4月27日

協議会名簿

機関名	委 員（役職）
国 土 交 通 省	近畿地方整備局 企画部長
	近畿地方整備局 建政部長
	近畿地方整備局 河川部長
	近畿地方整備局 港湾空港部長
	近畿運輸局 交通環境部長
	近畿運輸局 海事振興部長
農 林 水 産 省	近畿農政局 企画調整室長
	近畿農政局 農村計画部長
	近畿農政局 整備部長
林 野 庁	近畿中国森林管理局 計画部長
経 済 産 業 省	近畿経済産業局 産業部長
環 境 省	環境管理局 水環境部 水環境管理課長
	近畿地区環境対策調査官事務所長
	自然環境局 近畿地区自然保護事務所長
三 重 県	地域振興部長
	県土整備部長
滋 賀 県	琵琶湖環境部長
	農政水産部長
	土木交通部長
京 都 府	企画環境部長
	農林水産部長
	土木建築部長
大 阪 府	企画調整部長
	環境農林水産部長
	土木部長
兵 庫 県	県民政策部長
	県土整備部長
奈 良 県	企画部長
	土木部長
京 都 市	総合企画局長
大 阪 市	計画調整局理事
大 津 市	政策調整部長
オ ブ ザ ー バ ー	内閣官房 都市再生本部事務局 参事官

幹事会名簿

機関名	幹 事（役職）
国 土 交 通 省	近畿地方整備局 企画部 企画調整官
	近畿地方整備局 企画部 環境調整官
	近畿地方整備局 企画部 広域計画課長
	近畿地方整備局 建政部 都市調整官
	近畿地方整備局 建政部 公園調整官
	近畿地方整備局 建政部 計画管理課長
	近畿地方整備局 建政部 都市整備課長
	近畿地方整備局 河川部 河川環境課長
	近畿地方整備局 港湾空港部 港湾計画課長
	近畿運輸局 交通環境部 情報・防災課長
	近畿運輸局 海事振興部 旅客課長
	近畿運輸局 海事振興部 船舶産業課長
農 林 水 産 省	近畿農政局 企画調整室 調整官
	近畿農政局 農村計画部 事業計画課長
	近畿農政局 整備部 農村整備課長
林 野 庁	近畿中国森林管理局 企画調整室長
経 済 産 業 省	近畿経済産業局 産業部 産業課 産業振興室長
	近畿経済産業局 地域経済部 地域振興課 地域開発室長
環 境 省	環境管理局 水環境部 水環境管理課 課長補佐
	近畿地区環境対策調査官事務所 地方環境対策調査官
	自然環境局 近畿地区自然保護事務所 自然再生事業専門官
三 重 県	地域振興部 資源活用室長
	県土整備部 河川室長
滋 賀 県	琵琶湖環境部 管理監（水政課長事務取扱）
	農政水産部 水産課長
	農政水産部 耕地課長
	土木交通部 河港課長
京 都 府	企画環境部 企画総務課 事業推進室長
	農林水産部 林務課 参事
	（緑の公共事業推進プロジェクト総括リーダー）
	土木建築部 河川計画室長
大 阪 府	企画調整部 企画室 課長（広域調整担当）
	環境農林水産部 環境農林水産総務課長
	土木部 河川室 河川整備課長
兵 庫 県	県民政策部 政策室 政策担当課長
	県土整備部 土木局 河川計画課長
奈 良 県	企画部 地域政策課長
	土木部 河川課長
京 都 市	総合企画局 政策推進室 政策企画課長
大 阪 市	計画調整局 企画調整部 計画管理担当課長
大 津 市	政策調整部 企画調整課 参事
オ ブ ザ ー バ ー	内閣官房 都市再生本部事務局 参事官補佐

猪名川総合土砂管理委員会 規約（案）

（名 称）

第1条 本委員会は、「猪名川総合土砂管理委員会」（以下「委員会」という）と称する。

（目 的）

第2条 委員会は、猪名川における適正な土砂管理方法について検討することを目的とする。

（検討項目）

第3条 委員会は、第2条の目的を達するために、次に挙げる検討を行う。

- (1) 猪名川流域の過去から現在に至る土砂動態に関する検討
- (2) 猪名川土砂動態のモニタリング調査
- (3) 猪名川土砂流出モデルの作成
- (4) 河川環境からみた現状の土砂動態の問題点のとりまとめ
- (5) 河床変動モデルの作成
- (6) 河川環境からみた望ましい土砂動態の検討（目標設定）
- (7) 土砂動態の改善策の検討・提案
- (8) その他必要事項

（組 織）

第4条 委員会は、学識経験者及び各分野の有識者により構成する。委員の構成については別紙に示す。

2. 委員会は、委員の承認により、新たな委員を追加できる。

（委員長）

第5条 委員会には委員の互選により委員長を一名置く。

2. 委員長は、委員会を代表し、会務の統括及び委員会の議長を行う。
3. 委員長に事故ある時は、委員長の指名する委員がその職務を代行する。

（委員会）

第6条 先に掲げた目的のため、委員会を開催する。

2. 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
3. 委員長は必要に応じて委員以外の者の出席を求めることが出来る。

（事務局）

第7条 委員会の事務局を河川環境管理財団大阪研究所に置く。

（付 則）

本規約は平成17年 月 日より施行する。

ダム排砂技術検討会

規 約

(名称)

第1条

本会は、「ダム排砂技術検討会」（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条

本委員会は、天ヶ瀬ダムをモデルとして、堆積土砂の排出に関する各種工法について、基本設計レベルで適用性の検討を行い、さらに、実物規模の実験実施を視野に入れた実験計画案に対する検討・評価を行うことを目的とする。

(委員会)

第3条

1. 委員会の構成は、別表の通りとする。
2. 委員会には委員長をおくこととし、委員長は委員間の互選によってこれを定める。
3. 委員長は、委員会の目的を遂行するために必要と認めた場合は、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。
4. 委員長は、委員会の会務を総括する。

(事務局)

第4条

1. 委員会の事務局は、国土交通省近畿地方整備局河川部及び淀川ダム統合管理事務所並びに（財）ダム水源地環境整備センターに置く。
2. 事務局は、委員長の指示を受け委員会の事務を行う。

(雑則)

第5条

この規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

(附則)

第6条

この規約は、平成18年1月19日から施行する。

川上ダムオオサンショウウオ調査・保全検討委員会会則

第1条（名称）

本委員会は「川上ダムオオサンショウウオ調査・保全検討委員会」と称する。

第2章（目的）

川上ダム建設事業区域およびその周辺において、生息が確認されている国の特別天然記念物であるオオサンショウウオについて、その生息状況等に関して調査の指導・助言を行うとともに、保全計画および保全状況調査の計画について検討し提案を行なうことを目的とする。

第3章（委員会）

1. 委員会は、「別表－1」に掲げる委員により構成する。
2. 委員会には、会務を総括するために委員長を置く。
3. 委員長は、委員の推薦により決定する。
4. 委員会は、委員長が必要と認めるときに開催する。
5. 委員長は、必要があると認めた場合は、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第4章（事務局）

委員会の事務局は、財団法人水資源協会に置く。

第5条（雑則）

この会則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会において別に定める。

（付則）

この会則は、平成8年8月27日から施行する。

平成18年4月1日現在

別表－1

川上ダムオオサンショウウオ調査・保全検討委員会

構 成

委員長 松 井 正 文 京都大学大学院 人間・環境学研究科 教授

委 員 富 田 靖 男 元三重県立博物館 館長

委 員 松 尾 直 規 中部大学 工学部都市建設工学科 教授

委 員 松 月 茂 明 元日本サンショウウオセンター 学芸員

委 員 森 下 郁 子 元大阪産業大学教授

(五十音順、敬称略)

委 員 桜 井 力 国土交通省近畿地方整備局木津川上流河川事務所 所長

委 員 柴 原 数 雄 三重県県土整備部流域整備分野総括室長

川上ダム自然環境保全委員会 会則

(名称)

第1条

本委員会は、「川上ダム自然環境保全委員会」(以下「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2章

委員会は、水資源開発公団が建設する川上ダムにおける自然環境の保全対策についての指導・助言を行う。

(委員会)

第3章

1. 委員会は、別表に掲げる委員により構成する。
2. 委員会には、会務を総括するために委員長を置く。
3. 委員会は、委員長が必要と認める時に開催する。
4. 委員会には、別途設立されている川上ダムオオサンショウウオ調査・保全検討委員会及び川上ダム希少猛禽類保全検討会の審議結果を報告する。
5. 委員長は、委員会の目的を遂行するために必要があると認めた場合には、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第4章

1. 委員会の事務局は、水資源開発公団川上ダム建設所及び財団法人水資源協会に置く。
2. 事務局は、委員長の指示を受け、委員会の事務を行う。

(雑則)

第5条

この会則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会において別に定める。

(附則)

この会則は、平成12年8月3日から施行する。

平成17年4月1日現在

別表

川上ダム自然環境保全委員会

構 成

	氏 名	所 属 ・ 役 職 等
委員長	小 野 勇 一	九州大学名誉教授
委 員	池 淵 周 一	京都大学防災研究所教授
委 員	江 崎 保 男	兵庫県立大学自然・環境科学研究所教授
委 員	海老瀬 潜 一	摂南大学工学部教授
委 員	大 手 桂 二	京都府立大学名誉教授
委 員	角 哲 也	京都大学大学院工学研究科助教授
委 員	松 井 正 文	京都大学大学院人間・環境学研究科教授
委 員	森 下 郁 子	元大阪産業大学教授

(五十音順、敬称略)

嵐山地区水草対策連絡会 規約

(名 称) 第1条 本会は「嵐山地区水草対策連絡会」(以下「連絡会」と称する。

(目 的) 第2条 連絡会は、嵐山地区・桂川流域の環境保全活動に関する地域連携システムを確立するため、地域住民団体、地域行政、及び河川管理者等の連携による水草回収・処理活動等の取組みに関する具体的な運営計画づくり、対策推進活動及び連絡調整・情報交換等を行うことを目的とする。

(構 成) 第3条 連絡会は、別表に掲げる委員をもって組織する。
但し、必要に応じて会長が指名するものを参加させることができる。

(役 員) 第4条 連絡会には、次の役員を置く。

- 1) 会 長 (1名)
- 2) 副会長 (3名)

(運 営) 第5条 連絡会は、会長が認める時、もしくは委員から要請のあった場合に随時開催するものとし、会長が召集する。

(事務局) 第6条 連絡会の運営に係わる事務を行う事務局は、国土交通省、京都府、京都市及び嵐山保勝会の4者合同とし、その窓口は嵐山保勝会とする。

(委 任) 第7条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長がこれを定める。

(委員以外からの意見聴取)

第8条 連絡会は必要と認める時、委員以外から意見を聴取することができる。

(雑 則) 第9条 この規約に定めのない事項については、必要に応じて連絡会の承認を得て定めるものとする。

(附 則) 本規約は、平成18年11月1日から施行する。

別表

嵐山地区水草対策連絡会 名簿

所 属		役 職	委 員 名	備考
地域団体	嵐山保勝会	専務理事	田中 克彦	
		常任理事	磯橋 克康	
		理事	細川 政裕	
	嵐峡の清流を守る会	天龍寺管長	平田 精耕	会長
		天龍寺宗務総長	梅 承昭	会長代行
	保津川漁業協同組合	専務理事	磯部 和雄	
	洛西土地改良区	事務局長	澤田 耕作	
	嵐山通船株式会社・保津川遊船企業組合	通船 社長	中西 一夫	
	嵐峡館・琴が瀬茶店	嵐峡館社長	中路 剛	
京都府	土木建築部治水総括室河川計画室	室長	古賀 俊行	副会長
	土木建築部公園緑地課	課長	仕名野 裕	
	土木建築部京都土木事務所	所長	中居 隆章	
	商工部観光・コンベンション室	室長	青柳 良明	
京都市	建設局水と緑環境部河川課	課長	寺石 剛	副会長
	環境局循環型社会推進部循環企画課	担当課長	南 寛	
	産業観光局観光部観光企画課	課長	川淵 正和	
	右京区区民部まちづくり推進課	課長	片山 博昭	
	西京区区民部まちづくり推進課	課長	蔭山 透	
国土交通省	淀川河川事務所	所長	吉田 延雄	副会長
	淀川河川事務所管理課	課長	福知宣太郎	
	淀川河川事務所河川環境課	課長	志鹿 浩幸	
	淀川河川事務所桂川出張所	所長	村島 康治	

天ヶ瀬ダム水源地域ビジョン推進連絡協議会委員会 規約

(名 称)

第1条 本会は、「天ヶ瀬ダム水源地域ビジョン推進連絡協議会委員会」（以下「委員会」という。）

(目 的)

第2条 委員会は、天ヶ瀬ダム水源地域ビジョンを推進し、天ヶ瀬ダムの水源地域（大津市、宇治市、宇治田原町）の自立的、継続的な活性化に取り組むための「天ヶ瀬ダム水源地域ビジョン推進連絡協議会」を設立し、その適正な活動を引き出すことを目的とする。

(事 業)

第3条 天ヶ瀬ダム水源地域ビジョンの施策について、下記項目に関する総合的な検討を行う。

- 1) 天ヶ瀬ダム水源地域が有する森林や水辺などの自然環境の永続的な保全と育成に関すること。
- 2) 天ヶ瀬ダム水源地域の歴史、文化、産業などの特性を活かした活性化に関すること。
- 3) 天ヶ瀬ダム水源地域の河川を軸とした流域の相互連携・交流ネットワークの形成に関すること。
- 4) その他、委員会の目的を達するために必要なこと。

(組 織)

第4条 委員会は、別表一1に掲げる委員により構成する。ただし、必要があると認められた場合においては随時委員の追加を認めるものとする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は一年とし、必要に応じて更新するものとする。

(会 議)

第6条 委員会には会長をおくものとする。

2. 委員会は、会長が必要と認めたとき、または委員の要請によりこれを招集する。

(部 会)

第7条 委員会の目的を実行するため、部会を設置することができる。

2. 部会には部会長をおく。
3. 部会長は、部会委員の互選による。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、国土交通省近畿地方整備局淀川ダム統合管理事務所におく。

(雑 則)

第9条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項は委員会で定める。

(付 則)

施行期日 この規約は、平成17年6月16日から適用する。

(別表-1) 天ヶ瀬ダム水源地域ビジョン推進連絡協議会委員会 委員

(1) 中川 博次	学識経験者	立命館大学客員教授
(2) 京都府営水道事務所宇治浄水場		場長
(3) 京都府山城広域振興局 企画総務部		企画振興室長
(4) 滋賀県 土木交通部河川開発課		課長
(5) 大津市建設部 交通・広域事業調整課		課長
(6) 宇治市 政策室		企画担当課長
(7) 宇治田原町 行革・計画推進室		室長
(8) 宇治商工会議所		会頭
(9) 宇治田原町商工会		会長
(10) 社団法人大津青年会議所		理事長
(11) 社団法人宇治青年会議所		専務理事
(12) 大津市南部森林組合		代表理事組合長
(13) 宇治市森林組合		組合長
(14) 宇治田原町森林組合		代表理事組合長
(15) 宇治川漁業協同組合		代表理事組合長
(16) 勢多川漁業協同組合		組合長
(17) 社団法人宇治市観光協会		会長
(18) 関西電力株式会社天ヶ瀬発電所		所長
(19) 京阪電気鉄道株式会社経営統括室		部長
(20) 国土交通省近畿地方整備局河川部河川管理課		課長
(21) 国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所		事務所長
(22) 国土交通省近畿地方整備局淀川ダム統合管理事務所		事務所長

(注) 職名は平成17年4月現在による)

高山ダム水源地域ビジョン実行連絡会会則

第1章 総 則

(目 的)

第1条

高山ダムを活かした水源地域の活性化を図るべく策定された「高山ダム水源地域ビジョン」を実行していくため、水源地域の関係自治体、住民等とダム事業者・管理者が連絡、調整を図りながら様々な取り組みを進めつつ、ビジョン実施の効果等について評価を行い、必要に応じた内容の見直しを行うことを目的として「高山ダム水源地域ビジョン実行連絡会」(以下「連絡会」という。)を設置する。

第2章 事 業

(組織の役割)

第2条

連絡会は、前条の目的を達成するため、次の事項について連絡、実施に務めるものとする。

1. 高山ダム水源地域ビジョンのフォローアップ。
2. 関係機関、関係団体等と連絡、調整をおこない計画、立案、実行をする。
3. ビジョン実施の効果等について評価を行い、必要に応じて内容の見直しを行う。

第3章 組 織

(組 織)

第3条

実施に関する情報や意見交換の自由な場として継続していくため、緩やかな組織とする。

連絡会のメンバー(別紙)については、連絡会の中で了解を得た上で、運営上必要な増減を図るものとする。

連絡会には、オブザーバー参加を認めるものとする。

第4章 運 営

(会 議)

第4条

連絡会の開催は、次の通りとする。

1. 年度当初：前年度報告・当該年度計画
2. その他：必要に応じて開催

(事務局)

第5条

連絡会の事務局は、当面の間、独立行政法人水資源機構木津川ダム総合管理所に置く。

第5章 その他

(その他)

第6条

この会則に定めるもののほか、連絡会の運営に関する事項は、連絡会において定める。

附則

この会則は、平成15年9月4日から施行する。

この会則は、平成16年7月14日に改正する。

高山ダム水源地域ビジョン実行連絡会出席者

構 成 機 関	担 当	備 考
南山城村	総務課	
奈良市	建設部河川課	
山添村	地域振興課	
伊賀市	建設部道路河川課公共事業推進室	
名張市	企画財政部総合企画政策室	
木津川漁業協同組合		
波多野漁業協同組合		
月ヶ瀬漁業協同組合		
五月川漁業協同組合		
豊里漁業協同組合		
木津川を美しくする会		
南山城村地域づくり研究会		
関西電力株式会社	奈良支店	
京都府山城広域振興局	企画総務部	オブザーバー
三重県	政策部土地・資源室	オブザーバー
奈良県	企画部資源調整課	オブザーバー
国土交通省近畿地方整備局	河川部河川管理課 木津川上流河川事務所調査課 淀川ダム統合管理事務所広域水管理課	オブザーバー
水資源機構	関西支社利水者サービス課 木津川ダム総合管理所管理課 高山ダム管理所	

第1章 総 則

(目 的)

第1条

青蓮寺ダム・比奈知ダムを活かした水源地域の活性化を図るべく策定された「青蓮寺ダム・比奈知ダム水源地域ビジョン」を実行していくため、水源地域の関係自治体、住民等とダム管理者等の関係団体が連絡、調整を図りながら様々な取り組みを進めつつ、ビジョン実施の効果等について評価を行い、必要に応じた内容の見直しを行うことを目的に「青蓮寺ダム・比奈知ダム水源地域ビジョン実行連絡会」(以下「連絡会」という。)を設置する。

第2章 事 業

(組織の役割)

第2条

連絡会は、前条の目的を達成するため、次の事項について連絡、実施に務めるものとする。

1. 青蓮寺ダム・比奈知ダム水源地域ビジョンの年度計画の策定
2. 方策実施に向けた関係機関、関係団体等の連絡、調整
3. 青蓮寺ダム・比奈知ダム水源地域ビジョンの進捗状況の確認
4. ビジョン実施の効果等についての評価と、必要に応じた内容の見直し

第3章 組 織

(組 織)

第3条

連絡会は、実施に関する情報や意見交換の場として継続していくため、緩やかな組織とする。

そのため、連絡会のメンバー(別紙)は、連絡会の中で了解を得た上で、運営上必要な増減を図ることができる。

また、連絡会には、オブザーバー参加を認めるものとする。

第4章 運 営

(会 議)

第4条

連絡会の開催は、次の通りとする。

1. 年度当初：前年度実施内容の報告、当該年度計画の策定
2. 年度中間：当該年度計画の進捗状況の報告
3. その他：必要に応じて開催

(事務局)

第5条

連絡会の事務局は、水源地域自治体(名張市、曽爾村、御杖村、津市美杉町)のいずれかに置くこととする。

ただし、当分の間水資源機構に置くこととする。

第5章 その他

(その他)

第6条

この会則に定めるもののほか、連絡会の運営に関する事項は、連絡会において定める。

附則

この会則は、平成16年7月6日から施行する。

平成18年7月3日(改正)

「青蓮寺・比奈知ダム水源地域ビジョン実行連絡会」構成機関

機 関 名	備 考
名 張 市	
曽 爾 村	
御 杖 村	
津市美杉総合支所	
名張市区長会	
中知山住民代表	
青蓮寺住民代表	
上比奈知住民代表	
長瀬住民代表	
曽爾村総代会	
御杖村区長会	
美杉町住民	
美杉町住民	
伊賀森林組合	

機 関 名	備 考
名張川漁業協同組合	
青蓮寺川香落漁業協同組合	
長瀬太郎生川漁業協同組合	
名張商工会議所	
曽爾村商工会	
曽爾村森林組合	
曽爾村漁業協同組合	
御杖村森林組合	
御杖村商工会	
御杖村漁業組合	
津市太郎生出張所	
NPO法人 地域と自然	
わさびの会	

[オブザーバー]

機 関 名	備 考
国土交通省近畿地方整備局	
国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所	
国土交通省近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所	
三 重 県	
津県民センター	
伊賀県民センター	
奈 良 県	

[ダム管理者]

機 関 名	備 考
独立行政法人水資源機構 関西支社	
独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所	

室生ダム水源地域ビジョン実行連絡会会則

第1章 総 則

(目 的)

第1条

室生ダムを活かした水源地域の活性化を図るべく策定された「室生ダム水源地域ビジョン」を実行していくため、水源地域の関係自治体、住民等とダム事業者・管理者が連絡、調整を図りながら様々な取り組みを進めつつ、ビジョン実施の効果等について評価を行い、必要に応じた内容の見直しを行うことを目的として「室生ダム水源地域ビジョン実行連絡会」(以下「連絡会」という。)を設置する。

第2章 事 業

(組織の役割)

第2条

連絡会は、前条の目的を達成するため、次の事項について連絡、実施に務めるものとする。

1. 室生ダム水源地域ビジョンのフォローアップ
2. 関係機関、関係団体等と連絡・調整を行い、計画・立案・実行をする。
3. ビジョン実施の効果等について評価を行い、必要に応じて内容の見直しを行う。

第3章 組 織

(組 織)

第3条

実施に関する情報や意見交換の自由な場として継続していくために、緩やかな組織とする。

連絡会のメンバー(別紙)については、連絡会の中で了解を得た上で、運営上必要な増減を図るものとする。

連絡会には、オブザーバー参加を認めるものとする。

第4章 運 営

(会 議)

第4条

連絡会の開催は、次の通りとする。

1. 年度当初 : 前年度報告・当該年度計画
2. そ の 他 : 必要に応じて開催

(事務局)

第5条

連絡会の事務局は、当面の間独立行政法人水資源機構木津川ダム総合管理所に置く。

第5章 そ の 他

(その他)

第6条

この会則に定めるもののほか、連絡会の運営に関する事項は、連絡会において定める。

附則

この会則は、平成15年8月8日から施行する。

この会則は、平成16年8月26日に改正する。

この会則は、平成 18 年 8 月 日に改正する。

別紙

室生ダム水源地ビジョン実行連絡会構成機関平成18年8月24日

構 成 機 関	担 当	備 考
宇陀市	企画調整課	
室生地域事務所	企画総務課	
榛原地域事務所	企画総務課	
大宇陀地域事務所	企画総務課	
菟田野地域事務所	企画総務課	
平成榛原子供のもり公園		
室生商工会		
室生観光協会		
榛原観光協会		
大宇陀観光協会		
菟田野観光協会		
宇陀市森林組合		
室生村森林組合		
宇陀川漁業協同組合		
室生漁業協同組合		
室生ダムつり友の会		
室生区連合自治会		
榛原区連合自治会		
大宇陀区連合自治会		
菟田野区連合自治会		
奈良県	企画部資源調整課	オブザーバー
国土交通省近畿地方整備局	河川部河川管理課	オブザーバー
	木津川上流河川事務所調査課	
	淀川ダム統合管理事務所広域水管理課	
水資源機構	関西支社総務部利水者サービス課	
	木津川ダム総合管理所管理課	
	室生ダム管理所	

布目ダム水源地域ビジョン実行連絡会会則（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 布目ダムを活かした水源地域の活性化を図るべく策定された「布目ダム水源地域ビジョン」を実行していくため、水源地域の関係自治体、住民等とダム事業者・管理者が連絡、調整を図りながら様々な取り組みを進めつつ、ビジョン実施の効果等について評価を行い、必要に応じた内容の見直しを行うことを目的として「布目ダム水源地域ビジョン実行連絡会」（以下「連絡会」という。）を設置する。

第2章 事業

（組織の役割）

第2条 連絡会は、前条の目的を達成するため、次の事項について連絡、実施に務めるものとする。

- 1．布目ダム水源地域ビジョンのフォローアップ。
- 2．関係機関、関係団体等と連絡、調整をおこない計画、立案、実行をする。
- 3．ビジョン実施の効果を評価し、必要に応じて内容の見直しを行う。

第3章 組織

（組織）

第3条 実施に関する情報や意見交換の自由な場として継続していくために、緩やかな組織とする。なお、会を進めるなかで、確認事項や運営ルールは、定めておくものとする。

連絡会のメンバー（別紙）については、連絡会の中で了解を得た上で、運営上必要な増減を図るものとする。

連絡会には、オブザーバー参加を認めるものとする。

第4章 運営

（会議）

第4条 連絡会の開催は、次の通りとする。

- 1．年度当初 ： 前年度報告・当該年度計画
- 2．下半期当初 ： 中間報告・計画の見直し
- 3．その他 ： 必要に応じて開催

（事務局）

第5条 連絡会の事務局は、当面の間独立行政法人水資源機構木津川ダム総合管理所に置く。

第5章 その他

（その他）

第6条 この会則に定めるもののほか、連絡会の運営に関する事項は、連絡会において定める。

附則

この会則は、平成14年10月23日から施行する。

平成16年 7月22日（改正）

平成17年 7月28日（改正）

平成18年 7月28日（改正）

「布目ダム水源地域ビジョン実行連絡会」

会則第3条 連絡会のメンバー

構 成 機 関	担 当	備 考
布目ダム周辺地域開発協会	理事長他	
山 添 村	地域振興課	
奈 良 市	企画部企画政策課 都祁行政センター業務課	
奈 良 県	企画部資源調整課水資源計画係	ワザハ-
国土交通省近畿地方整備局	木津川上流河川事務所調査課 淀川ダム統合管理事務所広域水管理課	ワザハ-
独立行政法人水資源機構	関西支社総務部利水者サービス課 木津川ダム総合管理所 布目ダム管理所	

日吉ダム水源地域ビジョン連絡会会則

第1章 総則

(目的)

第1条 地域に開かれた日吉ダムの新たな展開を図るべく策定された「日吉ダム水源地域ビジョン」を実施するため、現況施設の展開、環境学習をテーマとした展開、周辺施設・地域への広がりを目的として「日吉ダム水源地域ビジョン連絡会」(以下「連絡会」という。)を設置する。

第2章 事業

(事業)

第2条 連絡会は、前条の目的を達成するため、次の事項について連絡、実施に努めるものとする。

- 2 日吉ダム水源地域ビジョンのフォローアップ
- 3 関係機関、関係者との連絡調整
- 4 個別案件の状況把握
- 4 その他目的達成に必要な事項

第3章 組織

(組織)

第3条 連絡会は、「日吉ダム水源地域ビジョン」の趣旨に賛同し、共に活動できる団体により構成する。

- 2 連絡会への新規加盟については、連絡会において協議し決定する。
- 3 連絡会からの脱退は自由とする。
- 4 各事業について分科会を設置することができる。

第4章 会議

(連絡会)

第4条 連絡会は、年1回以上開催する。

- 2 連絡会は、次の事項について開催する。
 - 一 会則の制定、改廃に関する事項
 - 二 会員相互の連絡調整に関する事項
 - 三 事業計画に関する事項
 - 四 その他

(分科会)

第5条 分科会は、必要に応じて開催する。

第4章 事務局

(事務局)

第6条 連絡会の事務局は、水資源開発公団日吉ダム管理所に置く。

2 分科会の事務局は、別途分科会において決定する。

第5章 雑則

(細部事項)

第7条 この会則に定めるもののほか、連絡会の運営に関する事項は、連絡会において定める。

附則

この会則は、平成14年 8月 8日から施行する。

余野川ダム環境調査検討委員会 設 立 趣 意 書

猪名川総合開発事業余野川ダムは、淀川水系猪名川支川余野川支川北山川において、洪水調節を行うとともに、流水の正常な機能の維持と増進を図り、阪神地域に対し、新たに水道用水の供給を行うことを目的として建設するものです。

事業を進めるにあたっては、「河川法」の目的を踏まえて環境の保全と整備を行い、人と自然との共生を図って参ります。

事業が進められる箕面市止々呂美地区は、里山が広がる大阪府北部に残された希少な緑地空間であり、かつての農耕文化に支えられた生物多様性が現代まで受け継がれた注目すべき地域となっています。

余野川ダム環境調査検討委員会は、この希少な緑地空間において、人と自然との共生を図るにあたり、アドバイザーボードとして広く専門の立場からご意見・ご指導を頂くために設立するものです。

猪名川総合開発工事事務所は、当委員会でご出されたご意見・ご指導に基づき、余野川ダム及びその周辺地域における人と自然との共生を図るため、具体的な措置について検討を行い、余野川ダム周辺環境整備を進めて参ります。

国土交通省 近畿地方整備局

猪名川総合開発工事事務所 所長

余野川ダム環境調査検討委員会

規 約

(目的)

第1条 本会は、猪名川総合開発工事事務所が余野川ダムの建設にあたり、人と自然との共生を図るために、事業者が行う計画及び具体的な措置について、必要な意見を述べ、指導を行うことを目的として設置する。

(委員会)

第2条

1. 本会は、「余野川ダム環境調査検討委員会」(以下「委員会」という。)と称する。
2. 委員会委員は、別表に示す者とする。
3. 委員会は、委員総数の三分の二以上の出席をもって成立する。
4. 委員会は、必要と認める場合には専門的知識を有する者等の参加を事務局に要請することができる。
5. 議事概要等については公表する。

(委員長)

第3条

1. 委員会には委員長を置く。
2. 委員長は、委員会で委員の互選により定める。
3. 委員長は、委員会の会務を総括する。
4. 委員長に事故がある場合は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第4条

1. 委員会は、委員長が招集し運営する。
2. 事務局は、委員の要請に応じて発言することができる。

(規約の改正)

第5条 本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

(事務局)

第6条 本委員会の事務局は、猪名川総合開発工事事務所調査設計課に置く。

(施行期日)

第7条 この規約は、平成16年1月13日から施行する。

- 平成6年5月18日 制定
- 平成16年1月13日 改正

<別表>

余野川ダム環境調査検討委員会委員（五十音順、敬称略）

No.	氏 名	主な専門分野	所属等
1	池淵 周一	水資源	京都大学防災研究所教授
2	坂根 隆治	鳥類、昆虫類	伊丹市役所 （元 伊丹市昆虫館副館長）
3	服部 保	植物	姫路工業大学自然・環境科学研究所教授 兵庫県立人と自然の博物館自然・環境再生研究部長
4	藤田 正憲	水質	大阪大学大学院工学研究科環境工学教授
5	松井 正文	両生・爬虫類	京都大学大学院人間・環境学研究科教授
6	村上 興正	哺乳類	同志社大学工学部嘱託講師 （元 京都大学大学院理学研究科動物生態学研究室講師）
7	森下 郁子	水生生物	大阪産業大学人間環境学部都市環境学科教授

琵琶湖湖南流域 水害に強い地域づくり協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、「琵琶湖湖南流域 水害に強い地域づくり協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、大津市、草津市、守山市、栗東市、中主町及び野洲町を対象として、専門的な学識経験等に基づく助言をいただきながら、琵琶湖沿岸及び野洲川の洪水被害の回避・軽減を目指し、流域の住民自らが被害を回避・軽減できるような各種の流域対策について検討を行うものとする。

(協議会)

第3条 協議会には会長を置き、それぞれの委員の互選によって、これを定めるものとし、協議会の委員構成は別紙のとおりとする。

- 2 会長は、会務を総括する。
- 3 会長は、協議会の目的を達成するために必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 会長は、協議会の下部組織として、行政機関の担当者によるワーキンググループを設けることができる。
- 5 行政委員は、出席できない場合は、代理を立てることとする。

(事務局)

第4条 協議会の事務局は、国土交通省琵琶湖河川事務所調査課、滋賀県土木交通部河港課に置く。

- 2 事務局は、協議会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第5条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成16年 8月 3日から施行する。

(規約別紙) 委員構成

(学識者：五十音順、市町：市町村コード順、敬称略) (H18.10.24 現在)

区分	所 属		官職	氏 名	備 考
学 識 委 員	京都大学大学院農学研究科 (分野：水資源利用工学)		教授	かわち としひこ 河地 利彦	
	京都大学防災研究所 (分野：洪水災害)		教授	たから かおる 寶 馨	(会 長)
	京都大学防災研究所 (分野：地域・都市計画)		教授	た た の ひろかず 多々納 裕一	
行 政 委 員	大津市		助役	さとう けん 佐藤 賢	
	草津市		助役	やまざき かんじ 山崎 寛治	
	守山市		助役	おくむら いさお 奥村 勲	
	栗東市		助役	よしおか たけひこ 吉岡 武彦	
	野洲町		助役	かわじり りょうじ 川尻 良治	
	水資源機構	琵琶湖開発総合管理所	所長	せんだ たけひろ 泉田 武宏	
	国土交通省	琵琶湖河川事務所	所長	かわむら けんじ 河村 賢二	(事務局)
	滋賀県	県民文化生活部 土地対策室	室長	やまわき おさむ 山脇 治	
		県民文化生活部 総合防災課	課長	こたに かつし 小谷 克志	
		琵琶湖環境部 水政課	管理監	ふるかわ げんじろう 古川 源二郎	
		農政水産部 農政課	課長	たにくち たかお 谷口 孝男	
		農政水産部 耕地課	課長	いずみ みねかず 泉 峰一	
		農政水産部 農村整備課	課長	まつむら しんぞう 松村 真三	
		土木交通部 河港課	技監	せ た まさのり 勢田 昌功	(事務局)
		土木交通部 都市計画課	課長	い まち たけお 井町 建夫	
		土木交通部 住宅課	課長	しみず れいこ 清水 礼子	
		土木交通部 建築課	課長	ひらお まさよし 平尾 政良	

猪名川流域総合治水対策協議会要綱

（目的）

第1条 本協議会は、流域の都市化に伴い治水の安全度が低下している猪名川流域において、土地の適正な利用計画等、総合的な治水対策のための諸施策を協議のうえ策定し、かつその施策を推進することにより水害を防止し、また軽減を図ることを目的とする。

（所掌事項）

第2条 協議会の所掌事項は次の各号に掲げるものとする。

- 一 治水施設の整備及び流域における適正な保水、遊水機能の維持、確保等について、総合的な治水対策を協議し、流域整備計画を策定すること。
- 二 上記の整備計画推進に関すること。
- 三 総合治水対策に関して、流域住民に理解と協力を求める広報に関すること。
- 四 淀川水系河川整備計画基礎案における水害に強い地域づくり協議会の実施に関すること。

（協議会の組織）

第3条 協議会は、別表－1に掲げるものをもって組織とする。

（座長）

第4条 協議会の座長には、近畿地方整備局長の職にあるものをもってあてる。

- 2 座長は、必要があるときは、別表－1に掲げるもの以外の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会）

第5条 協議会の円滑な運営に資するため、幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、協議会に委任された事項を処理する。
- 3 幹事会は、別表－2に掲げるものをもって組織とする。
- 4 幹事会の座長には、近畿地方整備局河川部長の職にあるものをもってあてる。
- 5 座長は、必要があるときは、別表－2に掲げるもの以外の参加を幹事会に求めることができる。

（専門部会）

第6条 幹事会の円滑な運営に資するため専門部会を置く。

- 2 専門部会は、幹事会から委任された事項を処理する。
- 3 専門部会は、別表－3に掲げるものをもって組織とする。
- 4 専門部会の座長には、近畿地方整備局河川調査官の職にあるものをもってあてる。

5 座長は、必要があるときは、別表－３に掲げるもの以外の参加を専門部会に求めることができる。

6 各機関は、窓口代表者を選任する。窓口代表者は、専門部会の議事内容にしたがって、その都度、別表－３の中から代表者を選任するものとする。

（会計監査）

第 7 条 会計監査委員は、協議会委員の推薦により、協議会において指名する。

2 会計監査委員は、会計を監査する。

（事務局）

第 8 条 協議会事務局は、近畿地方整備局猪名川河川事務所に設ける。事務局長には、猪名川河川事務所長の職にあるものをもってあてる。

（経費）

第 9 条 本協議会の運営経費は、各構成機関の負担とする。

（会計）

第 10 条 本協議会の会計事務は、事務局長が処理する。

2 事務局長は、予算（案）を作成し、協議会の承認を得なければならない。

3 事務局長は、監査の認証を得た後、当該会計年度の決算を協議会に報告し、その承認を受けなければならない。

4 本協議会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月末日をもって終わるものとする。

（その他）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の決議によらなければならない。

附 則

この要綱は、昭和 55 年 9 月 27 日より施行する。

附 則

昭和 59 年 6 月 14 日一部改正。

附 則

平成 16 年 7 月 5 日一部改正。

猪名川流域総合治水対策協議会

機 関 名	役 職 名
近畿地方整備局	○局 長 、 河 川 部 長
大 阪 府	副 知 事
兵 庫 県	副 知 事
豊 中 市	市 長
池 田 市	市 長
箕 面 市	市 長
豊 能 町	町 長
能 勢 町	町 長
尼 崎 市	市 長
伊 丹 市	市 長
川 西 市	市 長
宝 塚 市	市 長
猪 名 川 町	町 長
水 資 源 機 構	関 西 支 社 長

注) ○印は座長

猪名川流域総合治水対策協議会 幹事会

機 関 名	役 職 名
近畿地方整備局	企画部長、○河川部長、猪名川河川事務所長
大 阪 府	政策企画部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長
兵 庫 県	県民政策部長、県土整備部長、阪神南県民局長、阪神北県民局長
豊 中 市	建築都市部長、土木下水道部長
池 田 市	建設部長、総合政策部長、水道事業管理者、都市整備部長
箕 面 市	都市環境部長
豊 能 町	建設水道部長、総務部長
能 勢 町	町長公室長、環境事業部長
尼 崎 市	都市整備局長、企画財政局長
伊 丹 市	総合政策部長、都市創造部長、都市基盤部長
川 西 市	企画財政部長、土木部長、まちづくり部長
宝 塚 市	企画財務部長、都市産業活力部長、建設部長
猪 名 川 町	企画部長、建設部長、上下水道部長
水 資 源 機 構	関西支社事業部長、一庫ダム管理所長

注) ○印は座長

猪名川流域総合治水対策協議会 専門部会

機 関 名	役 職 名
近畿地方整備局	○河川調査官、河川計画課長、◎地域河川課長、広域計画課長、猪名川河川事務所長
大 阪 府	◎河川整備課長、ダム砂防課長、下水道課長、公園課長、企画室課長（事業調整担当）、総合計画課長、居住企画課長、審査指導課長、市街地整備課長、池田土木事務所長
兵 庫 県	◎河川整備課長、公園緑地課長、下水道課長、都市政策課、県民政策部政策室課長（ビジョン担当）、都市計画課長、市街地整備課長、まちづくり課長、土地対策室長、西宮土木事務所長、宝塚土木事務所長
豊 中 市	建築都市部理事兼建築指導室長、建築都市部住宅課長、建築都市部次長兼都市計画課長、建築都市部建築指導室審査課長、建築都市部建築指導室指導課長、◎土木下水道部次長兼土木下水道総務課長、土木下水道部次長兼土木下水道建設課長、土木下水道部下水道管理課長、土木下水道部猪名川流域下水道事務所長
池 田 市	総合政策部次長兼政策推進課長、都市整備部建築指導室指導課長、◎建設部土木課長、都市整備部まちづくり課長
箕 面 市	都市整備部次長、◎公園みどり課長
豊 能 町	◎建設水道部建設課長、建設水道部次長兼上下水道課長
能 勢 町	◎環境事業部産業建設課長、町長公室政策係長

機 関 名	役 職 名
尼 崎 市	◎都市整備局土木部河港課長、都市整備局下水道部建設課長、都市整備局計画部都市施設計画担当課長、都市整備局計画部都市計画課長、都市整備局計画部建築指導課長、企画財政局行政経営推進室次長
伊 丹 市	総合政策部政策室主幹、都市創造部都市整備室都市計画課長、都市基盤部みどり室公園整備課長、都市基盤部都市基盤室道路整備課長、都市基盤部都市基盤室下水道建設課長、◎都市基盤部都市基盤室水政課長
川 西 市	土木部参事兼下水道室普及課長、企画財政局政策室主幹、まちづくり部参事兼都市計画課長、土木部土木政策室道路建設課長、土木部参事（下水道建設課担当）、まちづくり部まちづくり指導室開発指導課長、◎土木部参事兼水と緑の推進課長、土木部土木政策室土木政策課長
宝 塚 市	企画調整担当課長、開発指導課長、◎水政課長
猪 名 川 町	◎道路河川課長、企画政策課長、都市整備課長、工務課長
水 資 源 機 構	◎関西支社事業部施設管理課長、一庫ダム管理所所長代理

注）○印は座長、◎印は窓口代表者

猪名川流域総合治水対策協議会 情報伝達や避難体制の構築に係る専門部会

機 関 名	役 職 名
近畿地方整備局	○河川情報管理官、防災課長、河川管理課長、猪名川河川事務所長
大 阪 府	総務部危機管理室消防防災課長、総務部危機管理室消防防災課災害対策グループ課長補佐、都市整備部河川室河川環境課長、都市整備部河川室河川環境課防災グループ課長補佐
兵 庫 県	防災対策課長、河川整備課長、災害対策課主幹兼防災係長、河川整備課課長補佐兼防災係長
豊 中 市	総務部危機管理室長、総務部危機管理室室長補佐、土木下水道部下水道管理課課長補佐、土木下水道部土木下水道建設課主幹
池 田 市	市長公室次長兼危機管理課長、建設部土木課長
箕 面 市	市長公室市民安全政策課長、市長公室市民安全政策課課長補佐、都市環境部公園みどり課長
豊 能 町	建設水道部建設課長、建設水道部建設課上席主任、総務部自治人権課長、総務部自治人権課主任
能 勢 町	住民課長、産業建設課長、住民課主事、産業建設課主事

機 関 名	役 職 名
尼 崎 市	総務局総務部防災対策課長、都市整備局土木部河港課長、消防局警防部消防防災課長
伊 丹 市	危機管理室主幹、都市基盤部都市基盤総務課長、都市基盤部都市基盤室水政課長
川 西 市	総務部行政室防災安全課長、消防本部参事兼消防課長
宝 塚 市	建設部公園河川室水政課長、市民安全部市民安全室防災対策課副課長
猪 名 川 町	建設部道路河川課副主幹、総務部総務課副主幹
水 資 源 機 構	関西支社施設課長、一庫ダム管理所所長代理、一庫ダム管理所主幹

注) ○印は座長

猪名川流域総合治水対策協議会 排水ポンプの運転調整に関する専門部会

機 関 名	役 職 名
近畿地方整備局	○河川管理課長、猪名川河川事務所長
大 阪 府	都市整備部下水道課長、北部流域下水道事務所長、河川室河川整備課長
兵 庫 県	阪神南県民局県土整備部西宮土木事務所長、阪神北県民局県土整備部宝塚土木事務所長、県土整備部河川整備課長
豊 中 市	土木下水道部下水道管理課主幹、土木下水道部下水道施設課係長、土木下水道部土木下水道建設課係長
池 田 市	建設部土木課長、建設部下水道処理場長
箕 面 市	都市環境部公園みどり課長、水道部下水道課長
豊 能 町	建設水道部建設課長、建設水道部上下水道課長
能 勢 町	環境事業部産業建設課長

機 関 名	役 職 名
尼 崎 市	都市整備局土木部河港課長、都市整備局下水道部建設課長、都市整備局下水道部北部浄化センター所長
伊 丹 市	都市基盤部都市基盤室・水政課長、都市基盤部都市基盤室・水政課副主幹
川 西 市	土木部下水道室下水道建設課主幹
宝 塚 市	建設部公園河川室水政課長
猪 名 川 町	上下水道部工務課長
水 資 源 機 構	一庫ダム管理所所長代理

注) ○印は座長

(名 称)

第1条 この委員会は、瀬田川堤防補強検討委員会（以下「委員会」という）と称す。

(目 的)

第2条 委員会は、琵琶湖河川事務所が管理する瀬田川並びにその支川の直轄管理区間の堤防補強、対策工に関する技術的な助言を行うことを目的とする。

(組 織)

第3条 委員会は、別表-1に掲げる委員により構成し、委員の任期は、委員就任から検討委員会終了までとする。

2. 委員会は、委員の承認により、必要に応じて委員以外の者に参加を求めることができる。

(委員長)

第4条 委員会には、委員長を置く。

2. 委員長は、委員会で委員の互選により定める。
3. 委員長は、委員会を代表し会務を統括する。
4. 委員長に事故があるときは、委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(委員会)

第5条 本会の目的のため、委員会を開催する。

2. 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局を琵琶湖河川事務所の委託を受けて、日本工営株式会社に置く。

(委 任)

第7条 この規定に定めるものの他 委員会に関し必要な事項は、その都度委員会で定める。

(附 則)

本規約は平成17年2月3日より施行する。

琵琶湖及び周辺河川環境に関する専門家グループ制度 規約

(名 称)

第1条 この制度は、琵琶湖及び周辺河川環境に関する専門家グループ制度（以下「本制度」という）と称する。

(目 的)

第2条 本制度は、河川管理者が「淀川水系河川整備計画」に係わる調査及び事業を実施・検討する際等に、学識経験者から指導・助言を受けるためのものである。

(事 業)

第3条 本制度は、第2条の目的を達成するため、必要な事業を行う。

(組 織)

第4条 本制度は、「アドバイザー会議」と「専門家グループメンバー」によって構成する。

(アドバイザー会議の任務)

- 第5条 アドバイザー会議は、本制度の運営全般に関する指導、助言を行う。
2. アドバイザー会議は、専門家グループメンバーの基準や、専門家グループメンバーリスト作成の指導、助言を行うものとする。なお、本制度発足後はメンバーの追加等に関する指導、助言を行う。
 3. アドバイザー会議は、河川管理者から依頼された課題ごとに、「ワーキング」または「個別指導」の区分とメンバー構成に関する助言を行う。
 4. ワーキンググループ（以下ワーキング）及び個別指導は、専門家グループメンバーリストから、アドバイザー会議において選出されたメンバーによって構成する。
 5. ワーキングには、必要に応じて専門家グループメンバー以外の者の一時的な参加を求めることができる。
 6. アドバイザー会議は、本制度を活用すべき課題に関する助言を行う。
 7. アドバイザー会議は、アドバイザー会議以外の者に参加を求めることができる。

(アドバイザー会議の座長)

- 第6条 アドバイザー会議に座長1名を置く。
2. 座長は、アドバイザー会議の委員の互選により定める。
 3. 座長は、アドバイザー会議の会務を統括する。
 4. 座長に事故ある時は、座長の指名する委員がその職務を代行する。

(ワーキングのチーフ)

- 第7条 ワーキングにチーフ1名を置く。
2. チーフは、ワーキングの会務を統括する。
 3. チーフに事故ある時は、チーフの指名する委員がその職務を代行する。

(アドバイザー会議及びワーキングの招集)

第8条 アドバイザー会議及びワーキングは、必要に応じて河川管理者が招集する。

(全体連絡会議の招集)

第9条 全体連絡会議は、定期的に河川管理者が招集する。

2. 全体連絡会議は、アドバイザー会議メンバーと専門家グループメンバーで構成し、河川管理者の情報、課題の検討状況など、制度の活用状況等の情報提供を行う。

(専門家グループメンバー)

第10条 専門家グループメンバーは、河川管理者からの相談に応じ、公平な立場のもと必要な指導、助言を行うものであり、幅広い分野の人材を集めるためにアドバイザー会議の提案、助言により河川管理者が選定する。

2. 専門家グループメンバーは、アドバイザー会議の設置する「ワーキング」または「個別指導」の構成員となり、各課題の指導を行う。

(公開など)

第11条 本制度は、公開を原則とする。

2. この規定に定めるものの他本制度に関し必要な事項は、その都度アドバイザー会議の助言、指導のもとに河川管理者が定める。

(事務局)

第12条 本制度の事務局は、琵琶湖河川事務所の委託を受けて(財)河川環境管理財団大阪研究所に置く。

(付 則)

本規約は平成16年3月6日より施行する。

琵琶湖専門家グループ制度メンバーリスト

平成18年9月現在

1. 琵琶湖専門家グループ制度アドバイザー会議のメンバー

専門分野	氏名	所属
生態学	川那部 浩哉	滋賀県立琵琶湖博物館 館長
水理学	中川 博次	立命館大学理工学部 教授
水環境学	中村 正久	滋賀大学環境総合センター教授
農学	三野 徹	京都大学大学院農学研究科 教授

2. 琵琶湖及び周辺河川環境に関する専門家グループ制度のメンバー

専門分野	氏名	所属
環境経済	浅野 耕太	京都大学大学院・環境学研究科 助教授
景観	今森 光彦	写真家
河川(土砂)	江頭 進治	立命館大学理工学部 教授
水環境	熊谷 道夫	滋賀県琵琶湖・環境科学研究センター 琵琶湖研究部門部門長
環境計画	近藤 隆二郎	滋賀県立大学環境科学部 助教授
河川(水文)	寶 馨	京都大学防災研究所 教授
森林水文	谷 誠	京都大学大学院農学研究科 教授
漁業	戸田 直弘	滋賀県漁業協同組合連合会 理事
微生物	永田 俊	京都大学生態学研究センター 教授
陸水動物	西野 麻知子	滋賀県琵琶湖・環境科学研究センター 総括研究員
農業	深田 富美男	農事組合法人 平林エコファーム 総務部長
環境工学	藤井 滋穂	京都大学大学院工学研究科附属流域圏総合環境質研究センター 教授
魚類	前畑 政善	滋賀県立琵琶湖博物館 総括学芸員
水環境	三田村 緒佐武	滋賀県立大学環境科学部 教授
農業土木	渡邊 紹裕	総合地球環境学研究所 教授
地球社会学・環境社会学	牧野 厚史	滋賀県立琵琶湖博物館 主任学芸員

3. 水陸移行帯ワーキングメンバー

専門分野	氏名	所属
環境経済	浅野 耕太	京都大学大学院・環境学研究科 助教授
景観	今森 光彦	写真家
地球社会学・環境社会学	牧野 厚史	滋賀県立琵琶湖博物館 主任学芸員
河川(水文)	寶 馨	京都大学防災研究所 教授
漁業	戸田 直弘	滋賀県漁業協同組合連合会 理事
陸水動物	西野 麻知子	滋賀県琵琶湖・環境科学研究センター 総括研究員
魚類	前畑 政善	滋賀県立琵琶湖博物館 総括学芸員

4. 姉川・高時川河川環境ワーキングメンバー

専門分野	氏名	所属
河川(土砂)	江頭 進治	立命館大学理工学部 教授
水環境	熊谷 道夫	滋賀県琵琶湖・環境科学研究センター 琵琶湖研究部門部門長
河川(水文)	寶 馨	京都大学防災研究所 教授
魚類	前畑 政善	滋賀県立琵琶湖博物館 総括学芸員
水環境	三田村 緒佐武	滋賀県立大学環境科学部 教授
農業土木	渡邊 紹裕	総合地球環境学研究所 教授
環境経済	池上 甲一	近畿大学農学部 教授
底生生物	竹門 康弘	京都大学防災研究所 助教授
環境工学	田中 宏明	京都大学大学院工学研究科附属流域圏総合環境質研究センター 教授
漁業	鳥塚 五十三	南浜漁業協同組合 組合長

() 規約第5条5項により、ワーキンググループへの参加を委嘱したメンバー

5. 瀬田川及び天ヶ瀬ダム再開発環境ワーキングメンバー

専門分野	氏名	所属
河川(水理)	綾 史郎	大阪工業大学工学部 教授
生態(淡水貝類)	紀平 肇	中間法人水生生物保全研究会 会長
生態(底生生物)	竹門 康弘	京都大学防災研究所 助教授
生態(淡水貝類)	松田 征也	滋賀県立琵琶湖博物館 研究部生態系研究グループ 専門学芸員

() 規約第5条5項により、ワーキンググループへの参加を委嘱したメンバー

塔の島地区河川整備に関する検討委員会 規約

(名称)

第1条 本委員会は、塔の島地区河川整備に関する検討委員会（以下「委員会」という）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、塔の島地区において $1500\text{m}^3/\text{s}$ を安全に流下しうる河川整備の計画について、塔の島付近の景観や自然環境に十分配慮するとともに、新たな景観創出も含めた防災や地域社会に貢献できる整備案の検討を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 委員会は、第2条の目的を達成するため、必要な事業を行う。

(組織)

第4条 委員会は、学識経験者および有識者により構成する。

2. 委員会は、必要に応じ部会を置くことができる。
3. 委員会は、必要に応じ委員以外のアドバイザーの参加を求めることができる。

(委員長)

第5条 委員会は、委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2. 委員長は、委員会を代表し会務を統括する。
3. 委員長は、必要に応じて委員会を招集し開催する。
4. 委員長は、職務を遂行できない時には、自ら指名する委員に職務を委任できる。

(委員会)

第6条 前第2条の目的を達成するため、委員会を開催する。

2. 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

(アドバイザー)

第7条 委員会の要請によるアドバイザーは、学識経験者および有識者から選任する。

(委員会の公開)

第8条 本委員会の会議は原則公開とし、公開する情報及び情報公開方法については、委員会で定める。

(事務局)

第9条 委員会の事務局を（財）河川環境管理財団 大阪研究所に置く。

(その他)

第10条 この規定に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、その都度委員会で定める。

(附則)

本規約は平成17年9月8日より施行する。

塔の島地区河川整備に関する検討委員会 委員名簿

氏名（敬称略）	所属等
学識経験者及び有識者委員	
芦田 和男	京都大学名誉教授
紀平 肇	中間法人水生生物保全研究会 会長
小林 寛明	宇治市都市景観審議会委員
志岐 常正	京都大学名誉教授
高城 典子	宇治市行政改革進行管理委員会委員
中川 恵次	宇治商工会議所会頭
中川 一	京都大学防災研究所教授
布野 修司	滋賀県立大学大学院環境科学研究科教授
水野 歌夕	写真家（水野克比古町家写真館 館長）
宮城 俊作	奈良女子大学生活環境学部教授
山本 哲治	宇治市観光協会 会長
行政関係委員	
川端 修	宇治市副市長
佐藤 伸次	京都府土木建築部公園緑地課 課長
吉田 延雄	国土交通省淀川河川事務所 所長

（五十音順）

淀川堤防強化検討委員会 規約

(名 称)

第1条 この委員会は、淀川堤防強化検討委員会（以下「委員会」という）と称する。

(目 的)

第2条 委員会は、淀川河川事務所が管理する直轄管理区間の堤防強化に関する技術的な指導・助言を行うことを目的とする。

(事 業)

第3条 委員会は、第2条の目的を達成するため、必要な検討を行う。

(組 織)

第4条 委員会は、学識経験者及び各分野の学識者により構成する。

2. 委員会は、委員の承認により委員以外の者（以下「準委員」という）に参加を求めることができる。

(役 員)

第5条 委員会は、委員長 1名を置く。

2. 委員長は、委員の互選により定める。

(委員長)

第6条 委員長は、委員会を代表し会務を統括する。

2. 委員長に事故ある時は、委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(委員会)

第7条 本会の目的のため、委員会を開催する。

2. 委員会は、必要に応じて委員長が召集する。
3. 委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局を淀川河川事務所の委託を受けて河川環境管理財団 大阪研究所に置く。

(委 任)

第9条 この規定に定めるものの他 委員会に関し必要な事項は、その都度委員会で定める。

(付 則)

本規約は平成15年4月30日より施行する。

変更 本規約は平成15年6月19日より施行する。

淀川水系総合土砂管理検討委員会

規 約

(名称)

第1条

本会は、「淀川水系総合土砂管理検討委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条

本委員会は、淀川水系における治水・利水・環境を踏まえた総合土砂管理計画として、流域内の現状把握や課題等の整理を行い、土砂管理方針の策定に向けて必要となる調査や今後の課題等について検討することを目的とする。

(委員会)

第3条

1. 委員会の構成は、別表の通りとする。
2. 委員会には委員長をおくこととし、委員長は委員間の互選によってこれを定める。
3. 委員長は、委員会の目的を遂行するために必要と認めた場合は、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。
4. 委員長は、委員会の会務を総括する。

(事務局)

第4条

1. 委員会の事務局は、国土交通省近畿地方整備局河川部及び淀川ダム統合管理事務所並びに（財）ダム水源地環境整備センターに置く。
2. 事務局は、委員長の指示を受け委員会の事務を行う。

(雑則)

第5条

この規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

(附則)

第6条

この規約は、平成18年3月13日から施行する。

天ヶ瀬ダム放流能力増強に係る既存施設有効活用技術検討委員会 規約

(名 称)

第一条 この委員会は、天ヶ瀬ダム放流能力増強に係る既存施設有効活用技術検討委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目 的)

第二条 委員会は、既存施設を利用した天ヶ瀬ダムの放流能力の増強施設について、最新の技術や新たな知見に基づき、種々の課題解決に必要な指導・助言を行うとともに、最適な施設計画の決定を行うことを目的とする。

(委員会)

第三条 委員会は、別表一 1 に掲げる委員・組織より構成するものとし、近畿地方整備局琵琶湖河川事務所長が委嘱するものとする。

委員の任期は、委員就任から 3 年間とする。

2. 委員会は、審議しようとする事項の関連事項について、専門知識を有する者に参加を求めることが出来る。

3. 委員会は、委員総数の過半数をもって成立する。

なお、委員の代理出席は認めない。

4. 委員会には、必要に応じて WG を置くことが出来る。

なお、WG には専門知識を有する者に参加を求めることが出来る。

(委員長)

第四条 委員会には委員長を置く。

2. 委員長は、委員会で委員の互選により定める。

3. 委員長は、委員会の会務を総括する。

4. 委員長に事故がある時は、委員長があらかじめ指名する委員会委員がその職務を代行する。

(事務局)

第五条 委員会の事務局を近畿地方整備局琵琶湖河川事務所開発工務課に置く。

(付則)

本規約は平成 16 年 1 月 26 日より施行する。

本規約は平成 18 年 1 月 26 日より施行する。

別表— 1

「天ヶ瀬ダム放流能力増強に係る既存施設有効活用技術検討委員会」名簿
(委員) 16年1月26日～平成17年3月31日

氏 名	所 属 ・ 役 職
柏井 条介	独立行政法人 土木研究所 上席研究員 (ダム水理)
角 哲也	京都大学 大学院 工学研究科 助教授
柴田 功	アイトールエンジニアリング株式会社 最高技術顧問 (元土木研究所 ダム部長)
竹林 征三	富士常葉大学 環境防災学部 教授
中川 博次	立命館大学 客員教授
永山 功	独立行政法人 土木研究所 水工研究グループ長
原田 稔	社団法人 日本大ダム会議 副会長
宮井 宏	社団法人 近畿建設協会 理事長
西村 安裕	国土交通省 近畿地方整備局 河川部 河川情報管理官
渡辺 昭	国土交通省 近畿地方整備局 道路部 機械施工管理官
河村 賢二	国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長
上下 芳夫	国土交通省 近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所長

(太枠内、五十音順)

(委員) 平成17年4月～

氏 名	所 属 ・ 役 職
柏井 条介	独立行政法人 土木研究所 上席研究員 (ダム水理)
角 哲也	京都大学 大学院 工学研究科 助教授
柴田 功	アイトールエンジニアリング株式会社 最高技術顧問 (元土木研究所 ダム部長)
竹林 征三	富士常葉大学 環境防災学部 教授
中川 博次	立命館大学 客員教授
原田 稔	社団法人 日本大ダム会議 副会長
宮井 宏	社団法人 近畿建設協会 理事長
山口 嘉一	独立行政法人 土木研究所 上席研究員 (ダム構造物)
吉田 等	独立行政法人 土木研究所 水工研究グループ長
今井 範雄	国土交通省 近畿地方整備局 河川部 河川情報管理官
小山 勝久	国土交通省 近畿地方整備局 道路部 機械施工管理官
河村 賢二	国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長
上下 芳夫	国土交通省 近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所長

(太枠内、五十音順)

(委 員) 平成17年7月～

氏 名	所 属 ・ 役 職
柏井 条介	独立行政法人 土木研究所 上席研究員 (ダム水理)
角 哲也	京都大学 大学院 工学研究科 助教授
柴田 功	アイトールエンジニアリング株式会社 最高技術顧問 (元土木研究所 ダム部長)
竹林 征三	富士常葉大学 環境防災学部 教授
中川 博次	立命館大学 客員教授
原田 稔	社団法人 日本大ダム会議 副会長
宮井 宏	社団法人 近畿建設協会 理事長
山口 嘉一	独立行政法人 土木研究所 上席研究員 (ダム構造物)
吉田 等	独立行政法人 土木研究所 水工研究グループ長
今井 範雄	国土交通省 近畿地方整備局 河川部 河川情報管理官
小山 勝久	国土交通省 近畿地方整備局 企画部 機械施工管理官
河村 賢二	国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長
神矢 弘	国土交通省 近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所長

(太枠内、五十音順)

川上ダム希少猛禽類保全検討会 会則

(名称)

第1条

本検討会は、「川上ダム希少猛禽類保全検討会」(以下「検討会」という。)と称する。

(目的)

第2章

検討会は、独立行政法人水資源機構が建設する川上ダムの周辺地域における希少猛禽類の保全対策についての指導・助言を行う。

(検討会)

第3章

1. 検討会は、別表に掲げる委員により構成する。
2. 検討会には、会務を総括するために委員長を置く。
3. 検討会は、委員長が必要と認める時に開催する。
4. 委員長は、委員会の目的を遂行するために必要があると認めた場合には、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第4章

1. 検討会の事務局は、独立行政法人水資源機構川上ダム建設所及び財団法人水資源協会に置く。
2. 事務局は、委員長の指示を受け、検討会の事務を行う。

(雑則)

第5条

この会則に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、検討会において別に定める。

(附則)

- この会則は、平成12年7月12日から施行する。
- この会則は、平成15年10月8日から施行する。

平成17年4月1日現在

別表

川上ダム希少猛禽類保全検討会

構 成

	氏 名	所 属 ・ 役 職 等
委員長	江 崎 保 男	兵庫県立大学自然・環境科学研究所教授
委 員	菊 田 浩 二	奈良ワシタカ研究会代表
委 員	武 田 恵 世	(財)日本野鳥の会三重県支部

(五十音順、敬称略)

丹生ダム生態系保全検討委員会

規 約

(名 称)

第1条 本委員会は「丹生ダム生態系保全検討委員会」（以下、委員会という）と称する。

(目 的)

第2条 委員会は、水資源開発公団が建設する丹生ダムにおいて、その周辺地域の生態系の保全の方策について調査・研究し、提言を行なう。

(委員会)

第3条 委員会には委員長をおく。委員会の構成は、別表の通りとする。

2 委員長は、会務を統括する。

3 委員長は、委員会の目的を遂行するために必要と認めた場合は、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第4条 委員会の事務局は、水資源開発公団丹生ダム建設所及び財団法人ダム水源地環境整備センターとする。

2 事務局は、委員長の指示を受け、委員会の事務を行う。

(雑 則)

第5条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、事務局が委員会に諮って定める。

(附 則)

この規約は、平成9年2月10日から施行する。

丹生ダム生態系保全検討委員会

委 員 会 構 成

[委 員] (五十音順)	
氏 名	所 属
阿部 學	ラプタージャパン 理事長
池淵 周一	京都大学防災研究所 水資源研究センター センター長・教授
國松 孝男	滋賀県立大学環境科学部教授
小林 圭介	滋賀県立大学名誉教授
近 雅博	滋賀県立大学環境科学部助教授
坂本 充 (委員長)	滋賀県立大学名誉教授
前畑 政善	滋賀県立琵琶湖博物館専門学芸員
[事務局]	
水資源開発公団丹生ダム建設所 (財)ダム水源地環境整備センター	

丹生ダム環境保全対策懇談会 規約

（名称）

第1条 本会は「丹生ダム環境保全対策懇談会」（以下、「懇談会」という）と称する。

（目的）

第2条 懇談会は、丹生ダム建設事業の実施に伴う動植物等への影響予測、環境保全対策、モニタリングの実施に関して、指導、助言を行う。

（懇談会）

第3条 懇談会は別表のメンバーで構成する。

- 2 懇談会には、会務を統括する座長を置くこととし、各メンバーの互選により選出する。
- 3 懇談会は、座長が必要と認めるときに開催する。
- 4 座長は、懇談会の目的を遂行するために必要と認めた場合は、懇談会にメンバー以外の者の出席を求めることができる。

（事務局）

第4条 懇談会の事務局は、独立行政法人水資源機構丹生ダム建設所とする。

- 2 事務局は、座長の指示を受け懇談会の事務を行う。

（雑則）

第5条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、事務局が懇談会に諮って定める。

（附則）

この規約は、平成17年3月29日から施行する。

(別表)

氏 名	所 属	専門分野
小林 圭介	滋賀県立大学 名誉教授	植物
高柳 敦	京都大学大学院農学研究科 講師	哺乳類
前畑 政善	滋賀県立琵琶湖博物館 総括学芸員	魚類
松井 正文	京都大学大学院 教授	両生・爬虫類
保田 淑郎	宝塚造形芸術大学 教授	昆虫類
山崎 亨	日本鳥学会鳥類保護委員	鳥類

淀川水上オートバイ関係問題連絡会規約

（名 称）

第1条 本会は、淀川水上オートバイ関係問題連絡会（以下「連絡会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 連絡会は、淀川河口部から大阪府域の三川合流点にかけての建設省管理の水面における水上オートバイ等の対策を検討し、より良い河川の利用促進を行うことにより、周辺地区環境との調和を図ることを目的とする。

（業 務）

第3条 連絡会は、前条の目的を達成するために次の事項に関する業務を行う。

- 1．水上オートバイ等対策に係る官公署、団体等との連絡及び調整
- 2．水上オートバイ等対策に関する調査及び情報交換
- 3．淀川水面利用調整協議会に対する提案
- 4．その他連絡会の目的達成に必要な事項

（構 成）

第4条 連絡会は、別表に掲げる関係機関をもって構成する。

（組 織）

第5条 連絡会に会長1名、副会長1名を置く。

- 2．会長は連絡会を代表し、会務を掌理する。
- 3．副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時は、その職務を代行する。

（会 議）

第6条 連絡会は、会長が必要と認めたとき、会長が召集し、連絡会の議長は会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

（事務局）

第7条 連絡会の事務を処理するために、事務局を建設省近畿地方建設局淀川工事事務所占用調整課に置く。

（雑 則）

第8条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は連絡会において定めるものとする。

附 則

本規約は、平成10年12月3日から施行する。

淀川水面利用調整協議会規約

（名 称）

第1条 本会は、淀川水面利用調整協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 協議会は、淀川河口部から大阪府域の三川合流点にかけての建設省管理の水面の安全かつ快適な利用を促進することを目的とする。

（協議事項）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- 一 淀川水面利用計画の策定に関する基本的な事項
- 二 その他、水面利用計画に関して必要な事項

（組 織）

第4条 協議会は、委員会及び幹事会で組織し、構成員は別表に掲げるとおりとする。

（顧 問）

第5条 協議会には、顧問を置くことができる。

2. 顧問は、委員会に出席して意見を述べることができる。

（委員会）

第6条 委員会には委員長を置く。

2. 委員長は、建設省近畿地方建設局河川部長の職にある者をもってあてる。
3. 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
4. 委員会は、必要の都度、会長がこれを招集し、本会の目的を達成するための審議を行う。

（幹事会）

第7条 委員会の協議事項等について予備的協議を行うため幹事会を設置する。

2. 幹事会には幹事長を置く。
3. 幹事長は、建設省近畿地方建設局水政課長の職にある者をもってあてる。
4. 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総括する。
5. 幹事会は、必要の都度、幹事長がこれを招集し、本会の目的を達成するための審議を行う。
6. 幹事会には、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

（意見聴取）

第8条 委員会及び幹事会は、必要に応じ、第三者の出席を求め意見を聴取することができる。

（事務局）

第9条 協議会の事務局は建設省近畿地方建設局河川部水政課及び淀川工事事務所占用調整課内に置く。

(その他)

第10条 本規約に定めるほか、必要な事項は委員会で決定する

附 則

本規約は、平成10年12月3日より施行する。

淀川本川河川保全利用委員会規約

(趣 旨)

第1条 本規約は、「淀川本川河川保全利用委員会」(以下「委員会」という。)の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 委員会は、淀川水系淀川〔淀川河口～大阪京都府界〕において、周辺環境及び地域性に考慮しつつ、川らしい自然環境を保全・再生する観点に立って、占有のあるべき姿について検討を行い、占有施設の新設及び更新の許可にあたって、河川管理者に対して意見を述べることを目的とする。また、グラウンド等として使われている自由使用の河川敷について、河川管理者からの意見照会に応じて、意見を述べるものとする。

(組 織)

第3条 委員会の委員は別表－1のとおりとし、河川管理者が委嘱する。

2 委員の任期は1年とし、再任は妨げないものとする。

3 委員会には、必要に応じ部会を置くことができる。

(委員会)

第4条 委員会には委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在時は、副委員長が委員長の職務を代行する。

4 委員長は、河川管理者からの意見照会を受け、委員会を招集し開催する。

5 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。ただし、委員長がやむを得ない理由により委員会に出席できない場合は、副委員長が議長を代行する。

(部 会)

第5条 部会の設置が必要な場合は、その都度委員会で定める。

(対象河川)

第6条 委員会が対象とする範囲は淀川水系淀川〔淀川河口～大阪京都府界〕及びその支川の直轄管理区域とする。

(対象施設)

第7条 委員会において検討の対象とする占有許可施設は次の各号の河川法第24条の許可を必要とする施設とする。

3.河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）規約

（名称）

第1条 本委員会は「河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）」（以下「委員会」という。）と称する。

（趣旨・目的）

第2条 本規約は一級河川淀川水系河川整備計画基礎案で提案された「河川利用に関する河川保全利用委員会（仮称）」に基づいて国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所長（以下、「事務所長」という。）によって設置された委員会の組織及び規約に関して必要な事項を定めるものである。

（委員会の役割）

第3条 委員会は、以下に掲げる項目に関して検討し、河川管理者に意見の提案及び助言する。

（1）国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所（以下、「事務所」という）が管理をしている各河川における主として河川に対する保全及び利用の基本理念

（2）基本理念に基づいて事務所が作成する「申請のガイドライン」

（3）河川における公園等面的占用の事前協議申請に関しての事務所からの諮問

（4）その他、委員会が必要と認めた河川に係る保全、利用等に関すること

（組織等）

第4条 委員会は15名以内で構成する。

2. 委員会の構成については、事務所長が次の各号に掲げる者から委嘱する。

（1）自治体関係者 若干名

（2）自然環境に関する学識経験を有する者 5名以内

（3）治水・利水に関する学識経験を有する者 2名以内

（4）地域特性に詳しい者 4名以内

（5）その他、必要と認める者 若干名

3. 委員会の下部組織として、専門部会を設けることができる。

4. 専門部会員は、委員会で指名し、事務所長が委嘱した者から構成する。

（任期）

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

2. 委員及び専門部会員は正当な理由を有する時は、委員会の同意を得て辞任することができる。

（委員長及び副委員長）

第6条 委員会には委員長1名、副委員長1名を置くこととする。

2. 委員長及び副委員長は委員の互選によってこれを定める。

3. 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。

4. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故がある時又は委員長が欠けた時は、副委員長がその職務を代行する。

（委員会）

第7条 委員会は委員長が招集し、これを運営する。

2. 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。

3. 委員会の会議の議長は、委員長が行う。

4. 委員会は、必要に応じて委員以外の者から意見を聴くことができる。

(委員会の表決)

第8条 委員会の表決は出席委員の過半数をもって行う。なお、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

2. 前項の場合においては、議長は委員として表決に加わることができない。

3. 事務所から河川利用の事前協議申請について諮問を受けた時、その申請について直接関与している委員は、その表決に加わることが出来ない。

(専門部会)

第9条 専門部会は、委員会から付託された事項について調査して議論を行い、委員会に報告する。

2. 専門部会は、必要に応じて委員以外の者から意見を聴くことができる。

(住民意見の聴取・反映)

第10条 委員会は必要に応じて住民の意見を聴取し、反映するものとする。

(情報公開)

第11条 委員会は原則公開とする。

2. 委員会議事の公開方法については委員会で定めるものとする。

(事務局)

第12条 委員会の事務局は国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所占用調整課に置く。

(規約の改正)

第13条 本規約の改正は、委員総数の過半数以上の同意を得てこれを行うものとする。

(雑則)

第14条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が事務所長と協議の上、委員会に諮って定める。

付則

(施行期日)

この規約は、平成16年11月7日から施行する。

猪名川・藻川河川保全利用委員会規約

（趣 旨）

第1条 本規約は「猪名川・藻川河川保全利用委員会」（以下「委員会」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

（設 置）

第2条 委員会は、淀川水系河川整備計画（基礎案）に基づき河川管理者が設置する。

（目 的）

第3条 委員会は淀川水系猪名川及び藻川の猪名川河川事務所直轄管理区間において、周辺環境及び地域性に考慮しつつ、川らしい自然環境の保全・再生、河川の特性を活かした利用のあるべき姿について検討していくことを目的とする。

（組 織）

第4条 委員会の委員は別表－1のとおりとし、河川管理者が委嘱する。

2 委員の任期は1年とし再任は妨げないものとする。

（委員会）

第5条 委員会には委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長が不在時は、副委員長が委員長の職務を代行する。

4 委員長は、河川管理者からの意見照会を受け、委員会を招集し開催する。

5 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。ただし、委員長がやむを得ない理由により委員会に出席できない場合は、副委員長が議長を代行する。

6 委員会は、委員総数の過半数をもって成立するものとする。

7 委員会の議決は、出席議員の過半数をもってこれを行う。

8 委員会には、別に定める猪名川・藻川公園委員会委員長及び副委員長はオブザーバーとして出席するものとする。

（議事等）

第6条 委員会は河川管理者からの意見照会を受け検討を行う。

2 委員会は検討の結果を河川管理者に対して回答を行う。

（対象河川）

第7条 委員会が対象とする範囲は、淀川水系猪名川及び藻川直轄管理区域とする。

(対象施設)

第 8 条 委員会において検討の対象とする占用施設は以下の河川法第 24 条の許可を必要とする施設とする。

- (1) 河川敷地占用許可準則第 7 第一項イからハまでに掲げる施設
- 2 その他河川管理者が必要と認めた施設

(検討項目)

第 9 条 委員会は以下の事項について検討する。

- (1) 川らしい利用のあり方
- (2) 占用施設が河川環境に与える影響
- (3) 占用施設が地域社会に与える影響
- (4) 占用施設の新設、縮小等に関する事項
- (5) その他河川管理者が必要と認めた施設に関する事項
- (6) その他委員会が認める事項

なお、委員会の審議は第(1)号を優先して行うものとする。第(2)号以降については第(1)号の審議の結果により個々の案件毎に実施するものとする。

(意見聴取)

第 10 条 委員会は、必要に応じ、第三者の出席を求め意見を聴取することができる。

(情報公開)

第 11 条 委員会の会議は原則公開とする。

公開する情報及び情報公開の方法は委員会で定める。

(事務局)

第 12 条 委員会の事務局は、国土交通省近畿地方整備局猪名川河川事務所に置き以下の事務を行う。

猪名川河川事務所長は当該事務を民間企業等に委託することが出来る。

- (1) 会議資料の作成
- (2) 議事録の作成
- (3) 会議内容のとりまとめ及び公表資料の作成
- (4) その他委員会庶務に関する事項

(規約の改正)

第 13 条 本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

(雑 則)

第 14 条 本規約に定めるもののほか、委員会に必要な事項は委員会において定める。

附 則 本規約は、平成 18 年 3 月 29 日から施行する。

猪名川・藻川河川保全利用委員会委員名簿

委員名	所属・役職
綾 史郎	大阪工業大学工学部教授
片寄 俊秀	大阪人間科学大学人間科学部教授
竹門 康弘	京都大学防災研究所水資源研究センター助教授
行政委員	大阪府都市整備部河川室河川環境課長
	大阪府環境農林水産部みどり・都市環境室自然みどり課参事
	大阪府都市整備部総合計画課長
	大阪府都市整備部公園課長
	兵庫県健康生活部環境政策局自然環境課長
	兵庫県県土整備部土木局河川計画課長
	兵庫県県土整備部まちづくり局公園緑地課長
	兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課長
	国土交通省近畿地方整備局猪名川河川事務所長

淀川河川公園基本計画改定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は「淀川河川公園基本計画改定委員会（以下「委員会」という。）」の設置について、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 委員会は、次の事項について検討を行う。

(1) 国営淀川河川公園の基本計画改定に関すること。

(2) その他必要な事項

(委員会の構成)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員及び行政委員で構成し、委員は、近畿地方整備局長が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会には委員長を置く。

2. 委員長は、委員会で委員の互選により定める。

3. 委員長は、委員会の会務を総括する。

4. 委員長は副委員長を指名し、副委員長は委員長の不在又は委員長に事故がある時は、その職務を代理する。

(運営及び会議)

第5条 委員会は、委員長の指示により事務局が招集する。

2. 委員会は委員の過半数の出席をもって成立する。

3. 委員長が必要と判断した場合は、委員以外のものを会議に参加させることができる。

(設置期間)

第6条 委員会は、設置の目的を達成した時に解散する。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、近畿地方整備局建政部及び淀川河川事務所に置く。

2. 事務局は、委員会の庶務を委託することができる。

(情報公開)

第8条 委員会は、原則公開とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附則

この要綱は、平成16年7月8日から施行する。

瀬田川水辺協議会規約

（名称）第1条

本会は、「瀬田川水辺協議会」（以下、協議会という）と称する。

（目的）第2条

- 1 この協議会は、一級河川淀川水系河川整備計画基礎原案に基づき設置された協議会である。
- 2 協議会は、瀬田川に関する、若しくは関連するテーマについて協議し、その協議内容を近畿地方整備局琵琶湖河川事務所長（以下、「事務所長」という）および同局淀川ダム統合管理事務所長に報告し、今後近畿地方整備局が行う瀬田川に関する河川整備に反映させることを目的とする。

（組織）第3条

- 1 協議会は委員20名以内で組織する。
- 2 委員は事務所長と事務所長が下記の各号から委嘱した別表のものとする。
 - （1）学識経験等を有する者
 - （2）地域住民代表
 - （3）瀬田川に関連する諸団体関係者
 - （4）関係行政機関の職員
- 3 事務所長が新たに委員を委嘱する場合、若しくは解任する場合は、協議会の同意を得て行うものとする。

（任期）第4条

- 1 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における交替の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員の再任はこれを妨げないものとする。

（会長及び副会長）第5条

- 1 協議会に会長1名・副会長若干名を置き、それぞれの委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は協議会を代表し、会務を掌握する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときはその職務を代行する。

（専門部会）第6条

- 1 協議会の下部組織として、専門部会を設けることができる。
- 2 専門部会は、協議会で出された議題について理解を深め、さらに詳しく議論すること

を目的とする。

3 専門部会の委員については、別途協議会において決定する。

(情報の公開) 第7条

1 協議会議事については、これを公開とする。

2 協議会議事の公開方法は協議会で定める。

(関係者の出席) 第8条

協議会は、必要に応じて会議の議事に関係ある者に出席を要請し、その説明・意見を求めることができる。

(事務局) 第9条

協議会の事務局は、国土交通省琵琶湖河川事務所内に置く。

(規約の改正) 第10条

協議会は、この規約を改正する必要があると認めた時は、委員総数の過半数の同意を得て、これを行うことができる。

(雑則) 第11条

この規約に定めるものの他、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(附則)

この規約は、平成16年2月23日より施行する。

城北わんどイタセンパラ協議会設置要綱

[改正 平成13年4月26日]

[改正 平成14年4月19日]

[改正 平成18年4月28日]

(名称)

第1条 本会は、城北わんどイタセンパラ協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、「近畿地方イタセンパラ保護増殖事業連絡会議」の城北わんど群を対象とした分科会として、城北わんど群におけるイタセンパラの保護に関する機関相互の緊密な連絡と調整を図り、もってイタセンパラ保護対策の円滑な推進に資することを目的とする。

(連絡・調整事項)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連絡・調整を行うものとする。

- (1)イタセンパラ及びその生息環境の保全に関すること。
- (2)イタセンパラ及びその生息環境に係る調査・研究に関すること。
- (3)その他イタセンパラの保護を進める上で、関係する機関の連携を図るために必要な事項に関すること。

(構成)

第4条 原則として、城北わんど群におけるイタセンパラの保護に関する機関をもって構成する。必要に応じ、構成機関以外の機関または関係者の出席を求め、意見を求めることができる。

(会議)

第5条 協議会は、構成機関の要請に基づき必要に応じて開催することとする。

- 2 協議会は、事務局がこれを運営する。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、環境省 近畿地方環境事務所 野生生物課 に置く。

附則

この要綱は、平成11年4月23日から施行する。

近畿地方イタセンパラ保護増殖事業連絡会議設置要綱

[改正 平成13年7月9日]

[改正 平成18年2月28日]

(名称)

第1条 本会議は、近畿地方イタセンパラ保護増殖事業連絡会議(以下「連絡会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 連絡会議は、「イタセンパラ保護増殖事業計画」(平成8年6月18日環境庁、文部省、農林水産省、建設省告示第1号)第3の4の(5)「効果的な事業の推進のための連携の確保」に基づき、近畿地方におけるイタセンパラ保護増殖事業(以下「事業」という。)に関係する機関相互の緊密な連絡と調整を図り、もって事業の円滑な推進に資することを目的とする。

(報告・調整事項)

第3条 連絡会議は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に報告し、必要な調整を行うものとする。

- 1 各事業実施機関及び事業実施に関連する機関(以下「事業実施機関等」という。)における事業等の計画及び実施状況に関すること。
- 2 事業実施機関等で共通して持つべき情報の収集及び提供等に関すること。
- 3 事業実施機関等の異なる事業間の調整に関すること。
- 4 事業実施機関等の担うべき役割及び事業分担に関すること。
- 5 その他事業実施機関の連携の確保を図るために必要な事項に関すること。

(構成)

第4条 原則として、近畿地方においてイタセンパラ保護増殖事業を実施している機関及び実施する際に密接に関連する機関をもって構成する。必要に応じ、構成機関以外の機関または者の出席を求め、意見を求めることができる。

(連絡会議)

第5条 連絡会議は、毎年定例会議として1回開催することを原則とする。

- 2 特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。
- 3 連絡会議は、事務局がこれを運営する。

(事務局)

第6条 連絡会議の事務局は、環境省近畿地方環境事務所野生生物課に置く。

附 則

この要綱は、平成9年12月10日から施行する。